

661
192

661-192



1200501572737

35.11.24

國史大年表

第一卷

日置昌一著

平凡社



ら、久しきに亙りて指導鞭撻せられたまひし頭山満・床
次竹二郎・津田信吾・中野正剛・永井柳太郎・鶴見左吉雄・石
橋徳作の諸先生に感謝の意を表す。

昭和十年四月

相州北鎌倉圓覺寺魚游山莊にて

日置昌一識

凡例

- 一、神武天皇即位元年より昭和九年に至る歴史を日次にかけて録せり。
- 一、政治事項を主とし、經濟・宗教・教育・學藝の諸項をも能ふ限り之を掲ぐ。
- 一、同日中の出來事は、朝廷、官廳、政治、社會、學藝、歿去の順とし、各項を○印により區切る。
- 一、中に學術・文藝に關しては人物歿去の條にその著書の主たるものを列舉し以て之を補はんとせり。
- 一、上欄の標出は重要と思惟せらるる事項に留む。

- 一、明治六年以前は大陰曆とす。
- 一、干支は毎歳の條に示したり。
- 一、日の不詳にして且つ異説あるものは月末に「何月中」とし月の不詳なるものは年末に「是歲」として載せり。
- 一、欄外柱の所に天皇御名および年號を示し、その下方に皇紀と西曆とを括弧中に記し、以て索搜に便ならしむ。
- 一、索引の編は人名索引に留む。

即位の大禮
を行ふ

神武天皇

元年 辛酉 皇紀元年

正月 一日 天皇、畝傍山橿原宮に於て即位の大禮を擧げ、正妃を立て皇后とし給ふ

二年 壬戌 皇紀二年

論功行賞

二月 一日 功を論じ賞を行ふ、可美真手、天日方奇日方命を申食國政大夫に、天種子命、

天富命を左右輔政に、椎根津彦を倭國造に、劍根を葛城國造に、彦已保理命を

凡河内國造に、天日鷲命を伊勢國造に、天目一根命を山背國造に、菟佐津彦を

宇佐國造に、弟猾を猛田縣主に、弟磯城を磯城縣主と爲す

四年 甲子 皇紀四年

二月 廿三日 詔して鳥見山大和鳥見岳に皇祖天神を祭り給ふ

三十一 年 辛卯 皇紀三十一

車駕巡幸
四月 一日 車駕、巡幸して腋上賺間丘に登り給ひ、始めて秋津洲の號あり

四十二 年 壬寅 皇紀四十二

正月 三日 皇子神渟名川耳命を立て皇太子とし給ふ

七十六 年 丙子 皇紀七十六

三月 十一日 天皇、橿原宮に崩御、寶算百二十七、追謚して神武天皇と曰ひ給ふ

九月 十二日 神武天皇を畝傍山東北陵大和高市郡白檜村大字洞に葬る ○御諒闇中に庶兄手研耳命、朝政を

聽き權勢あり、皇太子神渟名川耳命を害せんとす、皇太子、之を覺り神八井耳

手研耳命誅
せらる

神武天皇・元年——七十六年

命と謀り、之を誅せらる

綏靖天皇

元年 庚辰 皇紀八〇年

正月 八日 即位あり、葛城大和葛上郡莊田郷村元森脇村に遷都し、高丘宮と稱せらる

二年 辛巳 皇紀八一年

正月 二日 五十鈴依媛を立て皇后とし給ふ

三年 壬午 皇紀八二年

正月 中 彦湯支命を申食國政大夫と爲す

四年 癸未 皇紀八三年

四月 四日 神八井耳命薨す

二十五年 甲辰 皇紀一〇四年

正月 七日 磯城津彦玉手看尊を立て皇太子とし給ふ

三十三年 壬子 皇紀一一二年

五月 十日 天皇崩御、寶算八十四、追謚して綏靖天皇と曰ひ給ふ

安寧天皇

元年 癸丑 皇紀一一三年

七月 三日 即位あり

十月十一日 綏靖天皇を桃花鳥田丘上陵大和高市郡白樫村大字四條に葬る

神八井耳命
薨す

二年 甲寅 皇紀一一四年

是 歲 片鹽大和葛下郡浮穴村に遷都あり、浮孔宮と稱す

三年 乙卯 皇紀一一五年

正月 五日 淳名底仲媛を立て皇后とし給ふ

四年 丙辰 皇紀一一六年

四月 中 出雲色命を申食國政大夫に、大禰命を侍臣と爲す

十一年 癸亥 皇紀一二三年

正月 一日 大日本彦耜友尊を立て皇太子とし給ふ

三十八年 庚寅 皇紀一五〇年

十二月 六日 天皇崩御、寶算五十七、追謚して安寧天皇と曰ひ給ふ

懿德天皇

元年 辛卯 皇紀一五一年

二月 四日 即位あり

八月 一日 安寧天皇を畝傍山南御陰井上陵大和高市郡白樫村大字吉田に葬る

九月 廿四日 皇后を尊んで皇太后と曰ふ

二年 壬辰 皇紀一五二年

正月 五日 輕部大和高市郡白樫村大字末波に遷都あり、曲峽宮と稱す

二月 十一日 天豐津媛を立て皇后とし給ふ

二十二年 壬子 皇紀一七二年

二月十二日 觀松彦香殖稻尊を立て皇太子とし給ふ

三十四年 甲子 皇紀一八四年

九月 八日 天皇崩御、寶算七十七、追諡して懿德天皇と曰ひ給ふ

三十五年 乙丑 皇紀一八五年

十月十三日 懿德天皇を畝傍山南織沙溪上陵大和高市郡白檮村大字池尻に葬る

孝昭天皇

元 年 丙寅 皇紀一八六年

正月 九日 即位あり

七月 中 掖上大和葛上郡秋津村大字蓬原に遷都あり、池心宮と稱す

二十九年 甲午 皇紀二一四年

正月 三日 世襲足媛を立て皇后とし給ふ

六十八年 癸酉 皇紀二五三年

正月十四日 日本足彦國押人尊を立て皇太子とし給ふ

八十三年 戊子 皇紀二六八年

八月 五日 天皇崩御、寶算百十四、追諡して孝昭天皇と曰ひ給ふ

孝安天皇

元 年 己丑 皇紀二六九年

正月 七日 即位あり

八月 中 孝昭天皇を掖上博多山陵大和葛城郡八村組合内宇三室村に葬る

二 年 庚寅 皇紀二七〇年

十月 中 室大和葛上郡秋津村に遷都あり、秋津島宮と稱す

三 年 辛卯 皇紀二七一年

八月 中 六見命、三見命を宿禰と爲す

二十六年 甲寅 皇紀二九四年

二月十四日 押媛を立て皇后とし給ふ

七十六年 甲辰 皇紀三四四年

正月 五日 大日本根子彦太瓊尊を立て皇太子とし給ふ

百 二年 庚午 皇紀三七〇年

正月 九日 天皇崩御、寶算百三十七、追諡して孝安天皇と曰ひ給ふ

九月十三日 孝安天皇を玉手丘上陵大和葛上郡掖上村大字玉手に葬る

十一月 中 黒田大和城下郡黒田に遷都あり、蘆戸宮と稱す

孝靈天皇

元 年 辛未 皇紀三七一年

正月十二日 即位あり

二 年 壬申 皇紀三七二年

二月十一日 細媛を立て皇后とし給ふ

三年 癸酉 皇紀三七三年

正月 中大水口命、大矢口命を宿禰と爲す

五年 乙亥 皇紀三七五年

六月中 天皇、近江に行幸あり、駿河の富士を觀給ふ

三十六年 丙午 皇紀四〇六年

正月 一日 大和根子彦國牽尊を立て皇太子とし給ふ

七十二年 癸未 皇紀四四三年

五月中 秦人徐福、男女三千人を率ゐて來朝す

七十六年 丙戌 皇紀四四六年

二月 八日 天皇崩御、寶算百二十八、追諡して孝靈天皇と曰ひ給ふ

孝元天皇

元年 丁亥 皇紀四四七年

正月十四日 即位あり

四年 庚寅 皇紀四五〇年

三月中 輕地大和高市郡白檮村に遷都あり、境原宮と稱す

六年 壬辰 皇紀四五二年

九月 六日 孝靈天皇を片岡馬坂陵大和葛下郡王寺村大字王寺に葬る

徐福來朝

七年 癸巳 皇紀四五三年

二月 二日 鬱色謎を立て皇后とし給ふ

八年 甲午 皇紀四五四年

正月中 大綜麻杵命を大禰と爲す

二十二年 戊申 皇紀四六八年

正月十四日 雅日本根子彦大日日尊を皇太子とし給ふ

五十七年 癸未 皇紀五〇三年

九月 二日 天皇崩御、寶算百十六、追諡して孝元天皇と曰ひ給ふ

開化天皇

十一月十二日 即位あり

元年 甲申 皇紀五〇四年

十月十三日 春日大和添下郡率川沿岸に遷都あり、率川宮と稱す

五年 戊子 皇紀五〇八年

二月 六日 孝元天皇を劔池島上陵大和高市郡白檮村大字石川に葬る

六年 己丑 皇紀五〇九年

正月十四日 伊香色謎を立て皇后とし給ふ

八年 辛卯 皇紀五一一年

正月中 武建命、大峯命を大禰と爲す

二十八年 辛亥 皇紀五三一年

正月 五日 御間城入彦五十瓊殖尊を皇太子とし給ふ

六十一年 癸未 皇紀五六三年

四月 九日 天皇崩御、寶算百十一、追諡して開化天皇と曰ひ給ふ

十月 三日 開化天皇を春日率川阪本陵奈良市大字油坂地方町に葬る

崇神天皇

元年 甲申 皇紀五六四年

正月十三日 即位あり

二月十六日 御間城姫を立て皇后とし給ふ

二年 乙酉 皇紀五六五年

九月中 磯城大和城上郡三輪村に遷都あり、瑞籬宮と稱す

四年 丁亥 皇紀五六七年

二月中 建贍心命を大禰に、多辨命を宿禰に、安毛建美命を侍臣と爲す

十月廿三日 天皇、詔して臣下に忠貞を竭さしむ

五年 戊子 皇紀五六八年

八五月中 疫病流行して大半死亡す

六年 己丑 皇紀五六九年

三月中 皇女豊鍬入姫をして神鏡、靈劍を大和笠縫邑に遷し祀らしめ、又皇女淳名城

天社、國社、
神地、神戸、
を定む

七年 庚寅 皇紀五七〇年

入姫に命じて大國魂神を祭らしむ

二月十五日 災害數々有り、天皇、神淺茅原に臨みて八十萬の神に卜し給ふ

十一月 八日 太田田根子をして大物主大神を祭らしめ、長尾市をして倭大國魂神を祭らしめ

別に八十萬神を祭り、天社、國社、神地、神戸を定む

八年 辛卯 皇紀五七一年

四月十六日 高橋邑人活日を大神掌酒と爲す

是 歲 疫病息み、國內漸く謐まる

十年 癸巳 皇紀五七三年

七月廿四日 詔して四道に將軍を遣し給はんとす

九月 九日 大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、彥五十狹芹彥命を西道に、道主命を丹

四道將軍任
命

波に、差遣し給ふ

九 月中 武埴安彥叛す、吉備津彥命等をして之を誅せしむ

十月 一日 詔して畿内の平定を告げ給ふ

十月廿二日 大彥命等、各々四道巡察に赴く

十一年 甲午 皇紀五七四年

四月廿八日 四道將軍、歸京して平定を奏上す

十二年 乙未 皇紀五七五年

崇神天皇・七年——十二年

課役の先後を定む
人口調査を行ふ

船舶を造る

三月十一日 人民を勘合して長幼の次第を立て、課役の先後を定む
九月十六日 始めて人民の戸口を調べ更に男女の調役を課す○天下太平にして御肇國天皇と稱し奉る

十七年 庚子 皇紀五八〇年

七月 一日 諸國に詔して船舶を造らしめ給ふ

二十九年 壬戌 皇紀六〇二年

正月 一日 垂仁天皇降誕あり

四十八年 辛未 皇紀六一一年

四月十九日 活目入彦五十狹茅尊を立て皇太子とし給ふ○皇長子豊城入彦尊をして東國を鎮撫せしむ

六十年 癸未 皇紀六二三年

七月 中 出雲振根、叛を謀りて誅せらる

六十二年 乙酉 皇紀六二五年

七月 二日 詔して農民の爲め池溝を開かしめ給ふ

十月 中 河内に依綱池を作る

十一月 中 荊坂池、反折池を作る

六十五年 戊子 皇紀六二八年

七月 中 任那國、始めて使節蘇那曷叱智等を遣して朝貢す

任那朝貢

池溝を開く

是 歲 始めて熊野本宮を造る

六十八年 辛卯 皇紀六三一年

十二月 五日 天皇崩御、寶算百十九、追諡して崇神天皇と曰ひ給ふ

垂仁天皇

元年 壬辰 皇紀六三二年

正月 二日 即位あり

十月 十一日 崇神天皇を山邊道上陵大和式上郡柳本村大字柳本に葬る

十一月 二日 皇后を尊んで皇太后と曰ふ

二年 癸巳 皇紀六三三年

二月 九日 狹穗姫を立て皇后とし給ふ

十月 中 纏向大和城上郡纏向村に遷都あり、珠城宮と稱す

是 三 歲 任那の使節蘇那曷叱智、歸國す、赤絹一百匹を賜ふ

三年 甲午 皇紀六三四年

三 月 中 新羅王子天日槍、來朝し歸化して鏡、寶玉、刀鎗等を献上す、之に邑を但馬に賜ふ

四年 乙未 皇紀六三五年

九月 廿三日 皇后、兄狹穗彦と共に叛を謀る

五年 丙申 皇紀六三六年

新羅王子來朝

狹穗彦を誅す

十月 一日 皇后狹穗姫、狹穗彦の謀を天皇に告ぐ、依て將軍上毛野八綱田を遣して狹穗彦を誅す、皇后亦城中に入つて自盡せらる

七年 戊戌 皇紀六三八年

七月 七日 出雲の人野見宿禰、詔を奉じて大和の人當麻蹶速と角力して之を殺す

十五年 丙午 皇紀六四六年

八月 一日 日葉酢媛を立て皇后とし給ふ

二十三年 甲寅 皇紀六五四年

八月 四日 十千根命を大夫と爲す

八月廿二日 大新河命に物部連公の姓を賜ふ

二十五年 丙辰 皇紀六五六年

三月 十日 皇女倭姫命に詔して、神地を卜し天照大神を祭らしむ

二十六年 丁巳 皇紀六五七年

八月 三日 大夫十千根を出雲に遣し神寶を掌らしむ

九月十七日 皇女倭姫命、詔を奉じて天照大神を伊勢國五十鈴川上に奉祀し、磯宮と謂ひ、

天見通命を禰宜と爲す

二十七年 戊午 皇紀六五八年

八月 七日 祠官に令し、始めて兵器を以て祭幣となす

是 歲 始めて屯倉を耒目邑に設け、兵糧を蓄へしむ

賜姓の始

天照大神を祭る

始めて屯倉を置く

二十八年 己未 皇紀六五九年

十月 五日 倭彦命薨ぜらる、其の近習を聚めて生埋とす

十一月 中 天皇、詔して殉死の遺風を禁じ給ふ

三十二年 癸亥 皇紀六六三年 西曆三年

七月 六日 皇后日葉酢媛崩御、野見宿禰、埴物を以て殉死に易へ陵墓に樹つ、天皇、之を

嘉賞して姓を土師臣と賜ふ

三十四年 乙丑 皇紀六六五年 西曆五年

三月 二日 天皇、山背に行幸あり

三十五年 丙寅 皇紀六六六年 西曆六年

九 月中 皇子、五十瓊敷入彦命を河内に遣し、高石池、茅渟池を作らしめ給ふ

十 月中 大和に狹城池、迹見池を作り、猶諸國に命じて八百餘處に池溝を開き、農業を

勸め給ふ

三十七年 戊辰 皇紀六六八年 西曆八年

正月 一日 大足彦忍代別尊を立て皇太子とし給ふ

三十九年 庚午 皇紀六七〇年 西曆一〇年

十 月中 皇子五十瓊敷入彦命、茅渟菟砥ノ川上の寶宮に於て鍛工河上に命じて劔一千口

を作り川上部と言ふ、石上神宮に藏む

八十一年 壬子 皇紀七二二年 西曆五二年

殉死を禁ず

漢と通好す

二月 一日 大夫十千根に姓を物部連公と賜ふ

八十六年 丁巳 皇紀七十七年 西暦五十七年

是 歲 始めて漢と通好す

八十七年 戊午 皇紀七十八年 西暦五十八年

二月 五日 五十瓊敷入彦命、石上神宮の神寶掌を辭し物部十千根之に代る

八十八年 己未 皇紀七十九年 西暦五十九年

七月 十日 詔して天日槍の曾孫、清彦に寶物を獻せしめ、之を官府に藏す

九十年 辛酉 皇紀七十二年 西暦六十年

二月 一日 田道間守を常世國に遣し非時香菓を求めしむ

九十九年 庚午 皇紀七十三年 西暦七十年

七月 一日 天皇崩御、寶算百三十九、追諡して垂仁天皇と曰ひ給ふ

十二月 十日 垂仁天皇を菅原伏見東陵大和添下郡都跡村大字尼辻に葬る

景行天皇

元年 辛未 皇紀七十三年 西暦七十二年

七月 十一日 即位あり

是 歲 田道間守は非時香菓を得て歸國す、垂仁帝既に崩御の後なり、依て之を山陵に

奠し、慟泣して死す

二十八年 壬申 皇紀七十二年 西暦七十二年

田道間守を常世國に遣す

九州親征

三月 三日 播磨稻日大郎媛を立て皇后とし給ふ

四年 甲戌 皇紀七十四年 西暦七十四年

二月 十一日 天皇、美濃に行幸あり

十一月 一日 車駕、美濃より還幸し、纏向大和城上郡纏向村檜原に遷都あり、日代宮と稱す

十二年 壬午 皇紀七十二年 西暦八十二年

七月 中 筑紫熊襲叛し九州大に亂る

八月 十五日 天皇、熊襲を親征し給ふ

九月 五日 車駕、周芳娑磨に至り、賊を誅し給ふ

十月 中 土蜘蛛を碩田國に誅す

十一月 中 天皇、日向に行幸あり、高屋宮を營み給ふ

十二月 五日 熊襲八十梟師、其の娘市乾鹿文に刺殺さる

十三年 癸未 皇紀七十四三年 西暦八十三年

五月 中 熊襲悉く平定せらる

十七年 丁亥 皇紀七十七年 西暦八十七年

三月 十二日 天皇、子湯縣丹裳小野に幸し、其の國を日向と稱せらる

十八年 戊子 皇紀七十八年 西暦八十八年

三月 中 天皇、筑紫國を巡狩して夷守に到り給ふ

四月 三日 天皇、熊縣に到りて熊津彦兄弟を召さる、弟命に應ぜず、乃ち兵を遣して之を

熊襲平定

誅す

五月一日 天皇、八代縣豐村に幸し、其の國を火國と稱せらる

六月三日 車駕、玉杵名邑に至り、上蜘蛛津頼を誅せらる

六月十六日 車駕、阿蘇國に至り給ふ

七月四日 車駕、筑紫後國に至り、高田行宮に入り給ふ

七月七日 車駕、八女縣に至り給ふ

八月 中 車駕、浮羽邑に至り給ふ

十九年 己丑 皇紀七四九年 西曆八九年

車駕還幸

九月 廿日 車駕、日向より還幸し給ふ

二十年 庚寅 皇紀七五〇年 西曆九〇年

二月 四日 五百野皇女を遣して天照大神を祭らしむ

二十五年 乙未 皇紀七五五年 西曆九五年

七月 三日 武内宿禰を北陸及び東方諸國に遣して、民俗、地形を觀察せしむ

二十七年 丁酉 皇紀七五七年 西曆九七年

二月十二日 武内宿禰、東國より還りて復命す

八月 中 筑紫熊襲又叛し、屢々邊境を侵略す

十月十三日 皇子日本武尊に命じて熊襲を討たしむ

十二月 中 日本武尊、熊襲國に到り賊魁川上梟師を刺殺す

筑紫熊襲叛

す

日本武尊川

上梟師を誅

す

二十八年 戊戌 皇紀七五八年 西曆九八年

二月 一日 日本武尊、凱旋して筑紫平定を奏上す

四十年 庚戌 皇紀七七〇年 西曆一一〇年

六月 中 東夷又叛して邊境騒動す

七月十六日 日本武尊に斧鉞を授けて東夷征討を命ぜらる

十月 二日 日本武尊、大伴武日、吉備武彦等を率ゐて京師を出發す

十月 七日 日本武尊、道を枉げて伊勢神宮に詣づ、倭媛、之に叢雲劔を授く、それより駿

河に到りて賊を誅し、尋いで相模上總を経て陸奥に入り、悉く賊を鎮定せらる

四十三年 癸丑 皇紀七七三年 西曆一一三年

是 歲 日本武尊、凱旋して伊勢に至り病を發して能褒野に於て薨せらる御年三十二

五十一年 辛酉 皇紀七八一年 西曆一二二年

正月 七日 群臣を召して宴を賜ふ

八月 四日 稚足彦尊を立て皇太子とし給ふ○蝦夷の捕虜を畿外に置く

五十二年 壬戌 皇紀七八二年 西曆一二三年

五月 四日 皇后播磨稻日大郎姫崩御

七月 七日 八坂入媛を立て皇后とし給ふ

五十三年 癸亥 皇紀七八三年 西曆一二三年

八月 一日 天皇、伊勢に行幸あり、轉じて東海に入り給ふ

東方巡幸

十月 中 車駕、上總に到り海路に従つて淡水門に抵り給ふ

十二月 中 車駕、再び伊勢に行幸あり、綺宮に居り給ふ

五十四年 甲子 皇紀七八四年 西曆二二四年

九月十九日 天皇、伊勢より纏向宮に還幸あり

五十五年 乙丑 皇紀七八五年 西曆二二五年

二月 五日 彦狭島王を東山道十五國の都督と爲す、尋いで赴任の途次春日穴咋邑に到りて

彦狭島王を東山道都督と爲す

薨す

五十六年 丙寅 皇紀七八六年 西曆二二六年

八月 中 彦狭島王の子御諸別王を東山道十五國都督と爲し蝦夷を平定せしむ

五十七年 丁卯 皇紀七八七年 西曆二二七年

九月 中 坂手池を作り、竹を堤上に植ゑしむ

田部屯倉を置く

十月 中 諸國に令して田部、屯倉を置く

五十八年 戊辰 皇紀七八八年 西曆二二八年

二月十一日 天皇近江に行幸あり、志賀に留り給ふ、高穴穗宮と稱す

熊野新宮を創建

是 歲 熊野新宮を創建す

六十一年 庚午 皇紀七九〇年 西曆二三〇年

十一月 七日 天皇、近江にて崩御、寶算百四十三、追謚して景行天皇と曰ひ給ふ

成務天皇

元年 辛未 皇紀七九一年 西曆二二一年

正月 五日 即位あり

二年 壬申 皇紀七九二年 西曆二二二年

十一月 十日 景行天皇を山邊道上陵大和式上郡柳本村大字瀧谷に葬る

三年 癸酉 皇紀七九三年 西曆二二三年

正月 七日 武内宿禰を始て大臣と爲す、大臣此に始まる

四年 甲戌 皇紀七九四年 西曆二二四年

二月 一日 詔して國郡に長を置き、縣邑に首を設く

五年 乙亥 皇紀七九五年 西曆二二五年

九 月 中 國郡に令し、造長を立て、縣邑に稻置を置き、竝に楯矛を賜ひて表とし、山河

の境界及び國縣を分ち、阡陌に隨ひて境域を定め、東西を日縦、南北を日横、

山陽を顯面、山陰を背面と稱す、是に於て封建の制、益々備はる

四十八年 戊午 皇紀八三八年 西曆二七八年

三月 一日 皇甥足仲彥尊を立て皇太子とし給ふ

六十一年 庚午 皇紀八五〇年 西曆一九〇年

六月十一日 天皇崩御、寶算百七、追謚して成務天皇と曰ひ給ふ

九月 六日 成務天皇を狭城盾列池後陵大和添下郡平城村大字山陵に葬る

仲哀天皇

大連を設く

元 年 壬申 皇紀八五二年 西曆一九二年

正月十一日 即位あり

十月 中 大伴武以を始め大連と爲し、大臣と與に朝政を執らしむ

閏十一月四日 皇弟蘆髮蒲見別王、罪ありて誅せらる

二 年 癸酉 皇紀八五三年 西曆一九三年

正月十一日 氣長足姫尊を立て皇后とし給ふ

二月 六日 天皇、角鹿越前に行幸あり、行宮を營み、筥飯宮と稱す

二月 中 淡路に屯倉を置く

三月十五日 車駕、紀伊を巡幸あり、徳勒津宮に入り給ふ

四月 中 熊襲再び叛す

五月 中 車駕、親征の爲め發輦あり

六月 十日 車駕、豊浦津に到り給ふ

七月 五日 皇后、又豊浦津に到り給ふ

九月 中 車駕、長門穴門に行幸あり、行宮を營み豊浦宮と稱す

八 年 己卯 皇紀八五九年 西曆一九九年

正月 四日 車駕、筑紫に到り給ふ

正月廿一日 車駕、筑前備縣賀郡に行幸あり、筑前樞日宮郡香日村に居り給ふ

九月 五日 天皇、群臣と議し熊襲と戦つて克たず

熊襲叛す
車駕親征

崩御

九 年 庚辰 皇紀八六〇年 西曆二〇〇年

二月 六日 天皇、樞日宮に於て崩御、寶算五十二、祕して喪を發せず

三月十七日 皇后、樞日宮を發し松峽宮に到り給ふ

三月 廿日 皇后、層増岐野に軍を出し賊を撃滅し給ふ

三月廿五日 皇后、山門縣に轉じて土蜘蛛田油津媛を誅す

四月 三日 皇后、火前國松浦縣玉島河上に到り給ふ

九月 十日 皇后、諸國に令して船艦、甲冑を修繕せしめ、新羅征伐を計畫し給ふ

十月 三日 皇后、自ら兵を率ゐて和珥津を發し、新羅に到り給ふ、新羅王波沙寐錦、震慄

して降伏し、質子を入れ毎年、金銀、彩色綾羅、練絹等の貢船八十艘を獻ずる

事を誓ふ、高麗、百濟、之を聞き、相次いで降を請ふ

十二月十四日 皇子、筑紫蚊田に於て降誕あり、譽田別尊と名づけ給ふ

應神天皇

神功皇后 (攝政)

元 年 辛巳 皇紀八六一年 西曆二〇一年

二 月 中 皇后、皇子を奉じて豊浦津に到り、仲哀天皇の喪を發し京師に向ひ給ふ、先帝

庶兄麁阪王、忍熊王、叛して播磨に之を拒む、因つて、皇后、即ち武内宿禰に

皇子を守護して紀伊に避けしめ、自ら軍を率ゐて御征討あり、麁阪王、菟餓野

に獵して赤猪に殺さる

神功皇后新
羅を征せら
る

神功皇后攝政となる

三月五日 皇軍、忍熊王を撃破す、忍熊、瀬田濟に戦死す
 十月二日 皇后、攝政と爲り給ひ、物部多遲麻を大連と爲す
 十一月八日 仲哀天皇を惠我長野西陵河内丹南郡長野村大字岡に葬る
 三年 癸未 皇紀八六三年 西暦二〇三年
 正月三日 譽田別皇子を立て皇太子とし給ふ○物部五十琴を大連と爲す○磐余大和十市郡安部村に遷都あり、若櫻宮と稱す

新羅朝貢

四年 甲申 皇紀八六四年 西暦二〇四年
 三月七日 新羅使節、來朝し朝貢せるを以て其の質を免ず
 五年 乙酉 皇紀八六五年 西暦二〇五年
 是 歲 新羅の職工を大和に置く
 十三年 癸巳 皇紀八七三年 西暦二一三年
 二月八日 武内宿禰、皇太子譽田別尊を奉じ、角鹿の笥飯太神に參拜す
 二月十七日 武内宿禰、角鹿より歸る、皇太后、宴を大殿に設けて皇太子の壽を祝し給ふ
 三十年 庚戌 皇紀八九〇年 西暦二三〇年
 是 歲 吳王孫權、其の將をして我が西國を侵して克たず
 四十六年 丙寅 皇紀九〇六年 西暦二四六年
 三月一日 斯摩宿禰を卓淳國に遣す
 四十七年 丁卯 皇紀九〇七年 西暦二四七年

百濟朝貢

新羅を征す

四月中 百濟使節朝貢す
 四十九年 己巳 皇紀九〇九年 西暦二四九年
 三月中 荒田別、鹿我別を將軍と爲して新羅を討たしめ、其の七國を定め之を百濟に賜ふ
 五十年 庚午 皇紀九一〇年 西暦二五〇年
 二月中 將軍荒田別等、官符を置いて凱旋す
 五十一 辛未 皇紀九一一年 西暦二五一年
 三月中 百濟使節又朝貢す
 五十二年 壬申 皇紀九一二年 西暦二五二年
 九月十日 百濟使節朝貢し、七枝刀一口、七子鏡一面及び鐵等を獻上す
 六十九年 己丑 皇紀九二九年 西暦二六九年
 四月十七日 皇太后崩御、寶算百、追諡して神功皇后と曰ひ給ふ
 十月十五日 神功皇后を狭城盾列池上陵大和添下郡平城村大字山陵に葬る
 七十年 庚寅 皇紀九三〇年 西暦二七〇年
 正月一日 即位あり、輕島大和高市郡見瀬大字留二村に遷都し明宮と稱す
 七十一年 辛卯 皇紀九三一年 西暦二七一年
 三月中 仲媛を立て皇后とし給ふ
 七十二 壬辰 皇紀九三二年 西暦二七二年

神功皇后崩御

東夷蝦朝貢

海人及び山守部を定む

韓人池を造る

十月 三日 東蝦夷朝貢す、之に命じて厩阪道を作らしむ
 十一月中 所在の海人擾動し皇命を阻む、大濱宿禰を海人宰と爲し、之を鎮定せしむ
 是 歲 百濟王辰斯、禮なきを以て、紀角等を遣す、國人、王を弑して罪を謝す
 七十四年 甲午 皇紀九三四年 西曆二七四年
 八月十三日 諸國に令して海人及び山守部を定む
 十月中 伊豆に令して船を造らしむ、長さ十丈に達し枯野と稱す
 七十五年 乙未 皇紀九三五年 西曆二七五年
 二月中 車駕 近江に行幸あり
 七十六年 丙申 皇紀九三六年 西曆二七六年
 九月中 高麗、百濟、任那、新羅、相次いで朝貢す、乃ち武内宿禰を遣し諸韓人を督して韓人池を作らしむ
 七十七年 丁酉 皇紀九三七年 西曆二七七年
 三月中 百濟王阿花、禮なきを以て其の封地を削る、阿花、懼れて其の子直支を來朝せしめ、其の罪を謝す
 七十八年 戊戌 皇紀九三八年 西曆二七八年
 四月中 武内宿禰を筑紫に遣して巡察せしむ
 八十年 庚子 皇紀九四〇年 西曆二八〇年
 四月中 難波の池を疏流す

弓月君歸化

王仁來朝

漢人歸化

十月中 劍池、輕池、鹿垣池、厩坂池を作る
 八十三年 癸卯 皇紀九四三年 西曆二八三年
 二月中 百濟、縫衣の工女を獻す
 是 歲 功滿王子弓月君、百二十餘縣人口を率ゐて來朝し歸化す、乃ち大倭朝津間掖上の地を賜ふ
 八十四年 甲辰 皇紀九四四年 西曆二八四年
 八月 六日 百濟王阿花、阿直岐を使節として來朝せしめ、良馬二匹を獻す、阿直岐文學に通ず、依て皇子菟道稚郎子に侍讀せしむ、阿直岐、乃ち博士王仁を推薦す
 八十五年 乙巳 皇紀九四五年 西曆二八五年
 二月中 百濟使博士王仁、治工、釀酒人、吳服師を率ゐて來朝し、論語十卷、千字文一卷を獻す、皇子菟道稚郎子、之に従つて學を修む、文教の興り此れに始る
 八十八年 戊申 皇紀九四八年 西曆二八八年
 十月 一日 車駕、吉野に行幸あり、國樞人、酒を獻す
 八十九年 己酉 皇紀九四九年 西曆二八九年
 九月中 漢主劉宏の裔阿知使主、其の子都加使主、共に十七縣人口を率ゐて來朝して歸化す、乃ち高市郡檜前村を賜ふ
 九十一年 辛亥 皇紀九五一年 西曆二九一年
 三月 五日 車駕、難波大隅宮に行幸あり

高麗調貢

九月 六日 車駕、淡路島に狩し吉備を巡省して小豆島に行幸あり
 九月 十日 車駕、葉田葦守宮に到り給ふ
 九十七年 丁巳 皇紀九五七年 西曆二九七年
 九月中 高麗の使者、來朝して調貢す、表文、禮を失するを以て之を責む
 百 庚申 皇紀九六〇年 西曆三〇〇年
 八月中 伊豆の國に令して官船枯野を毀ち、薪となし鹽五百籠を煮て諸國に頒ち賜ふ
 是 歲 新羅王、良匠を貢す
 百 丙寅 皇紀九六六年 西曆三〇六年
 二月中 阿知使主、都加使主を吳に遣して織縫工女を求めらる
 百 戊辰 皇紀九六八年 西曆三〇八年
 二月中 百濟王、其の妹新齊都媛を朝廷に仕へしむ
 百 己巳 皇紀九六九年 西曆三〇九年
 正月廿四日 菟道稚郎子を立て皇太子とし給ひ、大鶴鷄皇子をして之を輔けしむ
 百 庚午 皇紀九七〇年 西曆三一〇年
 二月十五日 天皇崩御、寶算百十一、惠我藻伏崗陵河内古市郡古市村大字警田に葬る、追諡して應神天皇と
 曰ひ給ふ
 二月中 阿知使主、工女、吳織、穴織を率ゐて吳より歸朝す
 仁徳天皇

三年の課役を免す

元 年 癸酉 皇紀九七三年 西曆三一三年
 正月 三日 即位あり、難波大阪市東區上木町安國寺阪北に遷都し高津宮と稱す
 二 年 甲戌 皇紀九七四年 西曆三一四年
 三月 八日 盤之媛命を皇后とし給ふ
 四 年 丙子 皇紀九七六年 西曆三一六年
 二月 六日 天皇、高樓に望み民烟の閑寥なるを觀給ふ
 三月廿一日 詔して自今三年の間百姓の課役を免ぜらる
 七 年 己卯 皇紀九七九年 西曆三一九年
 四月 一日 天皇、高樓に登り民烟多きを觀て、皇后に朕既に富むと詔ふ
 八月 九日 去來穗別皇子の爲に壬生部を、皇后の爲に葛城部を定め給ふ
 十 年 壬午 皇紀九八二年 西曆三二二年
 十月中 始めて皇居造營を赦し給ふ、老幼争うて集ひ、日夜勵み、幾ばくもなくして成
 十 一 年 癸未 皇紀九八三年 西曆三二三年
 四月十七日 詔して開墾を獎勵し給ふ
 十 月 中 宮北の地を鑿ち堀を作りて流水を海に通ず、堀江と稱し、又茨田堤を築く
 是 歲 新羅調貢す
 十 二 年 甲申 皇紀九八四年 西曆三二四年

難波堀江を穿つ

始て課役す

茨田の屯倉を置く

七月三日 高麗より鐵盾、鐵的を獻ず
八月十日 高麗使節に宴を賜ふ
十月中 山背栗隈縣に大溝を鑿ち、以て灌漑を便にす
十三年 乙酉 皇紀九八五年 西曆三二五年

九月中 始めて茨田の屯倉を置き、春米部を定む

十月中 和珥池を作り、横野堤を築く

十四年 丙戌 皇紀九八六年 西曆三二六年

十一月中 猪甘津に橋を作る

是 歲 墾田四萬餘町に及ぶ、百姓寛饒にして凶荒の憂なし

十七年 己丑 皇紀九八九年 西曆三二九年

新羅の朝貢せざるを責む

九月中 是より先、新羅朝貢せず、因つて砥田宿禰、賢遺臣を遣して之を責む、新羅、乃ち緇千四百六十四匹及び雜調八十艘を獻じて罪を謝す

三十年 壬寅 皇紀一〇〇二年 西曆三四二年

九月十一日 皇后磐之媛、紀伊國熊野岬に行啓あり○天皇、八田皇女を納れて妃とせらる、

皇后、之を聞きて大恚あり、山背筒城岡南に宮を營み、之に住して還啓あらせ

られず

十月一日 天皇、口持臣を遣して皇后を諭し給ふ、之を肯かず

十一月七日 天皇、山背筒城宮に行幸あり、皇后を召さる、出で給はず

三十一年 癸卯 皇紀一〇〇三年 西曆三四三年

正月十五日 大兄去來穗別尊を立て皇太子とし給ふ

三十五年 丁未 皇紀一〇〇七年 西曆三四七年

六月中 皇后磐之媛、筒城宮に於て崩御せらる

三十八年 庚戌 皇紀一〇一〇年 西曆三五〇年

正月六日 八田皇女を皇后とし給ふ

四十一年 癸丑 皇紀一〇一三年 西曆三五三年

三月中 紀角宿禰を百濟に差遣せらる

四十三年 乙卯 皇紀一〇一五年 西曆三五五年

九月一日 鷹の鳥を捕ふるを知り、令して之を飼はしむ

五十三年 乙丑 皇紀一〇二五年 西曆三六五年

五月中 是より先、新羅又朝貢せず、上毛野君竹葉瀬をして其の闕貢を責問し、更に上

毛野田道を遣して之を撃たしむ、田道、新羅四邑の人民を虜にして還る

五十五年 丁卯 皇紀一〇二七年 西曆三六七年

四月中 蝦夷叛す、上毛野田道に命じて之を討たしむ、田道、伊寺水門に戦つて破れ、

遂に敗死す

五十八年 庚午 皇紀一〇三〇年 西曆三七〇年

十月中 吳、高麗共に朝貢す

田道をして新羅を撃たしむ

蝦夷叛す田道敗死

氷室を置く

六十二年 甲戌 皇紀一〇三四年 西曆三七四年

五 月 中 始めて氷室を置く

六十七年 己卯 皇紀一〇三九年 西曆三七九年

十月 五日 天皇、河内石津原に行幸あり

七十八年 庚寅 皇紀一〇五〇年 西曆三九〇年

是 歳 武内宿禰薨す年三百餘歳

八十七年 己亥 皇紀一〇五九年 西曆三九九年

正月十六日 天皇崩御、寶算百十、追謚して仁德天皇と曰ひ給ふ

十月 七日 仁德天皇を百舌鳥野陵和泉大島郡船松村大字船松に葬る

履中天皇

元 年 庚子 皇紀一〇六〇年 西曆四〇〇年

二月 一日 即位あり

四月十七日 死罪を減じて一等を赦し、之に鯨刑を加ふるの制を創定す

七月 四日 黒媛を納れて妃とし給ふ

二 年 辛丑 皇紀一〇六一年 西曆四〇一年

正月 四日 皇弟瑞齒別皇子を立て皇太子とし給ふ

十月 中 磐余大和十市郡安部村に遷都あり、大臣平群木菟、蘇我滿智、大連物部伊菖弗、葛城圓、

共に政を執る

鯨刑の制を定む

武内宿禰薨す

十一 月中 磐余池を造る

三 年 壬寅 皇紀一〇六二年 西曆四〇二年

十一月 六日 天皇、磐余市磯池に舟を浮べ賀宴あり○皇居を磐余稚櫻宮と稱す

四 年 癸卯 皇紀一〇六三年 西曆四〇三年

八月 八日 始て史官を諸國に置き、言事を記録せしむ

十月 中 石上溝を掘る

五 年 甲辰 皇紀一〇六四年 西曆四〇四年

九月十八日 天皇、淡路島に狩を行ひ給ふ

九月廿二日 車駕、淡路島より還幸あり

六 年 乙巳 皇紀一〇六五年 西曆四〇五年

正月 六日 草香幡梭皇女を立て皇后とし給ふ

正月 九日 始めて藏職を置き、藏部を定む

三月十五日 天皇崩御、寶算六十七、追謚して履中天皇と曰ひ給ふ

十月 四日 履中天皇を百舌鳥耳原南陵和泉大島郡神石村大字神石津に葬る

反正天皇

元 年 丙午 皇紀一〇六六年 西曆四〇六年

正月 二日 即位あり

八月 六日 津野媛を立て皇后とし給ふ

史官を諸國に置く

藏職を置く

十月 中 丹比河内丹比郡松原莊に遷都あり、柴籬宮と稱す

五 年 庚戌 皇紀一〇七〇年 西曆四一〇年

正月廿三日 天皇崩御、寶算六十、追諡して反正天皇と曰ひ給ふ

允恭天皇

元 年 壬子 皇紀一〇七二年 西曆四一二年

十二月中 即位あり

二 年 癸丑 皇紀一〇七三年 西曆四一三年

二月十四日 忍坂大中姫を立て皇后とし給ふ

三 年 甲寅 皇紀一〇七四年 西曆四一四年

正月 一日 使を新羅に遣して良醫を求む

八月 中 新羅より醫師、來朝して、天皇の疾を治療し奉る

四 年 乙卯 皇紀一〇七五年 西曆四一五年

九月 九日 氏族を正さんが爲に味樞岡に、誓神探湯せしむ

五 年 丙辰 皇紀一〇七六年 西曆四一六年

七月十四日 玉田宿禰、不敬の罪ありて誅せらる

十一月十一日 反正天皇を百舌鳥耳原北陵和泉大島郡向井村大字中筋に葬る

七 年 戊午 皇紀一〇七八年 西曆四一八年

十二月 一日 天皇、皇后の妹衣通姫の美を聽き、使を近江坂田に遣して之を召す、皇后に

諸民の姓を定む

新羅に良醫を求む

衣通姫を召さる

八 年 己未 皇紀一〇七九年 西曆四一九年

二 月 中 天皇、藤原に行幸あり、更に衣通姫の請を容れ、河内茅渟に宮を造營して之に徙らしめ、是より度々行幸あり

九 年 庚申 皇紀一〇八〇年 西曆四二〇年

二 月 中 車駕、茅渟宮に行幸あり

十 年 辛酉 皇紀一〇八一年 西曆四二一年

正 月 中 使者を遣はして宋に聘せしむ

十 一 年 壬戌 皇紀一〇八二年 西曆四二二年

三 月 四日 車駕、茅渟宮に行幸あり

十 四 年 乙丑 皇紀一〇八五年 西曆四二五年

九 月 十二日 天皇、淡路島に獵を行ひ給ふ

二十三年 甲戌 皇紀一〇九四年 西曆四三四年

三 月 七日 木梨輕皇子を立て皇太子とし給ふ、物部麥入宿禰、物部大前宿禰を大連と爲す、
○皇太子の爲に輕部を定む

二十四年 乙亥 皇紀一〇九五年 西曆四三五年

六 月 中 輕大娘、罪ありて伊豫に流さる、流刑の始なり

四十二年 癸巳 皇紀一一一三年 西曆四五三年

輕大娘を流す

木梨輕皇子
自盡

正月十四日 天皇崩御、寶算八十、追諡して允恭天皇と曰ひ給ふ
十月 十日 允恭天皇を長野北陵河内志紀郡道明寺村大字國府に葬る○皇太子木梨輕皇子暴虐あり、諸臣、皇弟穴穗王を擁す、木梨輕皇子叛して破れ、遂に自殺せらる

安康天皇

十二月十四日 即位あり

元年 甲午 皇紀一一一四年 西曆四四四年

正月 中 大草香皇子、玉鬘を献上す

皇叔大草香
皇子を弑す

二月 一日 天皇、大泊瀨皇子の爲め、皇叔大草香皇子の妹幡梭皇女を迎へんと欲す、使者偽詐せし爲め遂に大草香皇子を殺し、其の妻中蒂姫を納めて妃とし給ふ

二年 乙未 皇紀一一一五年 西曆四五五年

正月十七日 中蒂姫を立て皇后とし給ふ、大草香皇子の遺子眉輪王、母の故を以て罪を免ぜられ宮中に養はる

三年 丙申 皇紀一一一六年 西曆四五六年

眉輪王天皇
を弑す

八月 九日 天皇、山宮に行幸し眉輪王の爲に弑せられ給ふ寶算五十六、追諡して安康天皇と曰ひ給ふ、眉輪王、境黒彦皇子、八釣白彦皇子、大臣葛城圓と共に皇弟大泊瀨幼武尊に誅せらる

十月 一日 市邊押磐皇子、亦眉輪王に關して弑さる

雄略天皇

十一月十三日 即位あり○平群眞鳥を大臣に、大伴室屋、物部目を大連となす
元年 丁酉 皇紀一一一七年 西曆四五七年

二年 戊戌 皇紀一一一八年 西曆四五八年

磔刑の始

七月 中 百濟皇女池津媛、後宮に侍して石川楯と姦するを以て燒殺さる、磔刑の始めなり

十月 三日 車駕 吉野宮に行幸あり

十月 六日 天皇、御馬瀨に獵を行ひ給ふ

十月 中 始て穴人部を置く○史戸及び河上舍人部を置く

穴人部を置く

四年 庚子 皇紀一一二〇年 西曆四六〇年

二月 中 天皇、葛城山に獵を行ひ給ふ

八月十八日 天皇、吉野宮に行幸あり

八月 廿日 天皇、河上小野に獵を行ひ給ふ

五年 辛丑 皇紀一一二二年 西曆四六二年

二月 中 天皇、葛城山に獵を行ひ給ふ

七月 中 百濟王弟加須利君、來朝す

六年 壬寅 皇紀一一二三年 西曆四六二年

二月 四日 天皇、泊瀨小野に行幸あり

雄略天皇・元年——六年



吳國貢獻

吉備田狹叛

三月 七日 皇后、躬ら桑蠶の事を勧め給ふ
 四月 中 吳國の使者來貢す
 七 年 癸卯 皇紀一一二三年 西曆四六三年
 八月 中 天皇、吉備田狹を任那國司と爲し、新羅を討たしめ其の妻を納れて妃とす、田狹之を憤り任那に據りて叛す
 八月 中 百濟に技工を求めしを以て陶工、鞍工、畫工、錦工等の工人來朝す
 八 年 甲辰 皇紀一一二四年 西曆四六四年
 二 月 中 高麗、新羅と戰ふ任那日本府の兵、新羅の請により高麗を撃破す
 二 月 中 身狄の青等を吳國に差遣せらる
 九 年 乙巳 皇紀一一二五年 西曆四六五年
 三 月 二日 天皇、新羅を親征せんとして果し給はず、勅して紀小弓、大伴談、蘇我韓子、小鹿火等を差遣せらる、尋で紀小弓は陣中に歿す
 五 月 中 紀大磐、新羅に赴き、小鹿火の兵を奪ひて蘇我韓子を殺す、諸將半途にして還る
 十 年 丙午 皇紀一一二六年 西曆四六六年
 九 月 中 身狄の青等、吳國より歸朝す
 十 一 年 丁未 皇紀一一二七年 西曆四六七年
 五 月 一 日 近江國より白鷗鷁、谷上濱に集りしを奏上す、詔して川瀬舍人を置く

吳人貴信歸化

樓閣を築く

諸國に桑を植えしむ

大藏官を置く

七 月 中 吳人貴信、來朝して歸化す
 十 二 年 戊申 皇紀一一二八年 西曆四六八年
 四 月 四日 再び身狄の青、檜隈ノ博徳を吳國に差遣せらる
 十 月 十日 木工鬮雞御田に命じ始めて樓閣を築く
 十 三 年 己酉 皇紀一一二九年 西曆四六九年
 八 月 中 播磨國の強賊文石小鷹、勢力熾にして商船を掠奪し制令を奉ぜず、貢租を納めず、横暴なるを以て小野大樹を遣し之を討滅せしむ
 十 四 年 庚戌 皇紀一一三〇年 西曆四七〇年
 正 月 十三日 身狄の青等、吳國の使と共に、手末才伎、漢織、吳織、衣縫媛、弟媛等を率ゐて歸朝す
 三 月 中 弟媛を以て漢衣縫部となす
 十 五 年 辛亥 皇紀一一三一年 西曆四七一年
 是 歲 諸國に分散したる秦民一萬八千六百餘人を集め、之を秦酒公に領率せしめ、以て調貢せしむ、爲に絹布、朝廷に充滿す、大藏官を置き、秦ノ造酒を長官と爲す
 十 六 年 壬子 皇紀一一三二年 西曆四七二年
 七 月 中 詔して諸國に桑を植ゑしむ
 十 月 中 詔して漢部を聚め、其の伴造を定む

贄土師部を置く

十七年 癸丑 皇紀一一三三年 西曆四七三年
三月 二日 贄土師部を置く

十八年 甲寅 皇紀一一三四年 西曆四七四年

八月 十日 物部菟代、物部目を伊勢に遣して賊朝日郎を討たしむ
八月 十二日 物部目、伊賀青墓に於て朝日郎と戦ひ之を斬る

十九年 乙卯 皇紀一一三五年 西曆四七五年

三月 十三日 穴穂部を設置す

是 冬 高麗、百濟を攻めて其の王加須利君を殺す

二十二年 戊午 皇紀一一三八年 西曆四七八年

正月 一日 白髮武廣國推稚日本根子尊を立て皇太子とし給ふ○物部布都久留を大連と爲す

七月 中 丹波國餘社郡管川人浦島太郎常世國に赴く

九月 中 使を宋に遣はし書を贈る

九月 十六日 丹波國與佐郡真井原の豊受大神を伊勢度會郡山田原外宮に遷し給ふ

二十三年 己未 皇紀一一三九年 西曆四七九年

四月 中 筑紫安致臣、馬飼臣等を高麗に遣し之を討たしむ

七月 一日 天皇不豫なるを以て、皇太子白髮皇子政を行ふ

八月 七日 天皇崩御、寶算七十二、追諡して雄略天皇と曰ひ給ふ

清寧天皇

高麗を撃つ

穴穂部を置く

元年 庚申 皇紀一一四〇年 西曆四八〇年
正月 十五日 即位あり
十月 九日 雄略天皇を丹比高鷲原陵河内丹南郡高鷲村大字島泉に葬る
二年 辛酉 皇紀一一四一年 西曆四八一年
十一月 中 播磨國司來目部小楯より市邊押磐皇子の御子億計王、弘計王の赤石郡に在るを奏上す

新嘗會を行ふ
十一月 中 始めて新嘗會を行ふ

三年 壬戌 皇紀一一四二年 西曆四八二年

億計王弘計王を迎ふ
正月 一日 小楯は億計王、弘計王を奉じて攝津に到る、勅使を遣して之を宮中に迎へ給ふ
四月 七日 億計王を立て皇太子とし、弘計王を皇子とし給ふ

九月 二日 勅使を遣して諸國の民俗を巡察せしむ

十月 四日 詔して犬馬器翫の進獻を罷む

十一月 中 海外の諸蕃をして、調物を進獻せしむ

四年 癸亥 皇紀一一四三年 西曆四八三年

正月 七日 諸蕃朝貢の使者に物を賜ふ

八月 七日 天皇、親ら囚徒を録し給ふ

九月 一日 天皇、蕃使の射を觀給ふ

五年 甲子 皇紀一一四四年 西曆四八四年

囚徒を録す

海外諸蕃朝貢

飯豊青皇女
薨す

正月十六日 天皇崩御、寶算四十三、追諡して清寧天皇と曰ひ給ふ。皇子億計王、弘計王、互に位を相譲り給ふ、乃ち飯豊青皇女自ら忍海飯豊青尊と稱し、忍海角刺宮にて政を聽く

十一月九日 清寧天皇を坂門原陵河内古市郡西浦村大字西浦に葬る

十一月中 忍海飯豊青尊薨す

顯宗天皇

元年 乙丑 皇紀一一四五年 西曆四八五年

正月一日 即位あり、弘計王を立て皇太子とし給ふ

正月中 難波小野王女を立て皇后とし給ふ

二月五日 天皇、御父市邊押磐皇子の墓處を歷問の爲め近江蚊野に行幸あり、之を改葬し給ふ

曲水宴を設く

三月中 始て曲水宴を設く

四月十一日 詔して舊忠臣播磨國司來目部小楯を召して山官となし、姓山部を賜ふ

五月中 狭々城山君韓侅の籍を削りて陵戸に充つ

六月中 天皇、避暑殿に於て樂を奏し群臣に宴を賜ふ

三年 丁卯 皇紀一一四七年 西曆四八七年

二月一日 阿閉事代を任那に差遣せらる

四月十三日 福草部を置く

福草部を置く

四月廿五日 天皇崩御、寶算四十八、追諡して顯宗天皇と曰ひ給ふ
是 歲 紀大磐、任那に據り三韓に王たらんと欲し、百濟の兵に敗られて歸る
仁賢天皇

元年 戊辰 皇紀一一四八年 西曆四八八年

正月五日 天皇、石上廣高宮大和山邊郡に於て即位あり

二月二日 春日大娘を立て皇后とし給ふ

十月三日 顯宗天皇を傍丘磐杯丘陵大和葛下郡下田村大字北今町に葬る

二年 己巳 皇紀一一四九年 西曆四八九年

九月中 難波小野皇后崩御

三年 庚午 皇紀一一五〇年 西曆四九〇年

二月一日 石上部舍人を置く

四年 辛未 皇紀一一五一年 西曆四九一年

五月中 的蚊島、穗瓮君、罪ありて獄に投ぜらる

五年 壬申 皇紀一一五二年 西曆四九二年

二月五日 諸國に散亡せる佐伯部を求め、佐伯部仲子の後を以て佐伯造と爲す

六年 癸酉 皇紀一一五三年 西曆四九三年

九月四日 難波日鷹を高麗に遣し工人を求めしむ

七年 甲戌 皇紀一一五四年 西曆四九四年

高麗に工人を求む

仁賢天皇・元年——七年

(二四八—二五四・四八八—四九四)

正月 三日 小泊瀬稚鷦鷯尊を立て皇太子とし給ふ
十一年 戊寅 皇紀一一五八年 西曆四九八年

八月 八日 天皇崩御、寶算五十、追諡して仁賢天皇と曰ひ給ふ

十月 五日 仁賢天皇を埴生坂本陵河内丹南郡長野村大字野中に葬る

十一月十一日 大伴金村、命を奉じて大臣平群眞鳥及び其の子鮪を誅す
武烈天皇

十二月 中 即位あり○大伴金村、物部麻佐良を大連と爲す

元年 己卯 皇紀一一五九年 西曆四九九年

三月 二日 春日娘子姫を立て皇后とし給ふ

六年 甲申 皇紀一一六四年 西曆五〇四年

十月 中 百濟使を遣して朝貢す、其の久闕を以て之を拘留して歸さず

七年 乙酉 皇紀一一六五年 西曆五〇五年

四月 一日 百濟使節斯我君、朝貢す

八年 丙戌 皇紀一一六六年 西曆五〇六年

十二月 八日 天皇崩御、寶算十八、追諡して武烈天皇と曰ひ給ふ

繼體天皇

元年 丁亥 皇紀一一六七年 西曆五〇七年

正月 四日 大連大伴金村、物部麤鹿火、大臣巨勢男人等、相議して男大迹王を越前三國よ

大伴金村等
天皇を越前

百濟來貢

より迎ふ

り迎ふ

正月廿四日 男大迹王、樟葉宮河内交野郡樟葉村に至り給ふ

二月 四日 即位あり

三月 五日 手白香皇女を立て皇后とし給ふ

三月 中 天下に詔し農桑を勧め給ふ

二年 戊子 皇紀一一六八年 西曆五〇八年

十月 三日 武烈天皇を傍丘磐坏丘陵大和葛下郡志都美村大字今泉に葬る

五年 辛卯 皇紀一一七二年 西曆五一二年

十月 中 山背國筒城山城縣喜郡田邊普賢寺二村間字御所内に遷都あり

六年 壬辰 皇紀一一七二年 西曆五一二年

四月 六日 哆唎國守穗積押山を百濟に遣し、筑紫馬四十匹を賜はる

十二月 中 百濟使を遣して調賦を朝貢す

七年 癸巳 皇紀一一七三年 西曆五一三年

六月 中 百濟王、其の將軍姐彌文貴、洲利即爾及び五經博士段楊爾を來朝せしむ

十二月 八日 勾大兄皇子を立て皇太子とし給ふ

九年 乙未 皇紀一一七五年 西曆五一五年

二月 四日 天皇、物部連をして百濟使節、姐彌文貴を送らしむ

十年 丙申 皇紀一一七六年 西曆五一六年

五經博士段
楊爾を貢す

百濟朝貢

繼體天皇二年—十年

(二六—二七・五八—五六)

九月十四日 高麗將軍灼莫古、來朝す
 九月 中 高麗五經博士漢高安茂を來朝せしめ段楊爾と代らしむ
 十二年 戊戌 皇紀二一七八年 西曆五二八年
 三月 九日 山背乙訓山城乙訓 郡乙訓村に遷都あり
 十六年 壬寅 皇紀二一八二年 西曆五二二年
 是 歲 南梁人司馬達、來朝して大和高市坂に庵を結び佛を奉ず
 十七年 癸卯 皇紀二一八三年 西曆五二三年
 五月 中 百濟王武寧歿す
 二十年 丙午 皇紀二一八六年 西曆五二六年
 九月十三日 天皇、磐余大和十市郡に遷都あり、玉穗宮と稱す
 二十一年 丁未 皇紀二一八七年 西曆五二七年
 六月 中 近江毛野に命じ兵六萬を率ゐる任那に赴き、新羅の侵せし地を復せしむ
 八月 一日 筑紫國造、磐井叛して新羅と謀を通ず、乃ち大連物部麤鹿火を大將軍と爲し之を討たしむ
 二十二年 戊申 皇紀二一八八年 西曆五二八年
 十一月十一日 大將軍物部麤鹿火、筑紫國御井郡に於て磐井を斬る
 十二月 中 筑紫君葛子又降る
 二十三年 己酉 皇紀二一八九年 西曆五二九年

近江毛野を討たしむ

筑紫國造磐井を誅す

任那朝貢

四月 七日 任那王族多于岐來朝す
 九月 中 大臣巨勢男入薨す
 二十四年 庚戌 皇紀二一九〇年 西曆五三〇年
 二月 中 詔して賢佐を褒賞し、廉直の士を吹擧す
 九月 中 任那、使を遣して朝貢す○近江毛野を召還せらる
 十月 中 近江毛野、對馬にて病死す
 二十五年 辛亥 皇紀二一九一年 西曆五三一年
 二月 七日 天皇崩御、寶算八十二、追諡して繼體天皇と曰ひ給ふ
 十二月 五日 繼體天皇を三島藍野陵攝津島下郡三島村大字太田に葬る
 安閑天皇
 元 年 甲寅 皇紀二一九四年 西曆五三四年
 正月 七日 即位あり
 正月 中 天皇、勾金槁大和高市郡金槁村(元曲川村)に遷都あり
 三月 六日 春日山田皇女を立て皇后とし給ふ
 五月 中 百濟使を遣して朝貢す
 七月 一日 皇后の爲めに伊甚屯倉を定む
 十月十五日 大連、大伴金村に勅し、三妃の爲めに屯倉を定む
 閏十二月四日 車駕、三島に行幸あり、縣主飯粒良田凡そ四十町を獻す

百濟朝貢

三妃の屯倉を定む

犬養部を置く

二 年 乙卯 皇紀二一九五年 西曆五三五年

四月 一日 勾舍人部 勾鞞部を置く

五月 九日 諸國に屯倉を置く、凡そ二十六屯倉なり

八月 一日 詔して犬養部を諸國に置く

九月 三日 詔して櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に屯倉の税を掌らしむ

十二月 十七日 天皇崩御、寶算七十、追諡して安閑天皇と曰ひ給ふ○皇弟檜隈高田皇子、即位あり

宣化天皇

十二月 中 安閑天皇を古市高屋丘陵河内古市郡古市村大字古市に葬る

元 年 丙辰 皇紀二一九六年 西曆五三六年

正月 中 天皇、檜隈大和高市郡に遷都あり盧入野宮と稱す

二月 一日 蘇我稻目を大臣に、阿部火麻呂を太夫と爲す

三月 八日 橘仲皇女を立て皇后とし給ふ

五月 一日 大臣蘇我稻目等をして諸國郡の屯倉に貯ふる穀糧を筑紫那津に聚めて非常に備へしむ

七月 中 大連物部麤鹿火薨す

二 年 丁巳 皇紀二一九七年 西曆五三七年

十月 一日 是より先、新羅任那を寇す、依つて是日、大連大伴金村に詔して其の子大伴磐

官家を筑紫那津に造る

物部麤鹿火薨す

大伴磐等を

して任那を救はしむ

三 年 戊午 皇紀二一九八年 西曆五三八年

五月 中 詔して穀稼を收めて儲糧を蓄へ、凶年に備へしむ

四 年 己未 皇紀二一九九年 西曆五三九年

二月 十日 天皇崩御、寶算七十三、追諡して宣化天皇と曰ひ給ふ

十一月 十七日 宣化天皇を身狭挑花鳥坂上陵大和高市郡白檮村大字鳥屋に葬る

欽明天皇

十二月 五日 即位あり

元 年 庚申 皇紀二二〇〇年 西曆五四〇年

正月 十五日 石姬皇女を立て皇后とし給ふ

二月 中 百濟人已知部歸化す

三月 中 蝦夷隼人竝に歸伏す

七月 十四日 天皇、磯城島大和城上郡三輪村(元金屋村)に遷都あり、金刺宮と稱す

七月 中 物部尾輿を大連と爲す

八月 中 高麗、百濟、新羅共に朝貢す○秦人漢人等、歸化せし者を召して國郡に置き戸籍に編貫す、秦人戸數凡そ七千五十三戸に及ぶ

九月 五日 車駕、難波祝津宮に行幸あり

二 年 辛酉 皇紀二二〇一年 西曆五四一年

歸化人を戸籍に編貫す

蝦夷隼人歸伏す

四月 中 詔を百濟に下して任那を復興せしむ
 四年 癸亥 皇紀二二〇三年 西曆五四三年
 九月 中 百濟使節來朝して扶南の財物を獻ず
 十一月 八日 再び百濟に詔して任那復興を圖らしむ
 五年 甲子 皇紀二二〇四年 西曆五四四年
 十二月 中 肅慎船、佐渡島北御名部崎に來る
 六年 乙丑 皇紀二二〇五年 西曆五四五年
 三月 中 膳巴提便を百濟に差遣せらる
 五月 中 百濟使節朝貢す
 十一月 中 膳巴提便、百濟より歸朝す
 是 歲 高麗大に亂る
 七年 丙寅 皇紀二二〇六年 西曆五四六年
 正月 三日 百濟使節國に還る、良馬等七十匹船十隻を賜ふ
 六月 十二日 百濟使節朝貢す
 八年 丁卯 皇紀二二〇七年 西曆五四七年
 四月 中 百濟、將に新羅を撃ち任那を復せんとし、眞慕宣文奈率歌麻等を遣して援兵を請ふ
 九年 戊辰 皇紀二二〇八年 西曆五四八年

肅慎人來る

百濟援兵を請ふ

百濟、高麗の俘を獻ず
 正月 三日 百濟使節眞慕宣文等國に還る
 正月 九日 高麗の兵、百濟の馬津城を圍む
 四月 三日 百濟使節椋葉禮來朝して援兵を暫く停めん事を請ふ
 六月 二日 百濟に使を遣す
 十月 中 卒三百七十人を百濟に遣し應援せしむ
 十一年 庚午 皇紀二二一〇年 西曆五五〇年
 四月 十六日 百濟使皮久斤等來朝して高麗の俘虜を獻ず
 十二年 辛未 皇紀二二一一年 西曆五五一年
 三月 中 麥種一千斛を百濟に賜ふ
 是 歲 百濟は高麗を伐つて其六郡を復す
 十三年 壬申 皇紀二二二二年 西曆五五二年
 四月 中 始て加茂祭を行ふ
 四月 中 箭田珠勝大兄皇子薨す
 五月 八日 高麗は新羅と謀りて百濟、任那を滅さんとす、百濟使節木刃今敦等來朝して援兵を乞ふ
 十月 十三日 百濟聖明王、西部姫氏達率怒喇斯致契等を來朝せしめ、釋迦佛金銅像一軀を獻上す、天皇、因て之を群臣に問ひ給ふ、大臣蘇我稻目、大連物部尾與、中臣勝海と論争す

加茂祭を行ふ

百濟聖明王佛像を獻ず

是 歲 諸國大疫流行す、排佛論者は以て佛を信仰するの祟りとなす○新羅、百濟の漢城を取る

十四年 癸酉 皇紀二二二三年 西曆五五三年

百濟援兵を乞ふ

正月十二日 百濟再び使節科野次酒等を派して來援を請ふ

五月 一日 勅して畫工に佛像二體を造らしむ

六月中 内臣を百濟に遣して良馬二匹、船二隻、弓五十張、箭五十具を賜ひ、醫、易、曆等の諸博士を渡番來往せしむ

七月中 王辰爾をして船舶司とし船史の姓を賜ふ

八月 七日 百濟使節科野等來朝して新羅、高麗の隱謀を告げ援兵を乞ふ

十月二十日 百濟王子餘昌、高麗と戰つて大いに之を擊破す

十五年 甲戌 皇紀二二二四年 西曆五五四年

正月 七日 皇子淳中倉太珠敷尊を立て皇太子とし給ふ

二月中 百濟、醫博士奈卒王、有稜陀を貢す

兵を百濟に出す

五月 二日 内臣佐伯連をして、兵一千、馬百匹、船四十隻を率る百濟に遣して新羅を討たしむ

十二月 九日 百濟王、東方領物部莫哥武連を遣して新羅軍を擊破し、遂に函山城を抜く

十六年 乙亥 皇紀二二二五年 西曆五五五年

百濟聖明王敗死

一月中 新羅眞興王、大舉して百濟軍を擊破す、百濟聖明王遂に敗死す

白猪屯倉を置く

二月 五日 百濟王子餘昌、其弟惠を來朝せしめ哀みを請ふ、天皇、傷悼して使を遣し之を津に迎へて慰問し給ふ

七月 四日 大臣蘇我稻目及び穗積磐弓等を遣して吉備五郡に白猪屯倉を設置す

十七年 丙子 皇紀二二二六年 西曆五五六年

正月中 百濟王子惠歸國す、之に兵仗良馬を賜ふ

七月 六日 大臣蘇我稻目等を遣して備前兒島郡に屯倉を置く

十月中 漢人を大和高市郡に置く

十八年 丁丑 皇紀二二二七年 西曆五五七年

三月中 百濟王餘昌立つ、之を威徳王と稱す

二十一年 庚辰 皇紀二二二〇年 西曆五六〇年

九月中 新羅使節朝貢す、朝廷、其使を饗賜すること前例に超ゆ

二十二年 辛巳 皇紀二二二一年 西曆五六一年

是 歲 新羅再び叛す

二十三年 壬午 皇紀二二二二年 西曆五六二年

正月中 新羅眞興王、任那の日本府を滅す

七月 一日 新羅貢調使、來朝す

七月中 大將軍紀男麻呂、副將河邊瓊缶を遣して新羅を討たしむ、皇軍利あらず、副將河邊瓊缶、調伊企難、新羅の虜となる

任那の日本府滅ぶ

新羅朝貢

八月中 大將軍大伴狹手彦を遣して高麗を討ち、大いに之を破りて凱旋す、吳人智聰之に従ひ、佛像、經書、樂器等を齎して來朝す

十一月 中 新羅、使を遣して調賦を貢す、之を留めて歸さず

二十六年 乙酉 皇紀一三三五年 西曆五六五年

五月 中 高麗頭霧喇耶陞等筑紫に來朝す、之を山城に置く

三十一年 庚寅 皇紀一三三〇年 西曆五七〇年

蘇我稻目薨す

三月 一日 大臣蘇我稻目薨す

三十二年 辛卯 皇紀一三三二年 西曆五七二年

三月 五日 坂上耳子郎君を新羅に遣し任那を滅せしを責む

四月十五日 天皇、皇太子を臥内に召し任那復興を遣詔して崩御し給ふ寶算六十三、追謚して欽明天皇と曰ひ給ふ

任那復興の遣詔

八月 一日 新羅吊使未叱號失消等來朝して殯宮を拜す

九月 中 欽明天皇を檜隈坂合陵大和高市郡坂合村大字平田に葬る

敏達天皇

元年 壬辰 皇紀一三三二年 西曆五七二年

四月 三日 即位あり○物部弓削守屋を大連に、蘇我馬子を大臣と爲す

五月十五日 詔して群臣に高麗の表文を讀ましむ

二年 癸巳 皇紀一三三三年 西曆五七三年

二月十五日 聖德太子誕生

五月 三日 高麗の使船越海に漂着す、吉備海部難波をして之を其國へ送還せしむ

七月 一日 吉備海部難波、送還の途に高麗使節を海に投じて歸る

八月十四日 吉備海部難波、高麗使節を送還せし由を奏す、其偽りなるを識り、國に還るを許さず

三年 甲午 皇紀一三三四年 西曆五七四年

七月 廿日 高麗使節又來朝して吉備海部難波の詐偽露見す、乃ち之を斬る

十月 九日 大臣蘇我馬子を吉備國に遣して白猪屯倉及び田部を設置す

十一月 中 新羅、使を遣して調賦を貢獻す

四年 乙未 皇紀一三三五年 西曆五七五年

正月 九日 廣姫を立て皇后とし給ふ

二月 中 百濟、使を遣して調賦を貢獻す、常年に數倍す

四月 六日 吉士金子を新羅に、吉士木蓮子を任那に、吉士譯語彦を百濟に差遣せらる

六月 中 新羅使を遣して調賦を進貢す、亦恒例に過ぐ

十一月 中 皇后廣姫崩御

十一月 中 宮を譯語田大和城上郡饗向村(元太田村)に營む、幸玉宮と稱す

五年 丙申 皇紀一三三六年 西曆五七六年

三月 十日 豐御食炊屋姫を立て皇后とし給ふ

新羅朝貢

使を新羅任那百濟に遣す

六年 丁酉 皇紀二二二七年 西曆五七七年

二月 一日 詔して日祀部、私部を設置す

五月 五日 大別王及び小黒吉士宰を百濟に差遣せらる

十一月 一日 大別王等、百濟より歸朝して經論、律師、禪師、比丘尼、呪禁師、佛工、寺工を獻す、詔して之を難波大別王寺に置く

八年 己亥 皇紀二二三九年 西曆五七九年

百濟より經論、律師、禪師、比丘尼、呪禁師、佛工、寺工を獻す

十月 中 新羅、枳叱政奈未を遣して佛像及び調賦を獻す

九年 庚子 皇紀二二四〇年 西曆五八〇年

六月 中 新羅使節朝貢す、之を納れずして放還さる

十年 辛丑 皇紀二二四一年 西曆五八一年

閏二月 中 蝦夷數千邊境を寇す、因て其の主魁綾糟等を召して之を責め、勅諭して再叛せざることを誓盟せしむ

十一年 壬寅 皇紀二二四二年 西曆五八二年

二月中 高麗、百濟、入貢して國喪を吊す

十月中 新羅再び朝貢す、之を納めずして還らしむ

十二年 癸卯 皇紀二二四三年 西曆五八三年

七月 一日 天皇、紀國造押勝、吉備海部羽島を百濟に遣して火の葦北國造の子日羅を召さる

新羅朝貢

る

日羅來朝

十月中 日羅、百濟より備前兒島屯倉に來る、朝廷、大伴糠手子を遣して之を慰勞し、任那再建の政策を諮詢せらる

十二月中 百濟使節德爾余怒等、日羅を刺殺す

十三年 甲辰 皇紀二二四四年 西曆五八四年

二月 八日 難波木蓮子を新羅に差遣せらる

九月中 鹿深臣、佐伯連、百濟より歸朝して彌勒石像及び佛像各一軀を齎す、大臣蘇我馬子、奏請して之を小懇田の自邸に安置し、向原の家を淨捨して寺となす、佛法此れより興る

法此れより興る

十四年 乙巳 皇紀二二四五年 西曆五八五年

二月十五日 蘇我馬子、塔を起し大野丘北に大齋會を設く

二月廿四日 蘇我馬子、奏請して佛像を鑄る

三月 一日 大連物部守屋、中臣勝海、惡病流行を佛法の故とし、之を禁じ給はん事を奏上す、天皇、之に従ひ給ふ、物部守屋、乃ち寺に赴き火を伽藍に放ち佛像を難波堀江に投ず

六月中 蘇我馬子、奏請して新に精舍造營を許さる

八月十五日 天皇崩御、寶算四十八、追諡して敏達天皇と曰ひ給ふ

用明天皇

九月 五日 即位あり、磐余大和十市郡阿部村に遷都せらる、地邊雙槻宮と稱す

天皇三寶に
歸依せらる

穴穗部皇子
を弑す

物部守屋を
誅す

元 九月中 蘇我馬子、鞍作の司馬達等の女島を得度せしめ、善信尼と曰ふ
年 丙午 皇紀二二四六年 西暦五八六年

正月 一日 穴穗部間人皇女を立て皇后とし給ふ
五月中 穴穗部皇子、陰に物部守屋と不軌を謀る

二年 丁未 皇紀二二四七年 西暦五八七年

四月 二日 天皇、新嘗を磐余の河上に行ひ疾を得て還宮あり、尋いで群臣を召して三寶に
歸依せんと詔し給ふ○蘇我馬子、厩戸皇子と謀りて物部守屋を殺さんとす守屋
及び中臣勝海共に又兵を聚む

四月 九日 天皇崩御、寶算四十一、追諡して用明天皇と曰ひ給ふ

四月中 大夫中臣勝海、舍人迹見赤檮に斬殺せらる

六月 七日 大臣蘇我馬子、炊屋姫皇后の詔を奉じ、佐伯連丹經手、土師磐村、的眞嚙等を
遣して穴穗部皇子を殺さしむ

六月 八日 宅部皇子、穴穗部皇子と善きに因つて又弑せらる

七月 中 蘇我馬子、厩戸皇子、群臣と共に物部守屋を誅滅せんと謀り、大伴嚙、阿部人、
平群神手、坂本糠手、春日臣等と共に兵を率ゐて守屋の阿都の宅に到りて戦ひ
之を破り、迹見赤檮、遂に守屋を射殺す

七月廿一日 用明天皇を磐余池上陵に葬り、後磯長原陵河内石川郡磯長村大字春日に改葬す
崇峻天皇

八月 二日 泊瀬若雀尊、即位あり

元年 戊申 皇紀二二四八年 西暦五八八年

三月中 大伴小手子を立て妃とし給ふ

四月中 百濟使節朝貢し佛舍利並に僧侶及び寺工、鑪工、盤師、瓦師、畫工等を獻す

二年 己酉 皇紀二二四九年 西暦五八九年

七月 一日 近江滿を東山道に、穴人雁を東海道に、阿倍臣を北陸道に派遣して國境を視察
せしむ

三年 庚戌 皇紀二二五〇年 西暦五九〇年

三月中 學問尼善信等、百濟より歸朝して河内櫻井寺に住す

十月中 佛教盛にして出家する者漸く多し

四年 辛亥 皇紀二二五一年 西暦五九一年

四月十三日 敏達天皇を磯長中尾陵河内石川郡磯長村大字太子に葬る

十一月 四日 紀男麻呂、巨勢比良夫、狹臣、大伴嚙、葛城烏奈良を大將軍と爲し、兵二萬餘
を率ゐて筑紫に屯し、吉士磐金を新羅に、吉士木蓮子を任那に遣す

十二月中 商人の首長久比を吳國に遣し雜貨を購入せしむ

五年 壬子 皇紀二二五二年 西暦五九二年

十月中 蘇我馬子、法興寺を建立す

十一月 三日 蘇我馬子、東漢駒をして、天皇を寢殿に弑し奉る、寶算七十二、追諡して崇峻

天皇と曰ひ給ふ

推古天皇

十二月 八日 額田部皇女、即位あり

元年 癸丑 皇紀一二五三年 西暦五九三年

正月十五日 佛舍利を法興寺に安置す

四月 十日 厩戸皇子(聖德太子)を立て皇太子とし給ひ、攝政と爲し萬機を委任あらせらる

七月 中 四天王寺を難波荒陵に創立す

九月 中 崇峻天皇を倉梯岡上陵大和十市郡多武峯村大字倉橋に葬る

二年 甲寅 皇紀一二五四年 西暦五九四年

二月 一日 皇太子厩戸皇子及び大臣蘇我馬子等に詔して佛教を興隆せしむ、是に於て臣連

以下群臣競つて佛舎を造營し之を寺と稱す

三年 乙卯 皇紀一二五五年 西暦五九五年

五月 十日 高麗の僧惠慈、百濟の僧慧聰相踵で來朝し大いに佛教を弘む、皇太子厩戸皇子

之を師とせらる

七月 中 將軍紀男麻呂等、筑紫より還る

四年 丙辰 皇紀一二五六年 西暦五九六年

十一月 中 法興寺成る、蘇我馬子の長子善徳を寺司となし、僧惠慈、惠聰を住職と爲す、

尋いで元興寺と改む

聖德太子攝政となる
四天王寺を建つ

法興寺を元興寺と改む

五年 丁巳 皇紀一二五七年 西暦五九七年

四月 一日 百濟王、其子阿佐を遣して朝貢せしむ

十一月 中 難波吉士磐金を新羅に差遣せらる

六年 戊午 皇紀一二五八年 西暦五九八年

四月 中 難波吉士磐金、新羅より歸朝し鵠二隻を獻ず

八月 一日 新羅、孔雀一隻を獻ず

十月 十日 越國より白鹿を獻ず

七年 己未 皇紀一二五九年 西暦五九九年

四月 廿七日 地震あり屋舎の倒壊多し、乃ち四方に令して地神を祭らしむ

九月 一日 百濟より駱駝、羊、白雉を朝貢す

八年 庚申 皇紀一二六〇年 西暦六〇〇年

二月中 新羅、任那と戦ふ、詔して境部臣を大將軍に、穗積臣を副將軍とし兵を率ゐて

任那を救はしむ

九年 辛酉 皇紀一二六一年 西暦六〇一年

二月中 皇太子厩戸皇子、大和に斑鳩宮を營む

三月 五日 宣詔使として大伴嚙を高麗に、坂本糠手を百濟に遣し共に任那を救はしむ

三月 中 皇太子厩戸皇子、三八の日を以て三輪に互市通商を開かしむ

五月 中 大雷雨あり河水氾濫す

地震

新羅任那と戦ふ

大和斑鳩宮を造營

新羅追討

曆本天文地理等の書籍渡來

來目王子薨す

蜂岡寺を建つ
冠位を制定

九月 中 新羅の諜者加摩多、對馬に来る、之を捕へて上野に流す
十一月 五日 朝廷、新羅追討を議せらる

十 年 壬戌 皇紀二二六二年 西暦六〇二年

二月 一日 來目皇子を征新羅大將軍と爲し、軍衆二萬五千を率ゐて新羅を討たしむ

四月 中 來目皇子、筑紫に到着し島郡に屯駐して船舶を聚め軍糧を運ぶ

六月 三日 宣詔使大伴嚙、坂本糠手、百濟より歸朝す

六月 中 來目皇子、病に罹る

十月 中 百濟僧觀勒、來朝して曆本、天文、地理、盾甲、方術の書籍を獻ず、乃ち勅して書生を選び之を學ばしむ

閏十月十五日 高麗僧僧隆、雲聰、歸化す

十 一 年 癸亥 皇紀二二六三年 西暦六〇三年

二月 四日 征新羅大將軍來目皇子、筑紫にて薨す、後、河内國植生山の岡上に葬る

四月 一日 當麻皇子を征新羅大將軍となす

七月 三日 當麻皇子、難波を出發して播磨赤石に到りしに妃舍人姫薨す、因て檜笠岡上に埋葬し、延遷の間に新羅屈服せしを以て亦京師に歸る

十月 四日 天皇、小懇田宮に遷都し給ふ

十一月 一日 秦河勝、皇太子厩戸皇子より佛像を賜ひ、蜂岡寺を造る、後の廣隆寺なり

十二月 五日 始て冠位十二階を制定す

十 二 年 甲子 皇紀二二六四年 西暦六〇四年

正月 一日 始て曆日を用ひ、冠位を諸臣に賜ふ

四月 三日 皇太子厩戸皇子、親ら憲法十七條を撰し給ふ、(一)和を以て貴と爲す、忤ふ事無きを宗と爲す、(二)篤く三寶を敬せよ、(三)詔を承ては必ず謹め、(四)群卿百僚は禮を以て本と爲せ、(五)饗を絶ち、欲を棄て、明に訴訟を辨へよ、(六)微惡勸善は古の良典なり、(七)人各任掌あり、宜く濫ること勿れ、(八)群卿百僚は早出晏退すべし、(九)信は是れ義の本なり、每事信あれ、(十)絶忿棄瞋、怒て人に違ふなけれ、(十一)功過を明察し、賞罰は必ず當てよ、(十二)國司、國造は百姓に收斂する勿れ、(十三)諸任官者は同く職掌を知れ、(十四)群臣百僚は嫉妬すること勿れ、(十五)私に背て、公に向くは、是れ臣の道なり、(十六)臣を使ふに時を以てするは古の良典なり、(十七)夫れ事は獨斷になすべからず、必ず衆と論ぜよ

曆日を用ふ
憲法十七條
制定

朝禮を定む

九 月 中 始て朝禮を制し、黃文畫師、山背畫師を定む

十 三 年 乙丑 皇紀二二六五年 西暦六〇五年

四月 一日 皇太子厩戸皇子、群臣に詔して誓願を發し、鞍作鳥を造佛工と爲し、銅繡丈六佛像各一軀を作らしめ給ふ、高麗王大興、之を聞きて金三百兩を獻ず

閏七月 一日 皇太子厩戸皇子、諸王、諸臣に命じて褶を着せしむ

十 四 年 丙寅 皇紀二二六六年 西暦六〇六年

佛像を元興寺に置く

四月 八日 銅繡丈六佛像を元興寺に安置す、之より四月八日、七月十五日を諸寺齋會の定日と爲す、是れ灌佛會及び孟蘭會の始なり

五月 五日 近江に金剛寺を建立す

七月 中 皇太子厩戸皇子、勝鬘法華二經を岡本宮に講ぜらる

十五年 丁卯 皇紀二二六七年 西暦六〇七年

二月 一日 壬生部を定む

敬神の詔

二月 九日 天皇、敬神の詔を發し給ふ

二月十五日 天皇、厩戸皇子及び大臣蘇我馬子等百官を率ゐて神祇を祭拜し給ふ

七月 三日 大禮小野妹子を遣隋大使に、鞍作福利を通事と爲し隋に差遣せらる、遣隋使の始なり

遣隋使の始

十月 中 詔して倭高市池、藤原池、肩岡池、菅原池、三立池、山田池、劍池、山脊栗隈溝、河内戸刈池、依網池、大津池、安宿池を作り、又諸國に屯倉を置く

十六年 戊辰 皇紀二二六八年 西暦六〇八年

四月 中 遣隋大使小野妹子等隋より歸朝す、隋使斐世清等之に従て筑紫に来る

六月十五日 隋使斐世清等、難波津に入る、中臣宮地鳥麻呂、大河内糠手、船史王平を掌客と爲す

八月十二日 隋使斐世清等參内して國書及び信物を上る

九月十一日 隋使斐世清等國に歸る、小野妹子を大使に、難波雄成を小使と爲し、再び隋に

隋使來朝

差遣せらる、學生倭漢福因、奈羅譯語惠明、高向漢人玄理、新漢人大國、學問僧新漢人旻、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、漢人惠齊、惠明、廣齊、之に従行す

十七年 己巳 皇紀二二六九年 西暦六〇九年

四月 四日 百濟僧道欣等、肥後葦北津に漂着せしを、筑紫太宰府より奏上す

五月十六日 天皇、德摩呂等を遣して之を送還せしめんとす、道欣等、留る事を請ふ、乃ち之を元興寺に置く

九月 中 遣隋使小野妹子等、隋より歸朝す

十八年 庚午 皇紀二二七〇年 西暦六一〇年

三月 中 高麗僧曇徴、法定、來朝す

十月 九日 新羅、任那使節共に朝貢す

十九年 辛未 皇紀二二七一年 西暦六一一年

正月 中 皇太子厩戸皇子の勝鬘經義疏成る、日本著述の始めなり

五月 五日 天皇、菟田野に藥獵を行はせらる、是より例となす

八月 中 新羅、任那共に朝貢す

二十年 壬申 皇紀二二七二年 西暦六一二年

二月 廿日 皇太夫人堅鹽媛を改葬せらる

五月 五日 羽田に藥獵あり

新羅任那朝貢
日本著述の始
藥獵を行ふ

是 歲 百濟の味摩之、歸化して技樂舞を傳ふ
 二十一年 癸酉 皇紀二七三年 西曆六二三年
 九月中 厩戸皇子の維摩經義疏四卷成る
 十一月中 大衛を難波より小懇田宮に開く
 十二月一日 厩戸皇子、片岡山に遊行し飢者に衣食を賜ふ
 二十二年 甲戌 皇紀二七四年 西曆六二四年
 正月 八日 厩戸皇子、始て法華經疏四卷を製せらる
 六月十三日 矢田部御孀を大使に、犬上ノ御田歛を小使と爲して隋に遣す○物部志佐古を大連と爲す
 八月中 大臣蘇我馬子病臥す、乃ち男女一千人を出家せしむ
 二十三年 乙亥 皇紀二七五年 西曆六二五年
 九月中 遣隋使矢田部御孀等隋より歸朝す
 十一月中 高麗の僧惠慈、歸國す
 二十四年 丙子 皇紀二七六年 西曆六二六年
 三月中 掖玖人、來朝す
 七月中 新羅使節來朝して佛像を獻す
 是 歲 諸國の國造、伴造、臣連等々々寺を建立す
 二十五年 丁丑 皇紀二七七年 西曆六二七年

掖玖人來る

大安寺を建つ

六月中 大安寺を造營す
 二十六年 戊寅 皇紀二七八年 西曆六二八年
 八月 一日 高麗、使を遣して弩、抛石を獻す
 八月中 安藝國にて船を造る
 是 歲 隋、國號を唐と改む
 二十八年 庚辰 皇紀二八〇年 西曆六三〇年
 二月 五日 厩戸皇子、大臣蘇我馬子と相議して、天皇記及び國記、臣、連、伴造、國造、百八十部、公民等の本記を録す
 三月 一日 刑法を制定す
 八月中 掖玖人、伊豆島に漂着す
 二十九年 辛巳 皇紀二八一年 西曆六三一年
 二月 五日 皇太子厩戸皇子、斑鳩宮に於て薨ぜらる御年四十九、追諡して聖德太子と曰ふ、河内磯長陵に葬る、叡福寺御墓山是れなり
 十二月廿一日 穴穂部間人皇后崩御
 三十年 壬午 皇紀二八二年 西曆六三二年
 七月中 新羅、任那、貢調し、佛像、金塔、舍利、大小幡等を獻す
 是 歲 法輪寺を建立す○新羅再び任那を取る、詔して之を討たしむ
 三十一年 癸未 皇紀二八三年 西曆六三三年

隋國號を唐と改む

刑法を定む

聖德太子薨す

僧正僧都を置く

四月十三日 詔して僧正、僧都を置き、僧尼を檢校せらる

四月十七日 僧、觀勒を僧正に、鞍作部德積を僧都に、阿曇連を法頭と爲す

五月中 寺院及び僧尼を移す

七月中 新羅、任那、使を發して朝貢せしむ、留學僧惠齋、慧光、醫慧日、福因等唐より歸朝す

九月 三日 寺僧尼を登録す、寺四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人なり

十一月中 難波磐金、新羅より歸朝す

三十二年 甲申 皇紀二二八四年 西曆六二四年

僧慧灌來朝して三論宗を弘む

正月 七日 高麗僧慧灌、來朝して元興寺に入り三論宗を弘む

是 歲 河内國井上寺を建立す

三十四年 丙戌 皇紀二二八六年 西曆六二六年

蘇我馬子薨す

五月 廿日 大臣蘇我馬子薨す年七十五、其子蝦夷を大臣と爲す

三十六年 戊子 皇紀二二八八年 西曆六二八年

三月 七日 天皇崩御、寶算七十五、追諡して推古天皇と曰ひ給ふ

三月中 日蝕始めて史に見ゆ

喪禮を行ふ

九月中 群臣、始めて喪禮を行ひ殯宮を拜す○推古天皇を河内竹田陵に葬り後磯長山田

陵 河内石川郡山田村大字山田 に改葬す

舒明天皇

元年 己丑 皇紀二二八九年 西曆六二九年

正月 四日 即位あり

四月 一日 田部連を掖玖に差遣す

二年 庚寅 皇紀二二九〇年 西曆六三〇年

正月 十二日 寶皇女を立て皇后とし給ふ

三月 一日 高麗百濟使節共に朝貢す

八月 五日 犬上御田歙、藥師慧日を唐に遣す、是れより唐との國交始まる

九月中 田部連、掖玖より歸朝す

十月 十二日 天皇、飛鳥岡 大和高市郡高市村元岡村 に遷都あり、岡本ノ宮と稱す

三年 辛卯 皇紀二二九一年 西曆六三一年

二月 十日 掖玖人歸化す

三月 一日 百濟王義慈、其子豐璋を納れて質と爲す

有間溫泉行幸

九月 十九日 天皇、攝津有間溫泉に行幸あり

十二月 十三日 車駕、還幸あり

四年 壬辰 皇紀二二九二年 西曆六三二年

八月中 遣唐使犬上御田歙等、唐使節新洲刺史高表仁と歸朝す、入唐學問僧靈雲、僧旻

等之に従つて還る

十月 四日 唐使節高表仁、難波館に入る

舒明天皇・元年——四年

- 五 年 癸巳 皇紀一二九三年 西曆六三三年
正月廿六日 唐使節高表仁等歸國す、吉士雄麻呂、黒麻呂之を送つて對馬に到る
- 七 月 中 詔して大寺を建立せしむ
- 六 年 甲午 皇紀一二九四年 西曆六三四年
八 月 中 慧星南方に見ゆ
- 七 年 乙未 皇紀一二九五年 西曆六三五年
正 月 中 慧星東方に見ゆ
- 六 月 十日 百濟、達率柔等をして朝貢せしむ
- 八 年 丙申 皇紀一二九六年 西曆六三六年
正 月 一日 日蝕あり
- 六 月 中 岡本宮炎上す、天皇、田中宮大和高市郡田中村に遷り給ふ
- 九 年 丁酉 皇紀一二九七年 西曆六三七年
二 月 廿三日 大星、西に流る聲雷の如し
- 九 月 中 天皇、伊豫温泉に行幸あり
- 是 歲 蝦夷叛す、上毛野形名を將軍と爲し、討つて之を平定す
- 十 年 戊戌 皇紀一二九八年 西曆六三八年
十 月 中 天皇、再び有間温泉に行幸あり
- 是 歲 百濟、新羅、任那共に朝貢す

百濟朝貢

皇居炎上

蝦夷叛す

- 十 一 年 己亥 皇紀一二九九年 西曆六三九年
正 月 八日 車駕、有間温泉より還幸あり
- 正 月 十一日 新嘗祭を行ふ
- 九 月 中 新羅、使を遣し入唐學問僧惠隱、惠雲を送りて來朝せしむ
- 十 二 月 十四日 天皇、伊豫温泉に行幸あり
- 十 二 月 中 九層塔を百濟川上に建つ
- 十 二 年 庚子 皇紀一三〇〇年 西曆六四〇年
四 月 十六日 天皇、伊豫温泉より還幸あり、厩坂宮に居給ふ
- 五 月 五日 宮中に齋會を設け、僧惠隱、無量壽經を講ず
- 十 月 十一日 新羅、百濟、使を遣して調賦を朝貢す、入唐留學生高向玄理、學問僧南淵、請安共に歸朝す
- 十 月 中 天皇、百濟宮大和十市郡飯高村(今半入廣瀬郡)に遷都し給ふ
- 是 歲 始て斗、升、斤、兩を定む
- 十 三 年 辛丑 皇紀一三〇一年 西曆六四一年
七 月 中 佛菩薩四天王像を大寺に安置し、讀經祈雨せしむ
- 十 月 九日 天皇崩御、寶算四十九、追諡して舒明天皇と曰ひ給ふ
- 皇極天皇
元 年 壬寅 皇紀一三〇二年 西曆六四二年

宮中に齋會を設く

寶皇女即位

正月十五日 寶皇女、即位あり
 二月 六日 高麗朝貢す
 二月廿二日 津守大海を高麗に、國勝水鷄を百濟に、草壁眞跡を新羅に、坂本長兄を任那に遣す

百濟大寺を造る

二月廿四日 百濟王弟子翹岐來朝す
 三月 六日 新羅賀登極使及び弔喪使來朝す
 四月 八日 百濟使翹岐參朝す
 五月十八日 國勝水鷄百濟より歸朝す
 八月 一日 天皇、南淵河上に幸し、跪拜して雨を祈願し給ふ、大雨あり
 八月 五日 天下皆歡呼して至徳天皇と稱し奉る
 九月 三日 近江越の丁を發して百濟大寺を造らしむ
 九月廿一日 越後の蝦夷、數千戸相率ゐて内附す
 十二月廿一日 天皇、小墾田宮に遷り給ふ○舒明天皇を滑谷岡に葬る

二 年 癸卯 皇紀一三〇三年 西曆六四三年

三月十三日 難波百濟客館火く
 四月廿一日 百濟朝貢す
 四月廿八日 天皇、飛鳥大和高市郡高市飛鳥二村間に遷り給ふ、之を板蓋宮と稱す
 六月十三日 筑紫太宰府、高麗貢調の來るを奏す

百濟朝貢

七月 三日 使を難波に遣して百濟調物を檢し其減ぜしを責む
 九月 六日 舒明天皇を押坂内陵大和城上郡城島村大字忍阪に改葬す
 十月 三日 詔して國司に治國を慎ましむ

十月 六日 大臣蘇我蝦夷、病に依て朝せず、私に紫冠を其子入鹿に授けて大臣に擬せしめ次男を呼びて物部大臣と潛稱す

十一月 一日 大臣蘇我入鹿、古人大兄皇子と謀り、巨勢徳太古、土師猪手を將軍となし之を遣して山背大兄王を斑鳩宮に掩撃し之を燒く

十一月十六日 山脊大兄皇子、逃れて膽駒山に隠れ尋いで薨ぜらる

三 年 甲辰 皇紀一三〇四年 西曆六四四年

正月 中 蹴鞠會を法興寺に催さる、中大兄皇子始て中臣鎌足と相結ぶ

正月 中 中臣鎌足を神祇伯と爲す

十一月 中 蘇我蝦夷、甘檮岡に營み宮門に形る

是 歲 興福寺を建立す

大化 元年 乙巳 皇紀一三〇五年 西曆六四五年 六月十九日改元

六月 八日 中大兄皇子、石川麻呂に三韓進調の日を以て、蘇我入鹿父子を殺害せんことを告ぐ

六月十二日 三韓、使を遣して朝貢す○蘇我入鹿を大極殿に誅す

六月十三日 巨勢徳太古、兵を率ゐて蘇我蝦夷を攻む、大臣蘇我蝦夷、悉く天皇記、國記、

蘇我入鹿を誅す

興福寺を建つ

中大兄皇子
中臣鎌足と
結ぶ

六月十四日 寶貨を焼きて自殺す
天皇、輕皇子に讓位せらる

孝徳天皇

大連を廢して左右大臣を置く

六月十四日 即位あり○中大兄皇子を立て皇太子とし給ふ○大連を廢し、左右大臣及び内臣を設置す、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣に、阿倍倉梯麻呂を左大臣に、中臣鎌足を内臣に、高向玄理、僧旻を國博士と爲す

年號制定

六月十九日 始て年號を制定し、大化と稱し給ふ

六月 中 古人大兄皇子、法興寺に出家して吉野山に入る

七月 二日 間入皇女を立て皇后とし給ふ

七月 十日 三韓、使を遣して朝貢す、其無禮を責めて之を卻く○三輪栗隈東人、馬飼造を任那に差遣して其國境を檢察せしむ

男女奴婢の法を定む

八月 五日 詔を東國の國司に下し、相模足柄岳坂より以東を八國に分ち、田畝を校し戸籍を造らしむ○男女奴婢の法を定む○朝に鐘匱を設け、以て訴に便ならしむ

八月 八日 僧福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、僧旻、道登、惠鄰、惠妙、狛大法師を十師と爲し、衆僧を教導せしむ

九月 一日 使を諸國に遣して兵器を收む

古人大兄皇子叛を謀る

九月 三日 古人大兄皇子、蘇我田口川堀物部朴井稚子、吉備笠垂等と叛を謀る
九月十二日 菟田朴室古、高麗宮知を遣して古人大兄皇子を斬る

九月十九日 諸國民數を録し、且つ詔して土地の私賣を禁ず

十二月九日 天皇、難波攝津西成郡豐崎村に遷都あり、長柄豐崎宮と稱す

大化二年 丙午 皇紀一三〇六年 西曆六四六年

正月 一日 新令四ヶ條を下し、戸籍を作り、班田收授の法を定む

戸籍を作り班田收授法を定む

正月 中 始て驛馬を置く

正月 中 里長を置き、賦役を掌らしめ、田地の段別租税を定む

蝦夷親附す

正月 中 蝦夷、親附す

二月 一日 是日の詔に始て日本の文字を用ゆ

二月十五日 三韓、朝貢す

二月 中 天皇、諫を入るるの詔を群臣に下し給ふ

三月 二日 東國國司等に詔して新令を遵奉せしむ

三月十九日 東國朝集使を戒む

三月 廿日 屯倉入部を廢す

葬禮を定む

三月廿二日 葬地を一所に定め、殉死等の弊習を禁じ、又市司及び要路津濟渡子の調賦を罷めしむ

三月 中 諸國に詔して農を勸め節儉を令す

八月十四日 新に百官を設く

新に百官を設く

九月 中 高向玄理を新羅に遣して質を徵す○任那の朝貢を罷む

是 歲 僧道登、道昭等始て山脊宇治橋を造る

大化 三年 丁未 皇紀一三〇七年 西曆六四七年

正月十五日 高麗、新羅、朝貢す

四月廿六日 神別皇別の事を議せらる

十月十一日 車駕、有間温泉に行幸あり

十二月三十日 車駕、武庫行宮に還幸あり○高向玄理等新羅より歸朝す

新に禮法を制定

十二月 新に禮法を制定し、百官參朝の時刻を定め、七色十三階の冠を制す

大化 四年 戊申 皇紀一三〇八年 西曆六四八年

正月 一日 車駕、難波豐碕宮に行幸あり

二月 中 學問僧を朝鮮に遣す

四月 一日 古冠を罷む

四月 中 磐舟柵を修めて蝦夷に備へ、越後、信濃の民を選び始て柵戸に置く

大化 五年 己酉 皇紀一三〇九年 西曆六四九年

二月 中 冠位十九階を制す

二月 中 中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内八省を置く

三月十七日 左大臣阿倍倉梯麻呂薨す

三月廿四日 右大臣蘇我倉山田石川麻呂、異母弟蘇我日向に讒せらる

石川麻呂自害

三月廿六日 蘇我倉山田石川麻呂、大和に逃れ山田寺にて自害す

八省を置く

古冠を罷む



三月廿八日 蘇我倉山田石川麻呂に縁坐して、田口筑紫、耳梨道德、高田醜雄、額田部湯坐

連、秦吾寺等十四人を誅す

四月 廿日 巨勢徳太古を左大臣に、大伴長徳を右大臣と爲す

五月 一日 三輪色夫、掃部角麻呂等を新羅に差遣せらる

白雉 元年 庚戌 皇紀一三二〇年 西曆六五〇年 二月十五日改元

正月 一日 天皇、味經宮に行幸あり

二月 九日 穴戸國司草壁醜經、白雉を獻す

二月十五日 改元あり

四月 中 新羅、使を遣して調賦を獻す

十月 中 丈六繡佛像挾侍八部等四十六像を造る

白雉 二年 辛亥 皇紀一三二一年 西曆六五一年

三月十四日 丈六繡佛成る

六月 中 百濟朝貢す

七月 中 右大臣大伴長徳薨す

十二月三十日 僧尼二千百餘人を味經宮に召し大藏經を讀ましむ

是 歲 新羅貢調使入貢す、唐服を著するを以て之を却く

白雉 三年 壬子 皇紀一三二二年 西曆六五二年

二 月中 班田は田長三十步、廣十二步を以て一段となし、十段を以て一町となす

大伴長徳薨す

戸籍を造る

四月 九日 僧惠隱を宮中に召し、無量壽經を講ぜしむ
四月中 新羅、百濟、使を遣して調賦を獻ず
四月中 戸籍を造り五十戸を里と爲し五戸を保と爲す
十二月中 天下の僧尼を内裏に請じ、齋を設けて燃燈せらる

白雉四年 癸丑 皇紀一三三三年 西暦六五三年

五月十二日 遣唐大使吉士長丹、副使吉士駒を差遣し又高田根麻呂を大使に掃守小麻呂を副使と爲し俱に進發せしむ

五月中 僧旻、阿曇寺に病む、天皇、之を親問し給ふ

六月中 百濟、新羅、朝貢す

六月中 僧旻寂す、使を遣して賻を賜ふ

七月中 遣唐使高田根麻呂の船、薩摩竹山に漂着す

白雉五年 甲寅 皇紀一三三四年 西暦六五四年

正月 五日 内臣中臣鎌足に紫冠を授く

二月中 高向玄理を遣唐押使に、下河邊麻呂を大使に、藥師慧日を副使と爲し唐に差遣せらる

三月中 遣唐押使高向玄理、唐にて歿す

四月中 吐火羅國の男女二人、舍衛國の女一人、日向に漂着す

七月中 遣唐大使吉士長丹、吉士駒等歸朝して書籍寶貨を獻す

高向玄理歿す
吐火羅國舍衛國人漂泊す

十月 十日 天皇崩御、寶算五十九、追諡して孝德天皇と曰ひ給ふ
十二月 八日 孝德天皇を大坂磯長陵河内石川郡山田村大字山田に葬る

齊明天皇

元 年 乙卯 皇紀一三三五年 西暦六五五年

正月 三日 即位あらせらる、皇極天皇の重踐祚なり○年號を廢す

七月十一日 食を東北の蝦夷に賜ひ、柵養、津刈の蝦夷に各冠二階を授く

八月 一日 遣唐使下河邊麻呂等唐より歸朝す

十月中 大和川原寺(弘福寺)を建立す

十一月 月中 飛鳥板蓋宮炎上す、天皇、飛鳥川原宮に遷り給ふ

二 年 丙辰 皇紀一三三六年 西暦六五六年

八月 八日 高麗、大使達沙、副使伊利之等を遣して朝貢す

九月中 膳葉積を大使に、坂合部磐鉞を副使と爲し高麗に遣す

九月中 宮を後飛鳥岡本大和高市郡高市村(元岡村)に營む

三 年 丁巳 皇紀一三三七年 西暦六五七年

七月 五日 筑紫に漂着せし吐火羅國人を召す

七月十五日 孟蘭盆會を飛鳥寺に修す

四 年 戊午 皇紀一三三八年 西暦六五八年

正月十三日 左大臣巨勢德太古薨す年六十六

年號を廢す

川原寺を建

つ
皇居炎上

孟蘭盆會を
修す

阿部比羅夫
蝦夷を討つ

四月 中 阿部比羅夫、舟師百八十艘を率ゐて蝦夷を撃ち、鰐田羽後秋田郡、淳代羽後檜原郡、蝦夷を降す

七月 四日 蝦夷朝獻す、之を饗し、冠位を授け兵器を賜ふ

七月 中 僧智通、智達入唐す

十月十五日 車駕、紀温泉に行幸あり

十一月 五日 有間皇子、叛を謀る

十一月 九日 有間皇子を捕ふ

十一月十一日 藤白坂にて有間皇子を絞殺す年十九

有間皇子を
誅す

是 歲 越國守阿部比羅夫、蝦夷を嚮導と爲し肅慎人と戦ふ

五 年 己未 皇紀一三一九年 西曆六五九年

正月 三日 車駕、紀温泉より還幸あり

三月 一日 天皇、吉野に行幸あり

三月 三日 車駕、近江平浦に行幸あり

三月 十日 吐火羅舍衛國人來朝す

蝦夷を平定

三月 中 阿部比羅夫、舟師を率ゐて蝦夷を平定し、郡領を後方羊蹄に置いて歸る

五月 中 高麗、朝貢す

七月 三日 坂合部石布、津守吉祥等を唐に差遣せらる

七月 中 孟蘭盆經を京内の諸寺に講ぜしむ

六 年 庚申 皇紀一三二〇年 西曆六六〇年

正月 一日 高麗、朝貢す

三月 中 阿部比羅夫、再び舟師二百艘を率ゐて肅慎を伐つ

五月 八日 皇太子中大兄、始て漏刻を造りて民に時刻を知らしむ

五月 中 勅して百高座、百衲袈裟を造り仁王般若會を設く

五月 中 諸國の百姓故無くして兵器を持するを禁ず

十月 中 百濟救を乞ひ、王子豐璋を迎へて國王と爲さんと請ふ、之を許す

十二月廿四日 天皇、百濟を救はんが爲めに難波宮に行幸あり、軍器を簡閲し、駿河に勅して軍艦を送らしむ

七 年 辛酉 皇紀一三二一年 西曆六六一年

正月 六日 天皇、親しく舟師を師る西征の途に就き給ふ

正月 八日 車駕、大伯海に到る

正月十四日 天皇、伊豫熟田津石湯行宮に遷り給ふ

三月廿五日 車駕、娜大津に遷り、磐瀬行宮筑前遠賀郡石瀨に駐輦し給ふ

五月廿三日 耽羅國、始て其王子阿波伎等をして來り貢せしむ

七月廿四日 天皇、朝倉行宮筑前上座郡に於て崩御、寶算六十八、追諡して前朝を皇極天皇と曰ひ後朝を齊明天皇と曰ひ給ふ

八月 一日 皇太子中大兄、長津宮に遷らる

肅慎を伐つ
漏刻を造る

車駕西征

耽羅朝貢

八月 中 前將軍阿曇比羅夫、河邊百枝、後將軍阿部引田比羅夫、物部熊等を遣して百濟を救はしむ

十月 七日 皇太子中大兄、梓宮を奉じ長津宮を發す

十月 廿三日 皇太子中大兄、難波に還り給ふ

天智天皇

元 年 壬戌 皇紀一三三二年 西曆六六二年

正月 廿七日 百濟救濟の爲めに矢、綿、布、韋、稻種等を賜ふ

三月 四日 更に百濟に布三百端を賜ふ

高麗救を乞ふ
三月 中 唐兵、新羅兵と共に高麗を攻む、高麗使を遣して救を請ふ

五月 中 大將軍阿曇比羅夫、舟師百七十艘を率ゐて百濟に赴き豐璋を立て、玉と爲す

六月 廿八日 百濟使節達率萬智、來朝して恩を謝す

是 歲 百濟救濟の爲めに船を造り糧を集む

二 年 癸亥 皇紀一三三三年 西曆六六三年

二月 二日 百濟朝貢す

三月 中 前將軍上毛野稚子、間人大蓋、中將軍巨勢神前譯語、三輪根麿、後將軍阿部引

上毛野稚子
新羅を討つ
田比羅夫、大宅鎌柄等をして兵二萬七千を率ゐる新羅を討たしむ

八月 廿八日 我兵、唐將劉仁軌等と戦ひて利あらず、百濟王豐璋、高麗に奔る

九月 中 我國の援兵百濟より歸る、百濟人の歸化する者多し

三 年 甲子 皇紀一三三四年 西曆六六四年

冠位十二階を制す
二月 九日 大海人皇子に命じて、冠位十二階を改定し、二十六階と爲す○氏上、民部、家部を定む

五月 十七日 唐の百濟鎮將劉仁軌、郭務悰を遣して表函及び獻物を上る

五月 中 大臣蘇我連薨す

是 歲 防人、烽を對馬、壹岐、筑紫に置き、筑紫に水城を造る

四 年 乙丑 皇紀一三三五年 西曆六六五年

二月 廿五日 間人皇后崩御○百濟の男女四百餘人歸化す、之を近江神前郡に置きて田を賜ふ

三月 中 間人皇后の爲めに十僧を度す

八月 中 百濟人率答怵春をして長門に城を築かしめ、憶禮福留、四比福夫を筑紫に遣して大野、椽の二城を築かしむ

九月 廿三日 唐使沂州司馬、劉德高、郭務悰等、來朝す

十一月 十三日 唐使節劉德高等を饗し、唐との和親成る

十一月 中 唐使劉德高等、國に還る

唐との和親成る

五 年 丙寅 皇紀一三三六年 西曆六六六年

正月 十一日 高麗貢調し、耽羅亦た其の王子姑如を遣して貢獻す

十月 廿六日 高麗貢調す

十月中 百濟の歸化人二千餘口を東國に置く
十月中 僧智由、指南車を獻す

六年 丁卯 皇紀一三二七年 西曆六六七年

二月廿七日 齊明天皇を越智崗上陵 大和高市郡越智岡村大字車木 に葬る

三月十九日 天皇、近江滋賀に遷都あり、大津宮と稱す

耽羅貢獻

七月十一日 耽羅貢獻す

十一月 九日 唐百濟鎮將劉仁軌は司馬法聽等をして來朝せしむ

十一月十三日 伊吉博德、笠諸石等をして司馬法聽等を護送し百濟に赴かしむ

十一月 中 河内高安、讚岐屋島、對馬金田に城を築く

高安、屋島、
金田に城を
築く

七年 戊辰 皇紀一三二八年 西曆六六八年

正月 三日 即位あり○群臣祝宴の節、大友皇子、詩を賦して帝徳を頌す

正月廿三日 伊吉博德等、百濟より還る

正月 中 近江崇福寺を建立す

二月廿三日 倭姫を立て皇后とし給ふ

二月 中 越國、燃石、燃水を獻す

四月 六日 百濟朝貢す

五月 五日 天皇、蒲生野に幸し獵を行はる

七月 中 高麗朝貢す

百濟朝貢

高麗唐に滅
さる

七月 中 武を近江に講じ、多く牧を置き馬を放つ

九月十二日 新羅、沙浪金東嚴等を遣して貢調す

十月 中 唐、遂に高麗を滅す

十一月 一日 新羅王に絹五十疋、綿五百斤、韋百枚を賜ふ

十一月 五日 道守麻呂、吉士小鮪等を新羅に遣す

八年 己巳 皇紀一三二九年 西曆六六九年

正月 九日 蘇我赤兄を筑紫率と爲す

三月十一日 耽羅王、其の子久麻伎をして朝貢せしむ

三月十八日 久麻伎、歸國するにより之に穀種を賜ふ

五月 五日 天皇、山科野に獵を行ひ給ふ

八月 三日 天皇、高安嶺に登らせ給ふ

九月十一日 新羅朝貢す

十月 十日 車駕、内臣中臣鎌足邸に臨み、病を御親問し給ふ

十月十五日 大海人皇子を中臣鎌足邸に差遣し、姓氏を藤原朝臣と賜ひ、大織冠を授け始め

て内大臣と爲す

十月十六日 内大臣藤原鎌足薨す年五十六、天皇、慟哭し給ひ廢朝五日を仰出さる

十月十九日 蘇我赤兄を藤原鎌足邸に遣し、優詔を賜ふ

十二月中 小錦中河内鯨等を唐に遣す

中臣鎌足に
藤原の姓を
賜ふ

藤原鎌足薨
す

十二月中 百濟男女七百餘人を近江に置く
十二月中 高安城を築くに付、畿内の田を收む
十二月中 唐使郭務悰等來聘す

九 年 庚午 皇紀一三三〇年 西曆六七〇年

朝禮を制定
庚午年籍を造る

正月十四日 朝禮を制定し、又た誣妄妖偽を禁ず

二月 中 戸籍を造り、盜賊浮浪を糺斷す、之を庚午年籍と云ふ

二月 中 高安、長門、筑紫、諸城を修し、鹽穀を蓄ふ

四月三十日 法隆寺火く

九月 一日 阿曇頼垂を新羅に差遣せらる

九月 中 水碓を作り、鐵を治す

是 歲 始めて日本國號を用ふ

十 年 辛未 皇紀一三三一年 西曆六七一年

正月 五日 太政大臣、御史大夫を創置す○大友皇子を太政大臣に、蘇我赤兄を左大臣に、

中臣金を右大臣に、蘇我果安、巨勢人、紀大人を御史大夫と爲す

正月 六日 大海人皇子に詔し冠位、法度を頒ち、天下に大赦す

正月十三日 唐百濟鎮將劉仁軌は李守眞等を遣して上表せしむ

二月廿三日 百濟貢調す

三月 三日 黄書本實、水臬を獻す

漏刻を新臺に置く

四月廿五日 始て漏刻を新臺に置き、鐘鼓を撃つて時を報じ、官吏入觀の時を定む

五月 五日 田舞を西小殿に奏す

六月十五日 百濟、髣眞子等を遣して朝貢す

六月 中 栗前王を筑紫帥と爲す

六月 中 新羅朝貢す

八月十八日 蝦夷に饗を賜ふ

十月 七日 新羅、再び沙浪金萬物等を遣して貢獻せしむ

十月十七日 天皇、皇太弟大海人皇子に後事を委ね給ふ

十月十九日 大海人皇子、多病を以て固辭し剃髮して吉野に入る

十月 廿日 大友皇子を立て皇太子とし給ふ

十月 中 百佛像を内裏に供養す

十一月十一日 大友皇子、左大臣蘇我赤兄等を従へ、内裏西殿に於て誓盟せらる

十一月廿三日 左大臣蘇我赤兄等、御前に於て血盟し、皇太子大友皇子に誓ふ

十一月廿四日 近江宮炎上す

十一月三十日 新羅王に絹五十疋、絶五十疋、綿一千斤、韋百枚を賜ふ

十一月 中 入唐僧道文、歸朝す

十一月 中 筑紫太宰府より、唐使郭務悰等二千人、來聘の爲め四十七船を以て比智島に至りし由を報す

唐使來聘

近江宮炎上

大海人皇子剃髮して吉野に入る

十二月 三日 天皇崩御、寶算五十八、追諡して天智天皇と曰ひ給ふ
弘文天皇

十二月 五日 大友皇子、即位あり

十二月 十一日 天智天皇を山背山科陵山城守治郡に葬る

元 年 壬申 皇紀一三三二年 西暦六七二年

三月 十八日 阿曇稻敷を筑紫に差遣し、唐使郭務悰等に先帝の喪を傳ふ

三月 廿一日 唐使郭務悰、書翰、信物等を獻す

五月 廿八日 高麗朝貢す

六月 廿二日 皇叔父大海人皇子、吉野に兵を擧ぐ

六月 廿六日 大海人皇子、伊勢朝明郡迹太川上に達し、伊勢皇太神宮を遙拜し給ふ

六月 廿七日 大海人皇子、不破濃美に入り、高市皇子に命じて軍事を總管せしむ

七月 五日 大海人皇子の將田邊小隅は倉歷に迫りて近江軍を撃破す

七月 廿二日 天皇、親征し給ひ、近江勢多に於て敗績せらる

七月 廿三日 天皇、長等山前近江大津市字別所に於て崩御、寶算二十五、追諡して弘文天皇と曰ひ給ふ

七月 廿四日 大海人皇子、諸將に命じて近江朝の左右大臣以下諸人を追捕探索せしむ

八月 廿五日 右大臣中臣金を近江淺井の田根に斬り、左大臣蘇我赤兄、御史大夫巨勢人、其

子孫及び中臣金子、蘇我果安子等悉く配流せらる

八月 中 御史大夫を大納言と改む

壬申の亂

大海人皇子
吉野に兵を
擧ぐ

御史大夫を
大納言と改
む

九月 八日 大海人皇子、不破行宮を發して伊勢桑名に還る

九月 十二日 大海人皇子、倭古京に着し島宮に入る

九月 十五日 大海人皇子、岡本宮に遷る

十一月 中 宮を岡本宮南大和高市郡上居村に營み、飛鳥淨見原宮と稱す

天武天皇

白鳳 元 年 癸酉 皇紀一三三三年 西暦六七三年 三月十七日改元

正月 七日 爵を勳臣に賜ふ

二月 廿七日 即位あり○鷓野讚良皇女を立て皇后とし給ふ

三月 十七日 改元あり

三月 中 始て河原寺大和高市郡高市村大字川原に於て大藏經を寫す

五月 一日 人材登庸の詔を下し給ふ

閏六月 八日 耽羅王、其子久麻藝、都羅宇麻をして朝貢せしむ

閏六月 十五日 新羅賀騰極使阿淩金承元、來朝す

七月 中 始て不破關を設置す

八月 二十日 高麗朝貢す

十二月 十七日 美濃王、紀堅麻呂を造高市大寺司と爲す

白鳳 二年 甲戌 皇紀一三三四年 西暦六七四年

二月 四日 祈年祭を行ふ

天武天皇——白鳳元年——二年

對馬白銀を獻す

三月 七日 對馬始て白銀を獻す
八月 三日 忍壁皇子を石上神宮に遣し神寶を整理す
十月 中 皇女大伯内親王をして伊勢大廟に侍せしむ

白鳳三年 乙亥 皇紀一三三五年 西曆六七五年

占星臺を置

正月 五日 始て占星臺を創置す

二月 廿三日 天皇、高安城に行幸あり

二月 中 新羅王、其子忠元等をして朝貢す

三月 十六日 栗隈王を兵政官長に、大伴御行を大輔と爲す

三月 中 高麗、新羅朝貢す

四月 五日 僧尼二千四百餘人を召して大齋を設く

四月 九日 諸國に詔して、百姓の貧富を別ちて三等と爲し、中戸以下に税を貸すことを許す

四月 十七日 詔して諸獵者の檻筭を造り、機鎗を施し、四月より九月に至り、比滿沙伎理梁

を設け、又た牛、馬、鶏、犬、猿を食する者を罪す

四月 十八日 三位麻績王、罪ありて因幡に流さる

四月 廿三日 人材を擢用し才藝を簡みて祿を賜ふ

七月 七日 大伴國麻呂を大使に、三宅入石を副使と爲し、新羅に差遣せらる

八月 中 耽羅王、其子久麻伎をして朝貢せしむ

大藏經を求む

十月 三日 使を四方に遣して大藏經を求めしむ

十月 二十日 詔して諸王以下初位以上に各兵を備へしむ

是 歲 始て除目を行ふ

白鳳四年 丙子 皇紀一三三六年 西曆六七六年

正月 十五日 初位以上、薪を獻す、獻薪此に始まる

正月 廿五日 國司に任ずる者の資格を定む

二月 中 大伴國麻呂等、新羅より歸朝す

四月 十四日 貴族、庶人、共に人材を登用し給ふ

五月 七日 百姓の凶年飢饉に子を賣るを禁ず

五月 中 重て畿内山野の伐木を禁ず

八月 二日 親王以下諸臣に食封を賜ふこと差あり

八月 十七日 諸國に詔して放生を行はしむ

九月 十日 兵器を京畿の男夫に給ふ

九月 十二日 筑紫太宰屋恒王、罪ありて土佐に流さる

九月 廿一日 新嘗祭の爲めに國郡を定む、後世、齋忌、悠紀と稱す

十月 十日 物部麻呂を大使に、山背百足を副使と爲し、新羅に差遣せらる

十月 二十日 筑紫、唐人三十口を貢す、之を遠江國に置く

十一月 三日 新羅、金清平、金好儒等を遣して朝貢し政を請ふ、肅慎人之に従つて來朝す

國司の資格を定む

伐木を禁ず

唐人三十口を遠江に置く

十一月二十日 四方に使を遣し、金光明及び仁王經を講讀せしむ
十一月廿三日 高麗朝貢す

白鳳五年 丁丑 皇紀二二二七年 西曆六七七年

大射を行ふ

正月十七日 始て南門に大射を行ふ

二月 一日 物部麻呂、新羅より歸朝す

二月 中 多禰島人、來る

二月 中 山脊に勅して加茂神宮を造營せしむ

四月十一日 村田史名倉、乘輿を指斥して伊豆に流さる

五月 七日 新羅人、血鹿島に漂着す

五月廿八日 勅して神社の税は之を三分して、一は神前に供し、二は神主に給す

八月十五日 飛鳥寺に齋會を設けて一切經を讀ましむ

八月廿八日 耽羅王、其子都羅を遣して朝貢す

九月 中 浮浪の本土に歸る者に役を課す

十月十四日 河邊百枝を民部卿に、丹比麻呂を攝津職大夫と爲す

十一月 一日 筑紫より赤烏を獻す

十一月 中 始めて鑄錢司を置く

白鳳六年 戊寅 皇紀二二二八年 西曆六七八年

四月 七日 十市皇女、暴に薨す

鑄錢司を置

耽羅王子都羅朝貢

進階の制を定む

九月中 僧定惠、道光歸朝す

十月廿六日 詔して文武官の成績により進階の制を定む

十一月 中 多武峯に十三重塔を建立す

白鳳七年 己卯 皇紀二二二九年 西曆六七九年

二月 一日 高麗朝貢す

二月 中 飢寒の者を賑恤す

三月 七日 車駕、越智に行幸あり、後岡本陵に謁し給ふ

三月廿二日 綿布を貧僧尼に賜ふ

四月 五日 諸寺の食封を検して各寺の名を定む

五月 五日 車駕、吉野宮に行幸あり

八月 一日 諸氏に詔して女を貢せしむ

八月十一日 車駕、泊瀬に行幸あり

十月十三日 僧尼の服色を制す

十月十七日 新羅、阿食金頃那、沙食薩菓生を遣して朝貢せしむ

十一月廿三日 倭馬飼部連を大使と爲し、多禰島に差遣す

十一月 中 始めて龍田山、大江山に關を設け、難波に城を築く

白鳳八年 庚辰 皇紀二二四〇年 西曆六八〇年

二月中 再び詔して親王諸臣百僚をして豫め兵馬を貯へしむ

龍田山、大江山に關を設く

女を貢せしむ

四月十一日 橘寺炎上す
 五月 一日 宮中及び諸寺に於て始て金光明經を講ず
 五月十三日 高麗、南部大使卯間、西部大兄俊徳を遣して朝貢す
 七月 五日 車駕、犬養大伴家に臨御あり、其疾を親問し給ふ
 十一月十二日 皇后、不豫なるを以て藥師寺を創立せらる
 十一月廿四日 新羅、金若弼、金原升を遣して朝貢す
 是 歲 伊勢國を割りて伊賀國を、駿河國を割きて伊豆國を置く
 白鳳 九年 辛巳 皇紀一三四一年 西曆六八一年
 正月十九日 畿内及び諸國に詔して天社、地社、神宮を修繕せしむ
 二月廿五日 草壁皇子を立て皇太子とし給ふ
 二月 中 當麻寺を建立し禪林寺と號す
 三月十四日 天皇、大極殿に臨御し川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、上毛野三千、忌部首、阿曇稻敷、難波大敷、中臣大島、平群子首に詔して帝紀及び上古の事を撰せしむ
 四月 三日 禁式九十二條を設け、親王より庶民に至るまでの服色制度を定む
 七月 四日 佐伯廣足を大使と爲し高麗に、采女筑羅を大使と爲し新羅に差遣す
 閏七月十五日 皇后、大齋を設け京師諸寺に讀經せしめ給ふ
 八月 十日 詔して三韓より歸化せる諸人に、十年間調役を寛にす

當麻寺を建
 帝紀及び上
 古の事を撰
 せしむ
 禁式九十二
 條を設く

新羅朝貢

新字四十四
 卷を撰す

男女をして
 結髪せしむ
 高麗の朝貢
 絶ゆ
 儀禮言語の
 制定、匍匐
 の禮を停む

八月二十日 遣多禰島使倭馬飼部連、歸朝して其の地圖を獻ず
 九月十六日 慧星見ゆ
 十月二十日 新羅金忠平、金壹世を遣して貢調せしむ
 十月廿五日 大山以下小建以上の官人をして各意見を上らしむ
 十月 中 廣瀨野行宮成る
 白鳳 十年 壬午 皇紀一三四二年 西曆六八二年
 三月 二日 陸奥蝦夷二十二人に爵位を賜ふ
 三月十三日 境部石積等に勅して新字四十四卷を撰せしむ
 三月廿八日 詔して諸王諸臣の位冠を着することを停め、又親王以下の封を停めて悉く官に納めしむ
 四月廿一日 筑紫太宰丹比島等、大鐘を獻ず
 四月廿二日 越の蝦夷伊高岐那等、俘戸七千を以て別に一郡を設置せんことを請ひて聽さる
 四月廿三日 詔して男女悉く結髪し、同じく乘馬せしむ
 五月十六日 佐伯廣足等、高麗より歸朝す
 六月 一日 高麗貢朝す、以後朝貢絶ゆ
 七月 三日 天皇、宮中に大隅隼人と阿多隼人の相撲を觀給ふ
 八月廿二日 儀禮言語の制を定む
 九月 二日 勅して跪禮、匍匐の禮を停め、立禮を用るしむ

十二月中 諸民等の各々氏族を分つ事を定めしむ

白鳳十一年 癸未 皇紀一三四三年 西曆六八三年

正月 二日 筑紫太宰丹比島より三足雀を獻ず

正月 十八日 小墾田の舞及び三韓の樂を大極殿前に奏す

二月 一日 詔して大津皇子に始て朝政を聽かしむ

三月 二日 僧正、僧都、律師を置き、天下の僧尼を統べしむ

三月 中 僧定慧、講堂を多武峰に建立す

四月 十五日 詔して銀錢を罷め、銅錢を用ゐしむ

七月 四日 天皇、鏡姬王第に臨みて、其疾を親問し給ふ

七月 十八日 車駕、京師を巡幸あり

十月 十三日 天皇、倉梯に獵を行ひ給ふ

十一月 四日 諸國に詔して陣法を習はしむ

十一月 十三日 新羅朝貢す

十二月 十三日 伊勢王、羽田八國、多品治、中臣大島を遣し、天下を巡行して諸國の疆域を定めしむ

十二月 十七日 詔して文武官及び畿内に居住する有位者は明年四月を期し參朝せしむ

白鳳十二年 甲申 皇紀一三四四年 西曆六八四年

二月 廿八日 廣瀨王、大伴安麻呂等を畿内に、三野王、采女筑羅等を信濃に遣して、建都の

陣法を習はしむ
諸國の疆域を定む

銅錢を用ふ

地を視察せしむ

三月 九日 車駕、京師巡幸あり、造宮の地を定めらる

四月 二十日 高向麻呂を大使と爲し、新羅に差遣す

閏四月 五日 親王以下諸臣に詔して軍事を嚴勵せしむ

閏四月 十一日 三野王等、信濃國の地圖を獻ず

五月 十四日 百濟より歸化せし僧俗男女二十三人を武藏に置く

五月 廿八日 三輪引田難波麻呂を大使と爲し、高麗に差遣す

十月 一日 詔して天下諸氏の姓を改め、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、連、臣、稻置の八等と爲す

十月 三日 諸國の疆域を定む

十月 十四日 大地震あり、土佐國田圃五十餘萬頃陷没し、伊豆の西北海中三百餘丈の一島を生ず

大地震

十一月 一日 朝臣姓を大三輪君、物部連等五十二氏に賜ふ

十二月 二日 宿禰姓を大伴連等五十氏に賜ふ

十二月 六日 新羅使大那未金物儒、入唐學生土師甥、白猪寶然を送つて筑紫に来る

白鳳十三年 乙酉 皇紀一三四五年 西曆六八五年

正月 廿一日 勅して爵位號を改め、階級を増加し、諸王以下十二階、諸臣四十八階を定む

二月 四日 唐及び百濟、高麗人百四十七人に爵位を賜ふ

爵位號を改む

朝服色を定む

式年遷宮の制定

新羅朝貢し政を請ふ

三月廿七日 諸國に勅して家毎に佛像を安置せしむ
 四月 中 宮中に齋を設け、有赦舍人を許す
 五月 五日 天皇、飛鳥寺に行幸あり
 五月廿六日 高向麻呂、都努牛飼等、新羅より歸朝す
 七月廿六日 明位以下進位以上の朝服色を定む
 七月廿七日 東山道美濃以東、東海道伊勢以東に於ける有位者の課役を免ず
 八月十二日 車駕、淨土寺に行幸あり
 八月十三日 車駕、川原寺に行幸あり衆僧に稻を賜ふ
 八月二十日 縣犬養手繼等、耽羅國より歸朝す
 九月 十日 始て神寶を伊勢兩太神宮に奉り、詔して二十年毎に遷宮の儀を定む
 九月十一日 宮處王、廣瀨王、難波王、竹田王、彌努王を遣し、京畿民間の兵器を檢せしむ
 九月十五日 都努牛飼を東海に、石川蟲名を東山に、佐味少麻呂を山陽に、巨勢粟持を山陰に、佐伯廣足を筑紫に、路迹見を南海に遣し、風俗及び政治の狀を巡察せしむ
 九月二十日 三輪引田難波麻呂等、高麗より歸朝す
 十月 十日 輕部足瀨、高田新家、荒田尾麻呂等を信濃に遣して行宮を造營せしむ
 十月 中 百濟僧常輝に封戸を賜ふ
 十一月 四日 詔して諸國の大角、小角、鼓吹、幡旗、弩抛の類を私藏する事を禁ず
 十一月廿七日 新羅、金智祥、金健勳等を遣して朝貢して政を請ふ

朱鳥 元年 丙戌 皇紀一三四六年 西曆六八六年 七月二十日改元

正月十四日 難波宮炎上す

四月十九日 新羅朝貢す

六月 二日 工匠、陰陽師、侍醫、入唐學生等三十四名に爵位を賜ふ

草薙劍を熱田神宮に還納す

六月 十日 勅して神寶草薙劍を尾張熱田神社に還納し給ふ

七月 四日 天下貢調の半、減じ、悉く徭役を蠲く

七月 十日 民部省火く

七月十五日 詔して皇后及び皇太子に政を聽かしむ

七月十九日 詔して天下貧民の逋負、十四年十二月三十日以前に在る者は公私を問はず皆悉く蠲除す

七月二十日 改元あり

七月 中 百僧を宮中に請じて金光明經を讀ましむ

九月 九日 天皇崩御、寶算六十五、追諡して天武天皇と曰ひ給ふ○天皇、嘗て五節舞を制し、後世に之を傳ふ

持統天皇

十月 二日 大津皇子の謀叛發覺して其黨八口音檉、壹岐博德、中臣麻呂、巨勢多益須、僧

行心、帳内礪杵道作等三十餘人を捕ふ

十月 三日 大津皇子に自盡を命ぜらる年二十四

大津皇子に死を賜ふ

天武天皇——朱鳥元年——持統天皇

十二月十九日 無遮大會を飛鳥、川原、小墾田、豊浦、坂田の諸寺に開く
 十二月廿六日 京師の高齡者及び孤獨者に布帛を賜ふ
 閏十二月中 筑紫太宰、三韓の僧俗六十二人を獻ず
 是 歲 與多王、園城寺を創立す

元 年 丁亥 皇紀一三四七年 西曆六八七年

正月十五日 京師の八十以上及び貧者に絁綿を賜ふ
 正月十九日 田中法麻呂等を新羅に遣す
 三月十五日 高麗歸化人五十六名を常陸に置く
 三月廿二日 新羅歸化人十四名を下毛野に置く
 四月 十日 新羅歸化人二十二名を武藏に置く
 六月廿八日 天下に大赦あり、負債者の利息を免ぜらる
 六月 中 御衣を以て袈裟と爲し、三百僧に賜ふ
 七月 二日 天武帝白鳳十四年以前に係る負債は、息を收むること莫からしめ、若し既に身を役する者あらば、息を量りて其役を停めしむ
 九月 九日 國忌齋を京師諸寺に設け、國忌と爲す
 九月廿三日 新羅王、其子霜林を遣して朝貢せしめ、國政を請ふ
 十月廿二日 公卿、百官、國司、國造等に命じて大内陵を築く
 十二月 三日 天智天皇の法會を崇福寺に設け、永く國忌とす

新羅王國政を奏請す

天下に大赦す

園城寺を建つ

二 年 戊子 皇紀一三四八年 西曆六八八年

六月十一日 詔して極刑の罪一等を減じ、輕罪は悉く釋放し、且つ今年調賦の半を赦免す
 七月二十日 僧道藏をして雨を祈らしむ
 八月廿五日 耽羅、佐平加羅を遣して朝貢す
 十一月十一日 天武天皇を檜隅大内陵 大和高市郡白檜村大字野口 に葬る
 十二月十二日 蝦夷男女二百十三人を飛鳥寺に饗し、位を授く

三 年 己丑 皇紀一三四九年 西曆六八九年

正月 二日 大學寮、始めて卯杖を獻す
 正月 九日 越蝦夷僧道信に佛像を賜ふ
 三月廿六日 竹田王、土師根麻呂、大宅麻呂、藤原史、當麻櫻井穗積山守、中臣麻呂、巨勢多益須、大三輪安麻呂を判事と爲す
 四月十三日 皇太子草壁皇子薨す年二十八
 四月二十日 新羅、級喰金道那等を遣して佛像を獻す
 五月廿二日 判事土師根麻呂を新羅に差遣し、無禮を責め其の貢獻を卻く
 六月 二日 施基皇子、佐味宿那麻呂、羽田齊、伊余部馬飼、調老人、大伴手拍、巨勢多益須等を撰善言司と爲す
 六月廿九日 令二十二卷を諸司に頒つ
 七月十九日 左右京職及び諸國司に詔して射場を築かしむ

新羅の貢獻を卻く
撰善言司を置く

蝦夷に位を授く

八月十六日 攝津武庫の海一千歩、紀伊阿提郡那耆野、伊賀伊賀郡身野、各二萬頃の漁獵を
 禁じ、河内大鳥郡高脚の海に準ず
 閏八月 十日 詔を諸國司に下し、當年の冬を以て戸籍を正し、俘浪を糺捕し、限るに九月を
 以てし、每國の民四分の一を點檢して武事を講習せしむ
 閏八月廿七日 淨廣肆河内王を太宰帥と爲し、兵杖を授く
 九月 十日 石上麻呂、石川蟲名を筑紫に遣す
 十月十一日 車駕、高安城に行幸あり
 十月 中 下毛野子麻呂の上奏により奴婢六百口を免す
 十二月 八日 雙六を禁す

四 年 庚寅 皇紀一三五〇年 西曆六九〇年

正月 一日 即位あり
 正月十七日 稻を鰥寡孤獨貧困者に賜ひ、調役を免ぜらる
 二月十一日 新羅人五十口歸化す
 二月廿五日 新羅歸化人十二名を武藏に置く
 三月二十日 京畿八十歳以上の者に稻を賜ふ
 四月 七日 稻を京畿の耆老に賜ふ、一人に二十束宛とす
 四月十四日 百官及び畿内に詔し、有位者は六年を限り、無位者は七年を限り、其上日を考
 へて九等を定め、又氏姓の大小を以て冠位を授け、服色八等を定む

歸化百濟人
を武藏に置
く

紀伊行幸

元嘉曆儀鳳
曆を並行ふ

女官を置く

奴婢の制を
定む

五 年 辛卯 皇紀一三五一年 西曆六九一年

正月 一日 始て女官を置き、内親王を皇女に授け給ふ
 正 月 中 皇子及び大臣の封度を増す
 二月 一日 公卿に勅して佛教を奉ぜしむ
 四月 一日 奴婢の制を定む

陵戸の制を定む

鉛粉を製す

六月 中 公卿百官に詔して酒肉を禁じ諸寺に讀經せしむ
 六月二十日 天下に大赦す
 七月 三日 伊豫國司田中法麻呂より白銀及び銚を獻す
 八月十三日 大三輪、雀部、石上、膳部、春日、上毛野、大伴、紀、阿部、穗積、阿曇等十八氏に勅して其祖先の纂記を上らしむ
 九月 九日 川島皇子薨す年三十五
 十月 八日 陵戸の制を定む
 十一月廿五日 衾を公卿に賜ふ

六 年 壬辰 皇紀一三五二年 西曆六九二年

三月 六日 天皇、伊勢に行幸あり
 三月十七日 車駕、過ぐる所の伊賀、志摩、伊勢諸國に當年の調役を免じ、貧困者に稻を賜ふ

閏五月十五日 太宰府に詔して唐使郭務悰が造る所の阿彌陀像を上らしむ
 閏五 月 中 僧觀成、始て鉛粉を製す
 十一月 八日 新羅貢調す

是 歲 天下の諸寺五百四十五寺に對し、寺別に燈分として稻一千束を施す

七 年 癸巳 皇紀一三五三年 西曆六九三年
 正月 二日 詔して百姓は黄衣を著し、奴婢は皂衣を著せしむ

諸國に仁王經を講ぜしむ

耽羅朝貢を絶つ

正月十三日 京師の高齡者及び貧困者に物を賜ふ
 正月十六日 漢人、始て踏歌を奏す
 二月 三日 新羅、金江南、金陽原をして朝貢す
 三月十六日 息長老、大伴子君を遣して新羅王に賻を賜ふ
 三月十七日 諸國に令して桑、粽、梨、蕪菁を植ゑしむ
 九月 五日 車駕、多武峯に行幸あり
 九 月 中 新羅の名僧を天下に分遣さる
 十月 二日 親王以下諸臣に兵具を備へしむ
 十月廿三日 始て諸國に仁王經を講ぜしむ
 十二月廿一日 諸國に博士を遣して陣法を習はしむ

八 年 甲午 皇紀一三五四年 西曆六九四年

三月 一日 日蝕あり
 三月 二日 大宅麻呂等を鑄錢官と爲す
 五月十一日 金光明經百部を諸國に頒つ
 七月 四日 巡察使を諸國に遣す
 十二月 六日 車駕、藤原^{大和高市郡飛鳥村}に遷都し給ふ
 是 歲 耽羅、王子佐平等を遣して朝貢す、其後新羅の滅する所となり朝貢を絶つ

九 年 乙未 皇紀一三五五年 西曆六九五年

新羅國政を奏請す

三月 二日 新羅王、其子良琳を遣して朝貢し、以て國政を奏請す
五月廿一日 天皇、大隈隼人の相撲を觀給ふ
六月十六日 諸臣の八十歳以上及び痼病の輩に物を賜ふ
九月 六日 小野毛野、伊吉博徳等を新羅に遣す

十 年 丙申 皇紀一三五六年 西曆六九六年

罪囚を赦免す

四月廿七日 伊勢及び肥後の地に戸調役を免す
七月 七日 罪囚百九人を赦免す
七月 十日 太政大臣高市皇子薨す
十二月 一日 勅して金光明經を講じ、毎年十二月晦日淨行者十人を度せしむ

元 年 丁酉 皇紀一三五七年 西曆六九七年

二月十六日 皇孫珂瑠皇子を立て皇太子とし給ふ
三月 八日 無遮大會を東宮に設く

六月 中 天皇、不豫により罪人を赦し、佛像を造る
七月 中 公卿百僚開眼佛會を藥師寺に開く

文武天皇

八月 一日 天皇、讓位あり、始て太上天皇と曰ひ給ふ
八月十七日 詔して當年の田租、雜徭及び庸の半を免す
八月二十日 藤原宮子を夫人と爲す

讓位

八月廿九日 親王及び五位以上に食封を賜ふ

十月十九日 陸奥蝦夷、方物を獻す

十月廿八日 新羅、金弼徳、金任想等を遣して朝貢す

十二月廿八日 正月に往來して拜賀の禮を行ふを禁ず

二 年 戊戌 皇紀一三五八年 西曆六九八年

正月十七日 新羅の貢物を諸社に供せらる

二月十五日 武官に祿を賜ふ

三月 五日 因幡國より銅鑛を獻す

三月 十日 諸國司等に詔して郡司を詮擬するに偏黨なからしむ

四月十三日 文博士刑部眞木等を南島に遣して國を覓めしむ

五月十六日 使臣を諸國に派遣して田疇を巡視せしむ

五月廿五日 太宰府に勅して大野、基肆、鞠智の三城を修治せしむ

七月 七日 始めて答法を制定し、以て公私の奴婢を檢覈し、又博戲遊手の徒を禁ず

七月十七日 伊豫國より白鑛を獻す

八月二十日 高安城を修す

九月廿五日 周防國より銅鑛を獻す

十二月 五日 對馬に命じて金鑛を冶せしむ

十二月廿一日 越後に令して石船柵を修せしむ

對馬の金鑛を冶せしむ

答法の制定

銅鑛を獻す

三年 己亥 皇紀一三五九年 西曆六九九年

三月 九日 河内綿部郡、白鳩を獻ず、詔して當年の租役を免ず
 三月廿七日 畿内に巡察使を差遣して非違を檢察せしむ
 四月廿五日 越後の蝦夷百六人に爵を給ふ
 五月廿四日 役小角、呪術を行ふを以て捕へられ、伊豆島に流さる
 七月十九日 多嶽、夜久、菴美、度感、使を遣して朝貢す
 八月 八日 南島、貢物を大神宮及び諸社に奉供す
 九月十五日 再び高安城を修す
 九月二十日 正大貳以下、無位以上をして兵具を備へしむ
 十月二十日 衣縫王、當麻國見等を越智に、大石王、栗田真人等を山科に差遣して山陵を修造せしむ

役小角を伊豆に流す

十月廿七日 諸國に巡察使を遣す
 十一月 四日 文博士刑部眞木等、南島より歸る
 十二月 四日 太宰府に令し、三野、稻積、二城を修せしむ
 四年 庚子 皇紀一三六〇年 西曆七〇〇年

二月十九日 越後佐渡に令し石船柵を修せしむ
 二月廿二日 巡察使を東山道 差遣す
 二月廿七日 重ねて王臣及び京畿に勅して兵器を備へしむ

火葬を行ふ

牧地を定む

三月 十日 僧道照寂す年七十二、遺言により始めて火葬とす
 三月十五日 王臣に詔して令文を習讀し、律條を撰成せしむ
 三月十七日 諸國の牧地を定む
 五月十三日 佐伯麻呂を大使と爲し、新羅に遣す
 六月十七日 刑部親王、藤原不比等に勅し、重て律令を撰定せしむ
 八月廿六日 右大臣多治比島を左大臣と爲す
 十月 八日 始めて製衣冠司を置く
 十月十五日 石上麻呂を筑紫總領に、小野毛野を大貳と爲す
 十月十九日 佐伯麻呂等、新羅より歸朝し、孔雀及び珍異諸物を獻ず
 十月廿六日 使を周防に遣し船を作らしむ
 十一月 八日 新羅使節全所毛來朝す
 十一月廿一日 使を遣し諸國の盜賊を逮捕せしむ

製衣冠司を置く

大寶 元年 辛丑 皇紀一三六一年 西曆七〇一年 三月二十一日改元

贈位の始
 正月 一日 天皇、大極殿に御し、百官の朝賀を受け給ひ、文武の制、是に於て大に備はる
 正月十五日 大納言大伴御行薨す、始めて右大臣を贈らる
 正月廿三日 栗田真人を遣唐執節使に、高橋笠間を大使に、坂合部大分を副使と爲す
 二月 四日 始めて下物職を置く
 二月十四日 始めて大學寮に於て釋奠を行ふ
 始めて釋奠を行ふ

改元

三月十五日 凡海鹽鎌を陸奥に遣して金鑛を治せしむ
三月廿一日 對馬より金を貢するを以て改元あり○始て新令に依り位號を改め、位記を以て位に易へ、服色の制を定む

三月廿二日 阿部御主人を右大臣と爲す

四月 七日 下毛野古麻呂等に勅して始て新令を講ぜしむ

四月十五日 田領を罷め、國司をして巡檢せしむ

五月廿七日 始て勳位以下の號を改む

六月 八日 使を七道諸國に遣して新印様を頒つ

七月廿一日 左大臣多治比島薨す年七十八

八月 三日 大寶律令成る、此の律令出で、我國の教育制度は始て整備するに至れり

八月 八日 明法博士を東海、東山、南海、北陸、山陰、山陽の六道に遣して新令を講ぜしむ

む

賜祿の制定 八月 九日 皇親年滿る者の賜祿の制を定む

高安城を廢す 八月廿六日 高安城を廢す

九月十八日 天皇、紀伊に行幸あり

十月 八日 車駕、武漏溫泉に抵り給ふ

十一月 八日 始て造大幣司を任ず

十一月 九日 彈正臺に令し、畿内を巡察せしむ

造大幣司を任命

十一月 中 新令により官名位號を定む

大寶 二年 壬寅 皇紀一三六二年 西曆七〇二年

正月 一日 朝儀に始て禮服を着す

二月 一日 始て新律令を天下に頒つ

二月二十日 諸國に國師を置く、(後に講師と改む)

二月廿八日 始て諸國司等に印鑰を賜はる

三月 八日 始て度量を天下に頒つ

三月廿七日 美濃多伎郡民七百十六口を近江蒲生郡に移す

四月十三日 詔して諸國國造の氏を定む

五月廿一日 大伴安麻呂、栗田真人、高向麻呂等をして朝政に參ぜしむ

七月 四日 親王、乘馬にて宮門に入るを禁ず

七月 十日 内外文武官に詔して新令を講習せしむ

七月三十日 始て律を講ず

八月 一日 唱更國多楸の隼人、叛す、乃ち兵を發して之を討たしむ

九月十九日 使を遣して伊賀、美濃、伊勢、尾張、參河に行宮を營ましむ

十月十四日 律令を天下に頒つ

十月廿一日 詔して孝子、順孫を旌表せしむ

十二月 十日 始て美濃岐蘇の山道を開く

律を講ず

新律令を頒つ

度量を頒つ

上皇崩御

使を七道に遣す

十二月十三日 上皇不豫なるを以て、天下に大赦し、一百僧を度す
 十二月廿二日 持統上皇崩御、寶算五十八
 十二月廿五日 齋を四大寺に設く、七七齋、此より始まる
 十一月 中 僧泰澄を鎮護國家法師となす

大寶三年 癸卯 皇紀一三六三年 西曆七〇三年

正月 二日 藤原房前を東海道に、多治比三宅麻呂を東山道に、高向大足を北陸道に、波多餘射を山陰道に、穗積老を山陽道に、小野馬養を南海道に、大伴大沼田を西海七道に遣して政績を巡察し、冤枉を申理せしむ

正月 九日 新羅使節金福護、金孝元、來朝す

正月二十日 刑部親王を知太政官事と爲し、左右大臣の上に列せしむ

三月 十日 四天王寺に詔して、大磐若經を讀ましめ、一百僧を度す

閏四月 一日 右大臣阿部御主人薨す

七月 中 戸籍は庚午年籍を以て定となす

九月廿二日 波多廣足を大使とし、新羅に差遣す

九月 中 僧法連の醫術を賞して土地を賜ふ

十一月十六日 五位以上に詔し賢良方正の者を擧げしむ

十二月廿六日 大行天皇を遺詔によりて火葬し飛鳥岡大内山陵大和高市郡白樫村大字野口に葬る、追諡して持統天皇と曰ひ給ふ

是 歲 始て東西市を置く○壺阪寺(南法寺)を再建す

慶雲元年 甲辰 皇紀一三六四年 西曆七〇四年 五月十日改元

正月 七日 石上麻呂を右大臣と爲す

正月廿五日 始て百官跪伏の禮を停む

四月 九日 諸國の印を鑄る

五月 十日 改元あり

六月 三日 諸國に詔して兵士を團別に分ちて十番と爲し、武藝を教習せしむ

七月 一日 粟田真人等、唐より歸る

八月 三日 波田廣足等、新羅より歸る

九月 中 近江の鐵穴を志紀親王に賜ふ

十月 九日 幡文通を大使とし、新羅に遣す

慶雲二年 乙巳 皇紀一三六五年 西曆七〇五年

四月 三日 詔して今年庸を半減し、且つ醫藥を給す

四月十七日 勅して大納言を二員と定め、更に中納言三員を置く

五月 八日 知太政官事忍壁親王薨す

五月廿五日 幡文通等、新羅より歸る

九月 五日 穗積親王を知太政官事と爲す

十月廿六日 使を東海、東山、北陸、山陰、南海五道に差遣す

跪伏の禮を停む
軍團制實施

婦女髻髮の制を布く

十月三十日 新羅 金儒吉をして朝貢せしむ
十一月 四日 五位の食封を停め、位祿を以て文に代ふ
十二月十九日 重て婦女の髻髮の制を布く
十二月二十日 式部卿葛野皇子薨ず年四十五

十二月 中 始て紀古麻呂を騎兵大將軍と爲し、新羅使を迎へしむ

慶雲 三年 丙午 皇紀一三六六年 西曆七〇六年

大射祿法を定む

正月十七日 大射祿法を定む
二月十六日 詔して群臣の食封を定め、七條の制を下す
二月廿六日 京畿の盜賊を索捕せしむ

三月十四日 詔して王公諸臣の猥に山澤を獨占し、私に疆界をなすことを禁ず

八月廿一日 美努淨麻呂を大使と爲し、新羅に遣す

八月廿九日 田形内親王を遣して伊勢大神宮に侍せしむ

九月十五日 使を七道に遣し、始て田租の法を定む

十月 中 藤原不比等、僧智鳳を請じて維摩經を講ぜしむ

十二月 九日 諸國に詔して脛裳を脱し、白袴を着けしむ

慶雲 四年 丁未 皇紀一三六七年 西曆七〇七年

遷都を議す

二月十九日 群臣に詔し、遷都を議せしむ
三月 二日 遣唐副使巨勢邑治等、唐より歸る

田租の法を定む

十月 中 藤原不比等、僧智鳳を請じて維摩經を講ぜしむ

十二月 九日 諸國に詔して脛裳を脱し、白袴を着けしむ

二月十九日 群臣に詔し、遷都を議せしむ

三月 二日 遣唐副使巨勢邑治等、唐より歸る

四月十五日 詔して藤原不比等の勤勞を賞賜さる
五月廿八日 美努淨麻呂、新羅より歸朝す、學問僧義法、義基、慈定等、共に還る
六月十五日 天皇崩御、寶算二十五、追諡して文武天皇と曰ひ給ふ

元明天皇

六月廿四日 遺詔により天皇萬機を攝せらる

七月十七日 即位あり

七月廿一日 始て授刀舍人寮を設置す

十一月二十日 文武天皇を飛鳥岡に火葬し、檜隈安古岡上陵大和高市郡高市村大字栗原に葬る

十二月廿七日 詔して禮法を嚴にし、弊俗を改革せしむ

和銅 元年 戊申 皇紀一三六八年 西曆七〇八年 正月十一日改元

正月十一日 武藏秩父郡より和銅を獻するを以て改元あり

二月十一日 始て催鑄錢司を置く

二月十五日 遷都の舉を天下に告ぐ

三月十二日 右大臣石上麻呂を左大臣に、藤原不比等を右大臣と爲す

五月十一日 始て銀錢を行ふ

八月 十日 始て銅錢を行ふ、和銅開珍錢と稱す

九月二十日 車駕、平城を巡幸あり、其の地形を覽給ふ

九月 中 平城宮造營の詔下る

催鑄錢司を置く

二月十一日 始て催鑄錢司を置く

二月十五日 遷都の舉を天下に告ぐ

三月十二日 右大臣石上麻呂を左大臣に、藤原不比等を右大臣と爲す

五月十一日 始て銀錢を行ふ

八月 十日 始て銅錢を行ふ、和銅開珍錢と稱す

銀錢の私鑄を禁ず

銀錢を廢す

十月 二日 使を遣し平城宮造營を皇太神宮に告げ給ふ
 十二月 五日 平城宮地鎮祭あり
 和銅 二年 己酉 皇紀一三六九年 西曆七〇九年
 正月廿五日 私に銀錢を鑄ることを禁ず
 三月 五日 陸奥、越後、蝦夷叛す、詔して左大辨巨勢麻呂を陸奥鎮東將軍に、民部大輔佐伯石湯を征越後蝦夷將軍に、紀諸人を副將軍と爲し兩道より蝦夷を討たしむ
 三月廿三日 始めて造雜物法用司を置く
 三月 中 物品の價銅錢四文以上なるは銀錢を用る、三文以下は銅錢を用ふべしと令す
 五月二十日 新羅、金信福をして朝貢せしむ
 六月 中 太宰府及び播摩より銅錢を獻ず
 七月 一日 詔して諸國の兵器を出羽柵に輸送せしむ
 八月 二日 銀錢を廢し、銅錢を行はしむ
 八月廿五日 征蝦夷將軍佐伯石湯、副將軍紀諸人等凱旋す
 九月 二日 車駕、新京を巡幸あり
 十月 二日 薩摩隼人郡司以下百八十八人朝貢す
 十月十一日 造平城宮司に勅して陵墓を發掘することあらば直に埋斂せしむ
 十月十四日 畿内、近江の百姓等の浮浪の徒を容隱するを禁ず
 十二月 五日 車駕、平城宮に行幸あり

平城宮遷都興福寺を建つ

驛を置く

挑文師を諸國に遣す

大税を諸國に貸す

和銅 三年 庚戌 皇紀一三七〇年 西曆七一〇年
 正月廿九日 日向隼人に位記を賜ふ
 二月廿九日 始めて守山戸を置き、伐木を禁ず
 三月 六日 上野六郷を割き多胡郡を置く
 三月 十日 車駕、藤原宮より平城宮に遷都し、左右京坊を置く
 三月 中 藤原不比等、山階寺を平城春日に創立し興福寺と稱す
 九月十八日 銀錢の通用を禁ず
 十二月 五日 車駕、平城宮に行幸あり
 和銅 四年 辛亥 皇紀一三七一年 西曆七二一年
 正月 二日 始めて驛を山城、河内、攝津、伊賀に置く
 二月 中 稻荷社を山脊紀伊郡に造營す
 五月十五日 穀六升を以て錢一文に當て、百姓をして交換し利を得せしむ
 閏六月十四日 始めて挑文師を諸國に遣して錦綾に花文を織ることを教へしむ
 七月 一日 諸司の律令を施行せざるを責む
 九月 二日 衛府に詔して勇敢なる衛士を簡點せしむ
 九月 中 太安麻呂に勅して、勅語の舊辭を撰録せしむ
 十月廿三日 始めて品位に依りて祿法を定む
 十一月廿二日 詔して大税を諸國に貸し、三年間その利を收めず

十一月中 錢を蓄ふる者に位を賜ふ
十二月 六日 詔して親王以下及び豪族等が猥に山野を占め、民の産業を妨ぐるを禁ず
十二月中 蓄錢者に對する叙位の法を制定す

和銅 五年 壬子 皇紀二三七二年 西曆七二二年

太安曆古事
記を上る

正月十六日 諸國の役民の歸郷するを國司に命じ撫養せしむ

正月廿三日 河内高安烽を廢し、始て高見烽及び大和春日烽を置く

正月廿八日 太安麻呂、古事記を上る

五月 五日 六位以下の白銅及び銀飾革帶を用ふるを禁ず

五月十三日 恩借を妄にする國郡司及び里長を戒む

五月十七日 彈正をして毎月三回諸國を巡りて律令の實行を察せしむ

八月廿三日 車駕、高安城に行幸あり

九月十九日 道首名を大使と爲し、新羅に差遣す

九月廿三日 始て陸奥十二郡を割き、出羽國を置く

十月 中 旅人は必ず錢を齎らして旅行の資となすべしと令す

閏十二月中 諸國の調庸は錢を以て之に換へ、錢五文を以て布一常に准ず

和銅 六年 癸丑 皇紀二三七三年 西曆七二三年

二月 中 度量、調庸、義倉等の五條事を制定す

四月 三日 丹波五郡を割きて丹後國を、備前六郡を割きて美作國を、日向四郡を割きて大

丹後、美作
大隅三國を

出羽國を置
く

置く

隅國を置く

四月十六日 新格及び權衡度量を天下に頒つ

五月 二日 畿内七道諸國郡郷の名を二字に制定し、務めて佳字を用ひしむ、尋いで其風土
記を作らしむ

五月 七日 大少領の任限を終身とし、猥りに致仕替補せざらしむ

五月廿五日 始て山城に令し、乳牛戸五十を點ぜしむ

六月廿三日 車駕、甕原離宮に行幸あり

八月 十日 道首名、新羅より歸朝す

九月十九日 和銅四年以前公私の出舉稻粟、未償の者を免ず

十月 八日 諸寺の田野を占むる其の格に過ぐる者は之を還さしむ

十二月 二日 始て陸奥丹取郡を置く

和銅 七年 甲寅 皇紀二三七四年 西曆七二四年

正月 三日 食封の田租は之を全給せしむ

二月 三日 調庸以外、人毎に絲一斤、綿二斤、布六段を儲へしむ

二月 十日 紀清人、三宅藤麻呂に詔して國史を撰ばしむ

二月十四日 使を七道に遣して囚徒を録せしむ

二月 中 商、布二丈六尺を以て段となす

閏二月 中 僧義法を還俗せしめ、姓を賜ふ

國史を撰す

六月廿五日 皇孫豐櫻彥命を立て皇太子とし給ふ
 六月 中 僧定慧寂す年八十三
 九月 中 擇錢を禁ず

十二月廿六日 新羅、金元靜等を遣して朝貢す

靈龜 元年 乙卯 皇紀一三三七年 西曆七一五年 九月二日改元

正月 一日 始めて元會に鉦鼓を設く
 三月 一日 車駕、壘原離宮に行幸あり
 五月 一日 諸國朝集使に詔して、百姓の他郷に流寓して三月以上を經過する者は所在國の法に従つて調庸を輸さしむ

五月三十日 相模、武藏、上總、常陸、上野、下野の富民一千戸を陸奥に移す

五月 中 更めて義倉を定め、出粟の法を九等に分つ

七月廿七日 知太政官事穗積親王薨す

元正天皇

九月 二日 天皇、氷高内親王に讓位あらせらるる○改元あり

十月 七日 詔して民に貨食を勸む

靈龜 二年 丙辰 皇紀一三三七年 西曆七一六年

四月十九日 河内の三郡を割きて和泉監を置く

五月十六日 元興寺を左京に移す

和泉監を置

く

五月 中 百姓が鉛を藏して私に錢を鑄るにより、太宰府之を禁ず
 八月二十日 多治比縣守を押使に、阿部安麻呂を大使に、藤原馬養を副使と爲し、唐に差遣

せらる、下道眞備、安部仲麻呂、僧立昉、之に従て留學す

九月 四日 遣唐大使阿部安麻呂を罷め、大伴山守を之に代らしむ

十月二十日 内外諸司の薄紗の朝服、六位以下の羅の幘頭を禁ず

養老 元年 丁巳 皇紀一三三七年 西曆七一七年 十一月十七日改元

二月廿六日 信濃、上野、越前、越後の百姓一百戸を出羽柵に配す

三月 三日 左大臣石上麻呂薨す年七十八

四月 六日 久勢女王を遣して伊勢大神宮に侍せしむ

四月十四日 調庸の斤兩短法を定む

四月廿三日 勅して僧侶の濫行を嚴禁す

四月廿五日 大隅、薩摩隼人、風俗歌舞を奏す

五月十七日 詔して百姓、浮浪の課役を規避する者を罰せしむ

五月廿二日 諸帳簿等式を七道に頒つ

九月十八日 車駕、美濃に幸し給ふ

九月二十日 天皇、當耆郡に行幸あり、多度山の瀧を觀て養老ノ瀧と名づけ給ふ

九月廿八日 車駕、還幸あり

十月廿一日 藤原房前をして朝政に參議せしむ

美濃行幸

僧侶の濫行を禁ず

絹繩の長短
闊狹の法を
定む

十一月 八日 高麗、百濟の士卒、亂を避けて歸化する者に終身給復す
十一月十七日 改元あり
十一月廿二日 絹繩の長短闊狹の法を定む

養老 二年 戊午 皇紀一三七八年 西曆七二八年

二月 七日 天皇、美濃醴泉に行幸あり

三月 三日 車駕、還幸あり

三月二十日 小野馬養を大使となし新羅に遣す

四月 二日 筑後守道首名歿す年五十六

能登、安房
石城、石背
四國を置く

五月 二日 越前國四郡を割きて能登國を、上總國四郡を割きて安房國を、陸奥國十一郡を割きて石城國と石背國を置く

五月廿七日 衛士の數を定む

九月廿三日 法興寺を京師に移す

十月 十日 僧綱に勅して僧侶の德行學事を奨勵す

十一月廿三日 始めて畿内の兵をして宮城を守衛せしむ

十二月十三日 多治比縣守等唐より歸る

律令を修む

是 歲 再び右大臣藤原不比等に勅して律令を修せしむ

養老 三年 己未 皇紀一三七九年 西曆七二九年

二月 三日 始めて諸國の百姓をして襟を右にせしめ、職事主典以上に笏を執らしむ

二月 五日 粟田真人歿す年六十一

二月 十日 小野馬養等新羅より歸る

五月廿三日 諸國貢調の短絹、狹繩、魚狹絹の法を制し、各長さ六丈、濶さ一尺九寸と定む

六月 十日 皇太子豐櫻彦命をして、始めて朝政を聽かしむ

七月 九日 東海、東山、北陸三道の民二百戸を出羽柵に配す

七月十三日 始めて按察使を置き、諸國を巡視せしむ

閏七月 七日 新羅朝貢す

閏七月 十一日 白猪廣成を新羅使と爲す

閏七月 廿二日 義倉を開きて諸國の旱飢を救はしむ

十月 十四日 京畿七道諸國軍團及び大小毅の兵數を減す

十月 十七日 舍人親王、新田部親王に詔して皇太子を輔佐せしむ

十月 中 民戸に陸田一町以上二十町以下を給す

十二月 五日 始めて婦女の服制を定む

養老 四年 庚申 皇紀一三八〇年 西曆七三〇年

正月 廿三日 渡島津輕の津司等を靺鞨國に遣して其の風俗を觀せしむ

正月 中 始めて僧尼に公驗を授く

二月 三十日 大隅隼人叛して國守陽侯麻呂を殺す

三月 四日 大伴旅人を征隼人持節大將軍に、笠御室、巨勢真人を副將軍と爲し、大隅隼人

元正天皇——養老四年

(一三九・七四)

按察使を置
く

婦女の服制
を定む

大隅隼人叛
す

舍人親王日本書紀を上る
藤原不比等薨ず

蝦夷を征す

放生會の始
養民造器の二司を置く

貨幣の比價を定む

を討たしむ

三月十一日 勅して僧三百二十人を得度せしむ

五月廿一日 諸國に尺様を領つ○舍人親王、日本書紀三十卷、系圖一卷を上る

八月三日 右大臣藤原不比等薨ず年六十二

八月十二日 持節大將軍大伴旅人、京師に還る

九月廿八日 陸奥蝦夷叛し、按察使上毛野廣人を殺す

九月廿九日 丹治比縣守を持節征夷將軍に、下毛野石代を副將軍に、阿部駿河を持節鎮狄將軍と爲し、蝦夷を討たしむ

九月 中 始めて放生會を修す

十月十七日 始めて養民、造器の二司を置く

十一月八日 南島人二百三十二人に位を賜ふ

養老五年 辛酉 皇紀一三八一年 西曆七二二年

正月 五日 長屋王を右大臣と爲す

正月廿七日 文武庶僚に詔して、災異に遇ふ毎に得失を極言せしめ、醫卜方術の師範に堪ふる者には特に賞賜を加ふ

正月 中 貨幣の比價を定め、銀錢一を銅錢二十五に、銀一兩を一百錢に當つべしと令す

三月 七日 畿内に令し當年の調を免じ、七道の役を停む

三月 九日 親王以下庶人に至るまで畜馬の限數を定む

四月 九日 征夷將軍多治比縣守、鎮狄將軍安倍駿河等京師に凱旋す

四月廿七日 諸國に令して力田の人を擧げしむ

六月廿六日 信濃を割きて諏方國を置く

七月 七日 征隼人副將軍笠御室、巨勢真人等京師に還る

八月 三日 山階寺に北圓堂を建立す

八月十八日 長門按察使を置く

十月十四日 始めて陸奥新田郡を置く

十二月 七日 上皇崩御、寶算六十一、追諡して元明天皇と曰ひ給ふ○三關を固守せしむ

十二月廿九日 新羅入貢せしも、上皇崩御の爲め、太宰府より歸國す

養老六年 壬戌 皇紀一三八二年 西曆七二三年

正月二十日 多治比三宅麻呂を伊豆に、穗積老を佐渡に流す

二月 一日 安部廣庭をして朝政に參議せしむ

二月廿七日 學術ある者二十三人に田を賜ふ

二月 中 銀錢一兩を以て二百錢に當る事を令す

四月廿一日 唐人王元仲、飛舟を造りて之を獻す

閏四月廿五日 太政官より良田一百萬町歩、開墾の議を奏聞す

五月 十日 津生沼麻呂を大使と爲し、新羅に差遣す

七月 七日 詔して備荒儲蓄をなさしむ

備荒儲蓄をなさしむ

諏方國を置く

長門按察使を置く

上皇崩御

女醫博士を置く

筑紫觀世音寺を建つ

八月廿九日 柵戸一千人を陸奥鎮所に配す
十一月 七日 始めて女醫博士を置く
十一月 月中 華嚴、大集、涅槃、大菩薩、觀世音等の經典を寫し、幡蓋を造る
十二月十三日 勅して佛像を作らしむ
十二月廿三日 津生沼麻呂、新羅より還る

養老 七年 癸亥 皇紀一三八三年 西曆七二三年

二月 二日 僧滿誓を筑紫に遣して觀世音寺を造らしむ
二月十四日 詔して戸頭百姓に種子、布、鉄を給與す
四月十七日 百姓に令して新に土地を開墾する者には三世に傳ふるを許す
五月十七日 薩摩隼人六百二十四人朝貢す
八月 八日 新羅、金與宿等を遣して朝貢す
十月十一日 左京の人、白龜を獻す
是 歲 興福寺に施藥、悲田の兩院を建立す

聖武天皇

神龜 元年 甲子 皇紀一三八四年 西曆七二四年 二月四日改元

讓位 陸奥蝦夷叛す
二月 四日 讓位あり○右大臣長屋王を左大臣と爲す○改元あり
三月廿五日 陸奥蝦夷叛し、佐伯兒屋麻呂を殺す
四月 一日 七道諸國に令し、軍器、幕、笠等を造らしむ

多賀柵を築く

三千人を度す

四月 七日 藤原宇合を持節大將軍に、高橋安麻呂を副將軍と爲し、蝦夷を討たしむ
四月十四日 坂東九國の兵三萬を試練す
五月廿四日 小野牛養を鎮狄將軍と爲し、出羽蝦狄を鎮撫せしむ
八月廿一日 土師豐麻呂を大使と爲し、新羅に差遣す
十月 一日 僧尼の名籍を調査して公驗を給す
十月十二日 離宮を岡東に造營せらる
十一月 八日 太政官の奏請により、官屋を葺くに瓦を以てし、丹を塗ることを許す
十一月三十日 征夷大將軍藤原宇合、鎮狄將軍小野牛養等京師に凱旋す
是 歲 鎮守將軍大野東人、始めて多賀柵を築く
神龜 二年 己丑 皇紀一三八五年 西曆七二五年
閏正月 四日 俘囚百四十四人を伊豫に配す
五月廿二日 土師豐麻呂等、新羅より歸朝す
七月十七日 七道諸國に詔して神佛を尊敬し、社殿佛閣を瀆すこと勿らしむ
七月 中 伊勢、尾張の田を以て、志摩國百姓の口分を班給す
九月廿二日 三千人を度し出家入道せしめ、天下の災異を除去せしむ
十一月 十日 唐より柑子を齎せし者に位を賜ふ
十二月廿一日 詔して囚徒の罪一等を減す
是 歲 始めて陸奥鎮守府を置く

醫藥を給す

神龜 三年 丙寅 皇紀一三八六年 西曆七二六年
六月 五日 新羅、金造近、金奏勳等を遣して朝貢す
六月 十四日 醫藥を京畿の諸國に給し、病人を賑恤せしむ
七月 十八日 上皇不豫なるを以て天下に大赦す
是 歲 興福寺金堂成る

神龜 四年 丁卯 皇紀一三八七年 西曆七二七年

長谷寺を建つ

二月 廿二日 使を七道に遣して國司の政績を巡察せしむ
二月 十八日 僧尼九百名を中宮に集め、金剛般若經を讀ましめ、以て災異を祓ふ
三月 中 大和に長谷寺を造營す
五月 四日 車駕、甕原離宮に行幸あり
九月 廿一日 渤海使高齊德等の船出羽に漂著す
十一月 八日 南島人、來朝す
十二月 二十日 七道巡察使歸りて復命す

神龜 五年 戊辰 皇紀一三八八年 西曆七二八年

渤海朝貢

正月 三日 渤海使高齊德等始て朝貢す
二月 十六日 引田蟲麻呂を送渤海客使と爲す
八月 一日 天下に令し養鷹を禁ず○始めて内匠寮中衛府を置く
八月 廿一日 皇太子基王疾を以て觀世音菩薩像百七十七軀を作る

養鷹を禁ず

進士を試む

九月 十三日 皇太子基王薨す
九月 廿九日 流星宮中に墜つ
十一月 三日 知努王を造山房司長官と爲す
十二月 廿八日 國別に金光明經十卷を頒つ
十二月 中 始めて進士を試む
是 歲 文章博士一人、明法博士二人を置く
天平 元年 己巳 皇紀一三九九年 西曆七二九年 八月五日改元

長屋王に死を賜ふ

柿本人麿歿す

二月 十二日 左大臣長屋王に死を賜ふ年四十六
二月 十七日 上毛野宿奈麻呂等七人を流す
三月 十八日 歌人柿本人麿歿す
四月 三日 異端を學び妖術を行ひて庶民を惑す者は嚴罰せしむ
六月 一日 仁王經を朝堂及び五畿、七道に講ぜしむ
六月 廿一日 薩摩隼人朝貢す
七月 二十日 大隅隼人朝貢す
八月 五日 改元あり
十月 十日 藤原光明子を立て皇后とし給ふ
十一月 七日 京畿に班田司を置く
是 歲 大安寺を平城に建立す

京畿班田司を置く

天平二年 庚午 皇紀一三九〇年 西曆七三〇年

正月十六日 始めて踏歌節會を行ふ

三月 一日 大隅、薩摩兩國は班田せず、墾田して相續するを許す

三月廿七日 大學生徒の奨勵法を行ふ

三月 中 吉田宜、大津首等をして陰曆、醫術、曆學等を弟子に教へしめ、又粟田馬養、

播磨乙安等をして漢學を教へしむ

四月十六日 諸國の婦女衣服改定を令す

四月十七日 始めて皇后宮職に施藥院を設く

四月 中 興福寺の五重塔成る

五月 六日 令して諸國に桑漆を植ゑしむ

八月廿九日 引田蟲麻呂、渤海より歸る

九月廿九日 殺生禁斷の令を下す

天平三年 辛未 皇紀一三九一年 西曆七三一年

三月 七日 諏方國を廢し、信濃國に合併す

七月 一日 大伴旅人薨す年六十八

八月十一日 藤原宇合、多治比縣守、藤原麻呂、葛城王、鈴鹿王、大伴道足を參議と爲す

八月廿五日 京畿諸國に令し、當年田租の半を免除す

十一月廿二日 始めて畿内に總管、諸道に鎮撫使を置き、新田部親王を大總管に、藤原宇合を

施藥院を置

殺生禁斷令

諏方國を廢

畿内總管諸

道鎮撫使を

副總管に、多治比縣守を山陽道鎮撫使に、藤原麻呂を山陰道鎮撫使に、大伴道

十一月廿六日 車駕、京中を巡幸あり

十二月 二日 甲斐より神馬を獻するを以て大赦を行ふ

天平四年 壬申 皇紀一三九二年 西曆七三二年

正月 一日 天皇、始めて冕服にて朝賀を受け給ふ

正月二十日 角家主を大使と爲し新羅に遣す

二月 一日 日蝕あり

五月十九日 新羅、金長孫等をして朝貢せしむ

七月 六日 畿内百姓の畜猪四十頭を放たしむ

八月十一日 角家主等、新羅より歸る

八月十七日 東海、東山、山陰、西海、四道の節度使を定む

八月十八日 多治比廣成を大使と爲し唐に遣す

九月 四日 近江、丹波、播磨、備中の四ヶ國に遣唐使の船四艘を造らしむ

十月 三日 始めて造客館司を置く

十二月十七日 河内國丹比郡狹山下ノ池を築く

是 歲 新羅入貢を三年一貢と定む

天平五年 癸酉 皇紀一三九三年 西曆七三三年

造客館司を

山上憶良歿す

出羽柵を秋田村に移す

閏三月中 僧行基に輦車並に度者三十五人を賜ふ
 四月三日 遣唐使多治比廣成、難波津を出發す
 六月中 歌人山上憶良歿す年七十四
 七月六日 始めて大膳職に令し孟蘭盆の供養を備へしむ
 八月十七日 天皇、始めて朝政を聽かせ給ふ
 十二月廿七日 出羽柵を秋田村高清水岡に移し、後、之を秋田城と稱す
 天平六年 甲戌 皇紀一三九四年 西曆七三四年
 正月十五日 諸國司に對し、毎歲官稻を貸す事を許す
 正月十七日 藤原武智麻呂を右大臣と爲す
 正月中 皇后、丈六釋迦像を造り、興福寺西金堂を建立し給ふ
 四月廿一日 使を京畿に遣し民の疾苦を問はしむ
 七月七日 天皇、南苑に臨御し、始めて文人に命じ七夕の詩を賦せしめ給ふ
 十一月二十日 遣唐大使多治比廣成等、多嶺島に漂着す
 是 歲 陸奥鎮守府將軍藤原朝彥、多賀城を修築す
 天平七年 乙亥 皇紀一三九五年 西曆七三五年
 二月十七日 新羅、金相貞等をして朝貢せしむ、新羅私に國號を王城國と改むるにより其使を責め之を却く
 三月十日 遣唐大使多治比廣成等歸朝す、僧立昉、下道眞備等共に歸る

七夕の詩を賦せしむ

四月廿六日 入唐留學生下道眞備、唐禮及び大衍曆を獻す
 五月二十日 畿内七道外散位及び勳位の定額を制す
 六月五日 併寺令を廢す
 七月廿六日 大隅、薩摩隼人、朝貢す
 十一月十四日 舍人親王薨す年六十 日本書紀三十卷、帝王系圖一卷
 閏十一月十九日 更に鑄錢司を置く
 是 歲 太宰府に勅して牌を南島に建てしむ
 天平八年 丙子 皇紀一三九六年 西曆七三六年
 二月七日 入唐僧立昉に封を賜ふ
 二月廿八日 阿部繼麻呂を大使と爲し、新羅に遣す
 三月一日 天皇、甕原離宮に行幸あり
 五月十二日 諸國の調布長さ二丈八尺、巾一尺九寸、庸布長さ一丈四尺、巾一尺九寸と定む
 六月廿七日 車駕、芳野行宮に行幸あり
 十一月十七日 葛城王に橘宿禰の姓を賜ふ
 是 歲 唐僧道璿、華嚴宗を傳ふ
 天平九年 丁丑 皇紀一三九七年 西曆七三七年
 正月廿二日 陸奥按察使大野東人の奏請により、持節大使藤原麻呂を陸奥に差遣して陸奥男勝村を闢きて道を出羽柵に通ず

舍人親王薨す 牌を南島に建つ

葛城王に橘姓を賜ふ 華嚴宗を傳ふ

四月廿六日 入唐留學生下道眞備、唐禮及び大衍曆を獻す
 五月二十日 畿内七道外散位及び勳位の定額を制す
 六月五日 併寺令を廢す
 七月廿六日 大隅、薩摩隼人、朝貢す
 十一月十四日 舍人親王薨す年六十 日本書紀三十卷、帝王系圖一卷
 閏十一月十九日 更に鑄錢司を置く
 是 歲 太宰府に勅して牌を南島に建てしむ
 天平八年 丙子 皇紀一三九六年 西曆七三六年
 二月七日 入唐僧立昉に封を賜ふ
 二月廿八日 阿部繼麻呂を大使と爲し、新羅に遣す
 三月一日 天皇、甕原離宮に行幸あり
 五月十二日 諸國の調布長さ二丈八尺、巾一尺九寸、庸布長さ一丈四尺、巾一尺九寸と定む
 六月廿七日 車駕、芳野行宮に行幸あり
 十一月十七日 葛城王に橘宿禰の姓を賜ふ
 是 歲 唐僧道璿、華嚴宗を傳ふ
 天平九年 丁丑 皇紀一三九七年 西曆七三七年
 正月廿二日 陸奥按察使大野東人の奏請により、持節大使藤原麻呂を陸奥に差遣して陸奥男勝村を闢きて道を出羽柵に通ず

國分寺を置く

二月十五日 遣新羅大使阿部繼麻呂歸朝して、新羅無禮にして使命を受けざる事を奏す
 三月三日 詔して國毎に佛像三軀を造らしめ、皇后の請により、始て國分寺を諸國に置く
 四月十七日 藤原房前薨ず年五十七
 五月中 諸國に疫瘡流行す
 七月廿五日 左大臣藤原武智麻呂薨ず年五十八
 八月二日 天下の僧尼に命じて、毎月最勝王經を讀ましむ
 八月五日 參議藤原宇合薨ず年四十四
 八月十三日 當年の租賦及び百姓の借りたる公私稻の返却を免す
 八月廿三日 巨勢奈氏麻呂を佛像司長官と爲す
 八月廿六日 僧玄昉を僧正と爲し、紫袈裟を賜ふ
 九月廿二日 臣家の稻を私に百姓に貸すを禁す
 九月廿八日 鈴鹿王を知太政官事と爲す
 十月二日 故藤原房前に正一位左大臣を贈る○左右京に對し徭錢を徵收するを停む
 十一月三日 使を諸國に遣し諸神社を修造せしむ
 十二月廿七日 大倭國を大養德國と改む
 天平十年 戊寅 皇紀一三九八年 西曆七三八年
 正月十三日 阿部内親王を立て皇太子とし給ふ○橘諸兄を右大臣と爲す
 正月 中 新羅使金想純等太宰府に來る

玄昉を僧正とす

大倭國を大養德國と改む

諸國の地圖を上らしむ

郡司の員數を改定

四月十七日 五畿七道に令して最勝王經を讀ましむ
 五月三日 諸國の健兒を停む
 六月廿四日 太宰府をして新羅使金想純を放還せしむ
 八月廿六日 諸國に令して國郡の地圖を作成して上らしむ
 十月廿五日 七道に巡察使を遣し政績及び民風俗を探訪せしむ
 天平十一年 己卯 皇紀一三九九年 西曆七三九年
 二月廿六日 皇后不豫なるを以て天下に大赦せらる
 四月中 馱馬一匹の荷付量を改め、百五十斤限りとす
 五月廿三日 諸國郡司の員數を改定す
 五月中 封戸の租入を封主に全給する事を令す
 七月十三日 渤海副使已珍蒙、出羽に來る
 十二月十日 渤海副使已珍蒙等朝貢す、遣唐使多治比廣成共に歸る
 天平十二年 庚辰 皇紀一四〇〇年 西曆七四〇年
 正月十三日 大伴犬養を遣渤海大使と爲す
 正月十七日 天皇、大極殿南門に臨み、大射を覽給ふ○
 二月二日 渤海使已珍蒙、歸國す
 三月十五日 紀必登を大使と爲し新羅に遣す
 五月十日 天皇、右大臣橘諸兄邸に行幸あり

和泉監を河内國に合す

藤原廣嗣叛す

六月十九日 國毎に法華經十部を寫し、七重塔を造らしむ

八月二十日 和泉監を河内國に合併す

八月廿九日 太宰少貳藤原廣嗣、上表して時政、得失を陳奏す

九月三日 藤原廣嗣、僧玄昉の專横を怒り遂に叛す○勅して大野東人を大將軍に紀飯麻呂を副將軍と爲し、兵一萬七千人を率ゐて之を討たしむ

九月十五日 四畿内七道諸國に勅して國毎に觀世音像を造らしむ

十月五日 大伴犬養、渤海より歸る

十月十五日 遣新羅大使紀必登等歸朝す

十月廿三日 藤原廣嗣を擒にす

十月廿九日 車駕、伊勢に行幸あり

十月 中 僧良辨、新羅僧審祥を請じて華嚴經を金鐘寺に講ぜしむ

十一月一日 肥前松浦郡に於て藤原廣嗣及び其弟綱手を斬る

十一月二日 僧玄昉を筑紫に配流す

十一月廿六日 車駕、美濃當伎郡に至り給ふ

十二月六日 橘諸兄をして山背相樂郡恭仁郷を經略せしむ

十二月十五日 天皇、恭仁宮に行幸あり、始めて京を作る

天平十三年 辛巳 皇紀一四〇一年 西曆七四一年

正月一日 天皇、始めて恭仁宮に御して朝賀を受け給ふ

藤原廣嗣を誅す

恭仁宮行幸

正月廿二日 藤原廣嗣の殘黨を罰せらる

二月 七日 牛馬の屠殺を禁す

三月廿四日 天下に詔して國毎に必ず金光明、四天王護國寺及び法華滅罪寺を建立せしむ

閏三月廿四日 祕錦冠、佛經等を八幡神宮に奉じ三重塔を造り、以て宿禰の賽とす

七月 三日 橘奈良麻呂を大學頭と爲す

八月廿八日 平城の二市を恭仁京に移し、新京と稱す

九月十二日 京師の百姓に宅地を頒給し、賀世山の西路以東を左京と爲し、以西を右京とす

十一月廿一日 勅して新京を大養德恭仁大宮と稱せらる

十二月 十日 安房國を上總國に、能登國を越中國に併す

天平十四年 壬午 皇紀一四〇二年 西曆七四二年

正月 五日 太宰府を廢す

二月 三日 新羅使金欽莫朝貢す

二月 中 恭仁京の東北の道を開きて、近江國甲賀郡に通ず

八月十一日 離宮を近江紫香樂に造營さる

九月十七日 巡察使を七道に遣す

十月十七日 鹽燒王を伊豆三島に流す

十一月 中 橘諸兄に勅して、東大寺建立の事を皇太神宮に禱らしめ給ふ

十二月十七日 近江國司をして有勢家の鐵穴を貪採するを禁ぜしむ

太宰府を廢す

近江離宮を造る

鹽燒王を伊豆に流す

天平十五年 癸未 皇紀一四〇三年 西曆七四三年

二月十一日 佐渡國を越後國に併す

四月 中 新羅使金序貞、筑前に來る、其無禮を責めて之を却く

五月 五日 右大臣橘諸兄を左大臣と爲す

五月廿七日 墾田を私財とし、以て永年收納すること勿らしむ

五月廿八日 諸國司の新館を造るを禁ず

七月廿六日 車駕、紫香樂宮に行幸あり

八月 一日 鴨川を宮川と改む

九月 中 甲賀郡調庸を畿内に準じ當年の田租を免す

十月十五日 詔して金銅盧舍那佛の大像を造らしむ

十月二十日 車駕、紫香樂宮に臨幸あり、始めて寺地を開き大佛を造る、僧行基、弟子を率

ゐて衆庶を勧誘す

十二月廿六日 始めて筑紫に鎮西府を置き、石川加美を將軍に、大伴百世を副と爲す

天平十六年 甲申 皇紀一四〇四年 西曆七四四年

正月十一日 車駕、難波宮に行幸あり

正月十三日 安積親王薨す年十六

閏正月 四日 百官をして恭仁、難波、二京の如何を議せしめ、また市に就きて民言を採らし

む

筑紫鎮西府を置く

奈良大佛を造る

難波宮を皇都と定む

二月廿六日 勅して難波宮を皇都と定む

四月廿一日 造兵、鍛冶の二司を廢す

七月廿三日 諸國に詔して、國毎に正税四萬束を割りて僧尼の兩寺に施し、其利を以て永く

寺院造營費に充つ

九月十五日 畿内七道に巡察使を差遣さる

九月廿七日 巡察使に三十二條例を頒つ

十月 二日 僧道慈寂年七十二 愚志一卷

十月 中 光明皇后、樂毅論を寫し給ふ

十一月十三日 盧舍那佛像を甲賀寺に造り、是日骨柱を建つ、天皇、親臨して其繩を引き給

ふ

天平十七年 乙酉 皇紀一四〇五年 西曆七四五年

正月廿一日 詔して僧行基に始めて大僧正を賜ひ、後、大菩薩號を賜ふ

四月十五日 流人鹽燒王を召還さる

五月 二日 太政官に諸司を召して都を議定せしむ

六月 五日 再び太宰府を置き、鎮西府將軍を大貳と改む

九月 四日 知太政官事鈴鹿王薨す

九月二十日 京畿諸國に詔し大般若經を寫し、藥師像を造らしむ

十一月 二日 僧玄昉を筑紫に貶す

太宰府を復す

僧玄昉を筑紫に貶す

十一月中 諸國の公廩を定め、大國は四十萬束、中國は三十萬束、小國は二十萬束となす

十二月十五日 恭仁宮の兵器を平城に移す

是 歲 南都の新樂師寺の本堂成る

天平十八年 丙戌 皇紀一四〇六年 西曆七四六年

四月 五日 橘諸兄をして太宰帥を兼しめ、藤原豐成を東海道鎮撫使に、藤原仲麻呂を東山

道鎮撫使に、巨勢奈氏麻呂を北陸山陰兩道鎮撫使に、大伴牛養を山陽道鎮撫使

に、紀麻呂を南海道鎮撫使と爲す

五月 九日 諸寺の私に百姓の田園を買ひ、永く寺地と爲すことを禁ず

六月十八日 僧玄昉寂す

十月 六日 天皇、上皇、皇后、金鐘寺に行幸啓あらせられ、盧舍那佛像を慶し、燈一萬五

千七百餘を燃し、三更に至りて還宮し給ふ

十二月 十日 七道鎮撫使を停む

是 歲 渤海、鐵利の人民一千百餘人來る、出羽に置き、衣食を給して放還す

天平十九年 丁亥 皇紀一四〇七年 西曆七四七年

三月十六日 大養徳國を改めて再び大倭國と稱す

五月 五日 菖蒲縵をかけしむ

五月 中 封戸の輪法を嚴にす

九月 中 東大寺を創立す

東大寺を建

七道鎮撫使
を停む

十一月中 郡領司は其職を世襲せしむ

十二月十四日 百姓の造塔を聽す

天平二十年 戊子 皇紀一四〇八年 西曆七四八年

三月 八日 勅して天下に大赦す

四月廿一日 上皇崩御、寶算六十九、追諡して元正天皇と曰ひ給ふ

四月廿八日 元正天皇を佐保山東陵大和奈良市
宇奈良阪に火葬す

八月 五日 釋奠の儀式及び器服を改定す

八月廿一日 車駕、葛井廣成邸に行幸あり

十月廿八日 詔して畿内七道の田租を免ず

天平感寶元年 己丑 皇紀一四〇九年 西曆七四九年 四月十四日改元

天平勝寶元年 正月 一日 天下の殺生を禁ず 七月一日改元

行基寂す

二月 二日 僧行基寂す年八十隆池寺縁
起一卷

二月廿二日 陸奥守百濟敬福、始めて黄金を貢獻す

二月廿七日 郡司補任の制を改め、先づ譜第の優劣、身才の能不能を檢せしむ

四月 一日 天皇、東大寺に行幸あり、廬舍那佛像を覽給ふ

四月十四日 天皇、東大寺に行幸あり、佛前に於て橘諸兄に正一位を授け、藤原豐成を右大

臣と爲す○改元あり 陸奥守百濟敬福、黄金九百兩を獻す

四月 中

聖武天皇——天平二十年—天平感寶元年・天平勝寶元年

讓位

孝謙天皇

七月 二日 讓位あり○唐僧鑑真に就き落飾して法名を勝滿と稱し給ふ○阿部内親王、即位せらる○改元あり

八月 十日 藤原仲麻呂をして紫微令を兼しむ

十二月廿七日 天皇、上皇、皇太后、東大寺に行幸啓あり、封四千戸、奴婢各百人を賜ふ

天平勝寶二年 庚寅 皇紀一四一〇年 西曆七五〇年

二月 九日 天皇、藥師寺宮に徙り給ふ

二月廿二日 天皇、上皇、皇太后、東大寺に行幸啓あり、封一千戸を益す

三月 十日 駿河國守檜原東人、黄金を上る

九月廿四日 藤原清河を遣唐大使に、大伴古磨は副使と爲す

十月十八日 元正天皇を奈保山陵に改葬し給ふ

天平勝寶三年 辛卯 皇紀一四一一年 西曆七五一年

四月 四日 石川年足を伊勢太神宮に差遣せらる

十一月 七日 吉備眞備を遣唐副使と爲す

十一月 十日 天平勝寶元年以前の公私負祖を免す

常樂會を置

是 歲 始て常樂會を置く

天平勝寶四年 壬辰 皇紀一四一二年 西曆七五二年

正月 三日 勅して天下の殺生を禁じ、漁民貧困者には一人につき日に食二升を給す

大佛開眼

正月廿五日 山口人麻呂を大使とし新羅に遣す

二月十八日 陸奥國の調庸は多賀以北諸郡は黄金を輸せしめ、正丁一人に四兩宛と定む

四月 九日 天皇、東大寺に行幸あり、大廬舍那佛を慶し給ふ、像長五丈三尺餘、改鑄八回に達す

六月十四日 新羅王子金泰廉朝貢す

天平勝寶五年 癸巳 皇紀一四一三年 西曆七五三年

二月 九日 小野田守を大使と爲し新羅に遣す

閏二月 中 東大寺東塔院を建立す

三月廿九日 東大寺に百高座を設く

五月廿五日 渤海使慕施蒙參朝して方物を獻す

天平勝寶六年 甲午 皇紀一四一四年 西曆七五四年

正月 五日 車駕、東大寺に行幸あり、燈二萬を燃す

正月十六日 遣唐使大伴古麻呂、吉備眞備歸朝す、唐僧鑑真共に來朝して東大寺に入る

正月二十日 太宰府に勅して先に樹つる所の南島の牌を修め、牌毎に島名、船舶、碇泊場、

飲料水所在地、去就の行程を表せしむ

四月 月中 天皇、上皇、皇太后、東大寺に行幸啓あり、唐僧鑑真より菩薩戒を受け給ふ

七月十九日 太皇太后藤原宮子崩御

十月十八日 射田を畿内七道に置く

渤海來貢

射田を置く

年を歳と改む
東大寺に戒壇院を建つ

十一月 一日 畿内七道に巡察使を派遣す

天平勝寶七年 乙未 皇紀一四一五年 西曆七五五年

正月 四日 勅して年を改めて歳とす

九月 中 東大寺戒壇院を建立す

十月 中 東大寺戒壇院に於て受戒を行ふ

天平勝寶八年 丙申 皇紀一四一六年 西曆七五六年

二月 二日 左大臣橘諸兄罷む

四月三十日 醫師、禪師を左右京、四畿内に遣して治療せしむ

五月 二日 道祖王を立て皇太子とし給ふ

五月 三日 上皇崩御、寶算五十六、追諡して聖武天皇と曰ひ給ふ

五月二十日 聖武天皇を佐保山南陵大和添上郡佐保村大字法蓮に葬る

六月 八日 一年間の殺生禁斷を令す

六月廿一日 正倉院を創立す

六月廿二日 始めて怡土城を築く

六月 中 國分寺の佛像を催檢す

十月廿三日 藤原仲麻呂、米一千斛、雜菜一千を東大寺に納む

天平寶字元年 丁酉 皇紀一四一七年 西曆七五七年 八月十八日改元

正月 六日 前左大臣橘諸兄薨す年七十四

橘諸兄薨す

正倉院を創立す
怡土城を築く

道祖王を廢す

三月三十日 皇太子道祖王を廢立せらる

四月 四日 天皇、佛に歸依し給ふ○大炊王を立て皇太子とし給ふ○制して十八歳を中男とし、二十二歳以上を正丁とす

四月 中 始めて大學に勸學田、二十町を置く○家毎に孝經を藏せしむ

五月 九日 再び能登、安房、和泉の三國を置く

五月廿一日 始めて紫微内相を置き、藤原仲麻呂を之に任ず○藤原不比等刊修の律令を施行す

紫微内相を置く

六月十六日 橘奈良麻呂等、廢皇太子道祖王、及び鹽燒王安宿王、黃文王を擁して廢立を行はん事を謀る

七月 二日 藤原仲麻呂、勅を奉じて鹽燒王、橘奈良麻呂等を諭す

七月 四日 鹽燒王、黃文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂等を獄に下す

七月十二日 右大臣藤原豐成を貶して、太宰員外師と爲す

鹽燒王橘奈良麻呂を獄に下す

八月十八日 改元あり

十二月 八日 越前舉田一百町を山階寺施藥院に施し、疾病貧乏の者を救養せしむ

天平寶字二年 戊戌 皇紀一四一八年 西曆七五八年

正月 五日 石川豐成を京畿内使に、藤原淨辨を東海、東山道使に、紀廣純を北陸道使に、

大伴潔足を山陰道使に、阿部廣人を南海道使に、藤原藏下鷹を山陽道使に、藤

問民苦使を發す

原楓麿を西海道使と爲し、民苦を巡問せしむ

三月 十日 永く端午の節宴を停む
 五月 中 東大寺四天王像を造る
 七月 三日 諸國に勅して六十歳を以て老丁とし、六十五歳を以て耆老と爲す
 七月廿八日 諸國に勅して金剛磐若經三十卷を寫さしむ

淳仁天皇

八月 一日 大炊皇子即位あり○諸臣、先帝を尊びて上臺寶字稱徳孝謙皇帝と稱し奉る
 八月廿四日 新羅人七十四人歸化す、之を武藏に置く
 八月廿五日 藤原仲麻呂、石川年足等、勅を奉じて官制を改革し、太政官を乾政官と爲し、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫と曰ひ、紫微中臺を坤宮官と爲す○藤原仲麻呂を太保と爲し惠美押勝と賜はる

官制改革

國司交替の任期を改む

九月十八日 渤海使楊承慶等來朝す
 十月廿五日 勅して國司の交替任期を六年に改定し、三年毎に巡察使の派遣を定む
 十二月十日 遣渤海使小野田守、唐の安祿山の亂を奏上す、因て太宰府に令し防備を嚴にせしむ

天平寶字三年

己亥 皇紀一四一九年 西曆七五九年

二月十六日 遣唐大使藤原清河、唐に留つて還らず、因て高元度を迎入唐大使と爲す
 五月 九日 諸國に詔して常平倉を置く
 六月十六日 舍人親王に崇道盡敬皇帝と追尊し奉る

常平倉を置く

放生池を置く

六月十八日 太宰府に勅して行軍式を造らしめ、新羅を征せんとす
 六月廿三日 諸國に詔して放生池を設け、捕魚を禁ず
 六月 中 僧普照の奏請により、果樹を路傍に植ゆ
 八月 中 南都に唐招提寺を建立す

九月十九日 將に新羅を伐んとし、諸國に詔して戰艦五百艘を造らしむ
 十一月九日 坂東八國に勅して、陸奥急あらば毎國兵二千、國司一人を發して救援せしむ
 十一月十六日 近江保良宮を造營す

授刀衛を置く

十二月 二日 授刀衛を置く
 十二月 四日 武藏、備中に於ける隱没田を勘檢す

天平寶字四年

庚子 皇紀一四二〇年 西曆七六〇年

正月 四日 惠美押勝を太師と爲し従一位を授く
 正月 五日 渤海使高南申等朝貢す
 正月廿一日 巡察使藤原楓麻呂を東海道に、石川公成を東山道に、石上奥繼を北陸道に、淡海三船を山陰道に、布勢人主を山陽道に、馬夷麻呂を南海道に、紀牛養を西海道に遣す

二月廿五日 唐僧道璿寂す年五十七 梵網集註三卷

二月 中 仁王會を宮中及び東大寺に設く

三月十六日 勅して新錢、銅錢を鑄造せしむ、開基勝寶、萬年通寶と稱す

新錢鑄造

光明皇后崩御

新羅の朝貢を卻く

茅原王を多嶺島に流す

六月 七日 光明皇后崩御、寶算六十

七月 中 光明皇后の爲めに天下の諸寺をして彌陀淨土の畫像を作らしむ

八月 七日 藤原武智麻呂、藤原房前に太政大臣を贈る

九月 十六日 新羅使金貞卷朝貢す、禮無きを責めて之を卻く

十二月 十二日 勅して太皇太后、皇太后の陵墓を並に山陵と稱し國忌を置く

天平寶字五年 辛丑 皇紀一四二一年 西曆七六一年

正月 廿一日 勅して、筑紫觀世音寺、下野藥師寺に戒壇を建つ

三月 廿四日 茅原王を多嶺島に流す

七月 二日 筑紫七國に令して甲刀弓箭を造り、邊寇に備へしむ

八月 十二日 高元度、唐より歸る

十月 廿二日 仲石伴を遣唐大使に、石上宅嗣を副使に、高麗大山を遣渤海使と爲す

十月 廿八日 天皇、平城宮改造の爲め、近江保良宮に遷り給ふ

十一月 十七日 藤原朝瀨を東海道節度使に、百濟敬信を南海道節度使に、吉備眞備を西海道節度使と爲し、船三百九十四艘、兵四萬七百を點し、射騎陣法を習ひ、兵器を造らしむ

天平寶字六年 壬寅 皇紀一四二二年 西曆七六二年

正月 廿八日 太宰府に命じ、綿襖冑二萬二百五十具を作らしめ、以て東海西海南海三道節度使料と爲す

惠美押勝に正一位を授く

上皇親ら國家の大事を決するを宣せらる

二月 二日 太師惠美押勝に正一位を授く

四月 廿二日 始て太宰に弩師を置く

五月 中 上皇、僧道鏡を寵愛さる、天皇、道鏡を憎み給ひ之を諫言あらせらる

六月 三日 上皇、詔して親ら國家の大事を決することを宣し給ふ

六月 中 上皇、落飾し、法名法基と曰ひ給ふ

十月 一日 遣渤海使高麗大山、歸朝の途次にて歿す

十一月 十六日 新羅征討の爲に軍を調習す

閏十二月 十九日 渤海使王新福來朝す

天平寶字七年 癸卯 皇紀一四二三年 西曆七六三年

二月 十日 新羅使金體信等朝貢す、之を却く

四月 一日 京師米騰貴す、依て左右京の穀を糶賣して價を平にす

五月 六日 僧鑑眞寂す年七十七

八月 十八日 儀鳳曆を廢し、大衍曆を行ふ

九月 四日 僧道鏡を少僧都と爲す

天平寶字八年 甲辰 皇紀一四二四年 西曆七六四年

七月 十七日 東海道節度使を罷む

八月 十四日 上皇、僧道鏡を愛せられ、惠美押勝は己の寵の稍衰へしを憤怒して潜に不軌を

東海道節度使を罷む

大衍曆を行ふ

惠美押勝叛す

九月 二日 惠美押勝を都督使と爲し畿内、三關、近江、丹羽、播磨國の兵事を統べしむ
九月 三日 惠美押勝、近江に據りて叛し、氷上鹽焼を擁して天皇と潜稱す
九月 十一日 勅して惠美押勝の官爵を褫ひ、藤原藏下麻呂を討賊將軍と爲す
九月 十四日 流人藤原豐成を召還し、右大臣と爲す○討賊將軍藤原藏下麻呂等、惠美押勝を撃破す

惠美押勝を誅す

九月 十八日 石村石楯等進撃して氷上鹽焼、惠美押勝を斬る年五十九 大織冠傳一卷
九月 二十日 上皇 僧道鏡を大臣禪師と爲す

道鏡を大臣禪師とす

九月 廿二日 押勝が改むる所の官名を舊に復す

西大寺を建

九月 中 西大寺の造營を創む

上皇兵を發して天皇を廢す

十月 九日 孝謙上皇、俄に兵を發し和氣王、山村王、百濟敬福等を遣して中宮院を包围せしめ、天皇を廢して、之を淡路公となし、船親王を隱岐に、池田親王を土佐に流し、再び朝政に莅み給ふ

稱徳天皇

西海道節度使を罷む

十一月 中 國分寺の朽廢並に僧尼の散亂を検す

十二月 中 大隅 薩摩の海中俄に三島を形生す

天平神護元年

乙巳 皇紀一四二五年 西曆七六五年 正月七日改元

正月 六日 太宰大貳佐伯毛人、惠美押勝の事に坐して多禰島に流さる

正月 七日 上皇重祚、即位あり ○改元あり

近衛府を設く

二月 三日 授刀衛を近衛府と改め、始めて内厩寮を置く
二月 八日 藤原藏下鷹を近衛大將と爲す

二月 十四日 諸人の商人と譌稱して淡路國に行くを禁す

三月 二日 天平寶字八年以前の官稻未納に係る者は悉く之を免す

三月 五日 諸國人民の恣に墾田を爲し、王臣の私に兵器を貯ふることを嚴禁す

五月 六日 左右京の糶各一千石を貧民に施行す

八月 一日 參議兵部卿和氣王、叛を謀り發覺して誅に伏す、其の黨粟田道麻呂、大津大浦、石川永年等を遠竄す

九月 八日 更に神功開寶錢を鑄て、舊錢と並び行はしむ

十月 廿三日 淡路廢帝崩御、寶算三十三、追諡して淳仁天皇と曰ひ給ふ○淳仁天皇を淡路陵

御 淡路三原郡加集村大字加集に葬る

閏十月 二日 大臣禪師僧道鏡を太政大臣禪師と爲す

十一月 廿七日 西大寺の造營成り、金銅四天王の像を鑄る○右大臣藤原豐成薨す年六十二

天平神護二年

丙午 皇紀一四二六年 西曆七六六年

正月 八日 藤原永手を右大臣と爲す

正月 十四日 兩京畿内里中の踏歌を禁す

二月 九日 近江の松原倉に稻穀五萬斛を貯ふ

六月 廿六日 左右京及び大和に勅して負租を免す

踏歌を禁す

僧道鏡を太政大臣禪師とす

淡路廢帝崩御

神功開寶錢を鑄る

和氣王を誅す

道鏡に法王位を授く

六月廿八日 百濟敬福薨す年六十九
七月廿三日 使を遣して伊勢大神宮寺に丈六佛像を造る
九月廿三日 巡察使を五畿六道に遣して民の疾苦を訪はしむ
十月二十日 太政大臣禪師道鏡に法王位を、大僧都圓興に法臣位を授く○右大臣藤原永手を左大臣に、吉備真備を右大臣と爲す

神護景雲元年

丁未 皇紀一四二七年 西曆七六七年 八月十六日改元

二月 七日 車駕、大學に臨幸あり釋奠を行ひ給ふ

三月二十日

法王宮職を置く

四月十四日

東院新殿成る、葺くに瑠璃瓦を以てし、晝くに藻績を以てす、時人之を呼んで玉宮と稱す

七月 十日

始めて内堅省を置く

八月十六日

改元あり

十月十五日

鎮守將軍田中多太麿、陸奥伊治城を築く

十一月 中

私に錢を鑄たる王清麻呂に鑄錢部の姓を與へ、出羽國に流す

神護景雲二年

戊申 皇紀一四二八年 西曆七六八年

二月廿八日

筑前怡土城成る

三月十八日

僧泰澄寂す年八十六

加賀白山 縁起一卷

五月 三日

避諱の制を勵行せしむ

筑前怡土城成る
避諱の制を勵行せしむ

七月三十日 孔子を尊びて文宣王の諡號を用ひしむ
十二月四日 罪ありて法參議基眞、法臣圓興を却けら

神護景雲三年

己酉 皇紀一四二九年 西曆七六九年

正月 二日

陸奥蝦夷朝賀す

正月 三日

法王道鏡、西宮前殿に居りて大臣以下の拜賀を受く

二月十七日

陸奥に桃生城を築く

二月廿四日

天皇、吉備眞備第に行幸あり

五月廿五日

巫蠱の事に坐し不破内親王を京外に放ち、氷上志計麻呂を土佐に流さる

六月 中

浮岩の百姓二千五百人を伊治村に置く

八月 中

法王宮の職印を用ふ○太宰府神主阿曾麻呂、僧道鏡即位せば天下太平なりと陳奏す○太宰府に綾師を置く

九月廿五日

和氣清麻呂、道鏡の意に忤ひ大隅に流さる

十月 一日

紫綾帶を群臣に賜ふ、兩端金堀を以て恕字を書す

十月廿九日

大和長岡歿す年八十一

十月三十日

由義宮を以て西京とし、河内國を河内職とす

寶龜元年

庚戌 皇紀一四三〇年 西曆七七〇年 十月一日改元

正月廿六日

天皇、發願して三重の小塔一百萬基を作りて諸寺に頒ち給ふ

正月 中

阿部仲麿唐に於て歿す年七十五

和氣清麻呂を大隅に流す

阿部仲麿歿す

三月 四日 新羅使朝貢す、之を太宰府に饗して還らしむ
七月十五日 全國諸寺に勅して葷酒肉を斷ち、大般若經を讀ましむ
光仁天皇

八月 四日 天皇崩御、寶算五十三、追諡して稱徳天皇と曰ひ給ふ○大納言白壁王を立て皇太子とし給ふ

僧道鏡を貶す

八月十七日 稱徳天皇を大和添下郡高野山陵に葬る
八月廿一日 僧道鏡を貶して造下野薬師寺別當とす

八月廿二日 大納言弓削淨人並に其子廣方を土佐に、習宜阿蘇麻呂を多嶺島に流す

八月廿六日 河内職を河内國に復す

和氣清麻呂を召還す

九月 六日 和氣清麻呂を召還さる
十月 一日 即位あり○改元あり

十月 九日 文室淨三薨す年七十八

十一月六日 井上内親王を立て皇后とし給ふ

寶龜二年 辛亥 皇紀一四三二年 西曆七七二年

正月廿三日 他戸親王を立て皇太子とし給ひ、大中臣清麻呂を傅と爲す

二月廿二日 左大臣藤原永平薨す年五十八

三月 七日 右大臣吉備眞備罷む

三月十三日 大中臣清麻呂を右大臣に、藤原良繼を内臣と爲す

左右平準署を罷む

六月廿七日 渤海使壹萬福、出羽國野代港に来る

九月廿二日 左右平準署を罷む

十月廿七日 東山道武藏國を改めて東海道に屬す

十一月一日 使を安藝に遣して遣唐船四隻を造らしむ

十二月十五日 皇母紀椽姫を皇太后と追尊し、墓を山陵と稱せらる

寶龜三年 壬子 皇紀一四三三年 西曆七七二年

正月 三日 渤海使壹萬福等朝貢す、尋いで表文禮無きを責めて之を却く

二月十六日 内堅省及び外衛府を罷む

三月 二日 皇后井上内親王を廢せらる

四月 八日 僧道鏡寂す

五月廿七日 皇太子他戸親王を廢せらる

八月十八日 勅命により淡路廢帝を改葬す

寶龜四年 癸丑 皇紀一四三三年 西曆七七三年

正月 二日 山部親王を立て皇太子とし給ふ

三月十四日 穀價騰貴するを以て常平法を定む

六月十四日 渤海使烏須弗、能登に来る、其無禮を責めて之を却く

十一月十六日 僧良辨寂す年八十五

寶龜五年 甲寅 皇紀一四三四年 西曆七七四年

常平法を定む
良辨寂す

内堅省を罷む
道鏡寂す

蝦夷平定

正月 中 詔して蝦夷俘囚の入朝を停む
三月 四日 新羅使金三玄來朝す、其の無禮を責めて之を却く
七月廿三日 陸奥鎮守將軍大伴駿河麿に勅して蝦夷を討たしむ
十月 四日 蝦夷平定す
十一月 中 始めて方廣悔過を宮中に設く

寶龜 六年 乙卯 皇紀一四三五年 西曆七七五年

天長節を定む

四月廿七日 廢后井上内親王、同皇太子他戸親王獄中に薨す
六月十九日 佐伯今毛人を遣唐大使に、大伴益立、藤原鷹取を副使と爲す
八月十九日 國毎に公廩の四分の一を割きて在京官吏の俸祿を益す
十月 二日 前右大臣吉備眞備薨す年八十三 私教類聚 在唐記
十月十三日 始めて天皇降誕日を天長節と定め給ふ

寶龜 七年 丙辰 皇紀一四三六年 西曆七七六年

出羽蝦夷叛す

正月十九日 檢稅使を七道に遣す
二月 六日 陸奥の兵二萬人を發して山海兩道の賊を討たしむ
五月 二日 出羽國志波村の蝦夷叛す、乃ち常陸、下總、下野の兵を遣して之を討たしむ
七月 七日 鎮守將軍大伴駿河麿歿す
十一月廿六日 陸奥の兵を遣して膽澤の賊を討たしむ
寶龜 八年 丁巳 皇紀一四三七年 西曆七七七年

疫神を祭らしむ

正月 三日 内臣藤原良繼を内大臣と爲す
二月廿八日 使を五畿内に遣し疫神を祭らしむ
二 月 中 宮中に六百僧を召して大般若經を誦せしむ
四月廿二日 渤海使史都蒙等朝貢す
九月十八日 内大臣藤原良繼薨す年六十二
十二月廿六日 官軍、出羽賊と戦ひて利あらず

寶龜 九年 戊午 皇紀一四三八年 西曆七七七年

正月二十日 井上内親王を改葬せらる
三月 三日 藤原魚名を内臣と爲す
九月廿一日 渤海使張仙壽等、越前三國湊に来る
九月廿九日 僧法進寂す年七十 註梵網經六卷 沙彌經
十一月 中 遣唐船遭難し副使小野岩根等溺死す

寶龜 十年 己未 皇紀一四三九年 西曆七七九年

正月 一日 内臣藤原魚名を内大臣と爲す
正月 五日 渤海使張仙壽等朝貢す
二月十三日 下道長人を遣新羅使と爲す
三月 十日 遣唐副使大神未足等歸る
五月 三日 唐使孫興進等來朝す

渤海來貢

六月廿三日 周防に他戸皇子と自稱する者あり、捕縛して伊豆に流す
七月 九日 參議藤原百川薨す年四十八
八月廿六日 僧尼を戒飭せらる

九月十四日 渤海及び鐵利人三百五十九人を出羽に置く
九月廿八日 利子過酷にして苦しむ者多きを以て一倍の利に過ぐる事なからしむ
十月十七日 唐使高鶴林等 新羅貢調使金蘭菝と共に來朝す
十二月十三日 藤原繩麻呂薨す年五十一

唐使朝貢

寶龜 十一年 庚申 皇紀一四四〇年 西曆七八〇年

正月 五日 唐使高鶴林、新羅使金蘭菝等と朝貢す
勅して僧侶の風俗の頽廢を戒む

二月 一日 皇太神宮寺を便地に移造するを許す

二月 二日 陸奥に覺繁城を築きて蝦夷に備へしむ

兵農の別
三月十六日 官吏を省減し、弓馬に堪ふる者は武に當らしめ、他は皆農に就かしむ、兵農の別之に始る

三月廿二日 陸奥上治郡大領伊治皆麻呂叛して按察使紀廣純を殺害し、蝦夷大に亂る

三月廿九日 藤原繼繩を征東大使に、大伴益立、紀古佐美を副使に、大伴眞綱を陸奥鎮守副

將軍に、安倍家麿を出羽鎮守將軍と爲し、蝦夷を討たしむ

五月 中 唐使孫興信、歸國す布勢清主之が送使と爲る

諸國の海防を嚴にす

六月 八日 百濟俊哲を鎮守副將軍と爲す

七月十五日 諸國の海防を嚴にせしむ

九月廿三日 藤原小黒麻呂を持節征東大使と爲す

十二月 四日 墓墳を壞して寺院を建つるを禁ず

十二月十四日 勅して巫覡、淫祀、芻狗の符書等を嚴禁す

天應 元年 辛酉 皇紀一四四一年 西曆七八一年 一月一日改元

正月 一日 改元あり

二月三十日 東國に令して穀一萬斛を陸奥の軍所に漕送す

二 月 中 能登内親王薨す年四十九

桓武天皇

四月 三日 天皇、讓位あり○山部親王即位せらる

四月 四日 皇弟早良親王を立て皇太子とし給ふ

四月十四日 藤原田麻呂を皇太子傅と爲す

五月十七日 始て中宮職を置く

六月廿三日 右大臣大中正清麻呂罷む

六月廿四日 石上宅嗣薨す年五十三

六月廿七日 内大臣藤原魚名を左大臣と爲す

八月廿五日 陸奥按察使藤原小黒麻呂、蝦夷を平定して凱旋す

中宮職を置く
蝦夷平定

十月 四日 僧開成寂す年五十八
 十二月十七日 稗田親王薨す年三十一
 十二月廿三日 上皇崩御、寶算七十二、追諡して光仁天皇と曰ひ給ふ
 延暦元年 壬戌 皇紀一四四二年 西曆七八二年 八月十九日改元

氷上川繼を伊豆に流す

正月 七日 光仁天皇を廣岡山陵に葬る

閏正月十一日 因幡守氷上川繼、叛を謀り發覺して逃走す

閏正月十四日 氷上川繼を捕へて伊豆三島に流す

三月廿六日 乘輿朕魅の罪を以て、三方王及び妃弓削女王を日向に、山上船主を隱岐に流す

四月十一日 詔して造營、救旨の二省及び法花、鑄錢の兩司を罷む

四月廿七日 勅して畿内兵士の調を免す

六月十四日、左大臣藤原魚名、事に坐して職を免ぜらる

六月廿一日 藤原田麻呂を右大臣と爲す

八月十九日 改元あり

延暦二年 癸亥 皇紀一四四三年 西曆七八三年

三月十九日 右大臣藤原田麻呂薨す年六十二

四月十八日 夫人藤原乙牟漏を立て皇后とし給ふ

六月 一日 出羽蝦夷再び叛して雄勝、平鹿二郡を略取せしを奏す

六月 十日 京畿内に私寺を建て、或は田宅、園地を捨施する事を禁す

出羽蝦夷叛す私寺の建立を禁す

七月十九日 藤原是公を右大臣と爲す

七月廿五日 前左大臣藤原魚名薨す年六十三

十一月十二日 大伴弟麻呂を征東副將軍と爲す

十二月六日 富民錢を出舉して貧民の宅地を質とし、京師諸寺の猥に財を貪り、人民の宅を取りて質と爲す事を禁す

延暦三年 甲子 皇紀一四四四年 西曆七八四年

二月廿四日 大伴家持を持節征東將軍に、文屋與企を副將軍と爲して蝦夷を討たしむ

五月十六日 遷都の爲め、藤原小黑麻呂、藤原種繼等に詔して、山背國乙訓郡長岡村の地を相せしむ

五月 中 國師の選任を嚴にす○僧勝道、道珍と議し中禪寺を建立して千手觀音像を刻む

六月 十日 藤原種繼、佐伯今毛人、紀船守等を造長岡宮使と爲し、宮殿を長岡に經營せしむ

十一月三日 詔して、國司等の公廨田の外更に水田を營み、又は私に懇闢を貪り、百姓等の

農桑の地を侵すことを禁す

十一月十一日 車駕、長岡宮に遷り給ふ

十二月十三日 王臣、諸司、寺家等の山林藪澤を兼併することを禁す

延暦四年 乙丑 皇紀一四四五年 西曆七八五年

二月十二日 多治比宇美を陸奥按察使と爲す

長岡宮に遷る

宮を長岡に營む

蝦夷を撃つ

避諱の詔下る

五月 三日 避諱の詔を下し、白髮部を眞髮部に、山部を山代と改む

六月 十七日 淡海三船歿す年六十四 鑑真和尚東征傳一卷、懷風藻二卷、大安寺碑文

六月 廿四日 京畿七道に勅して戸口を括し浮浪を勘す

六月 廿五日 藤原家依薨す年四十七

九月 廿三日 藤原種繼薨す年四十九

九月 廿四日 大伴繼人、大伴竹良等を捕縛す

九月 廿八日 皇太子早良親王を廢して乙訓寺に幽せらる

十月 四日 使を遣して畿内の田を検せしむ

十月 八日 早良親王を淡路に流す、途中にして薨す

十一月 八日 能登守三國廣見を佐渡に流す

十一月 廿五日 安殿親王を立て皇太子とし給ふ

延曆 五年 丙寅 皇紀一四四六年 西曆七八六年

正月 七日 坂上刈田麻呂歿す年五十九

正月 廿一日 梵釋寺を創立す

七月 十九日 太政官院成る、百官始て朝座に就く

八月 八日 使を東海、東山二道に遣して兵士の戎器を検せしむ

九月 十八日 渤海使節李元泰等、出羽に漂著す

十月 廿八日 光仁天皇を田原東陵 大和添上郡田原村大字日笠 に改葬す

太政官院成る

皇太子早良親王を廢す

延曆 六年 丁卯 皇紀一四四七年 西曆七八七年

正月 廿一日 陸奥按察使に勅して王官、百姓等の夷虜と交易することを禁ず

二月 廿五日 池田眞枚を鎮守副將軍と爲す

二月 中 皇弟諸勝に廣根朝臣、同岡成に長岡朝臣の姓を賜ふ

三月 二十日 詔を京畿七道に下し、年八十以上の者に穀を賜ひ、窮民を救ひ給ふ

十一月 五日 藤原繼繩を遣して交野に天神を祀らしむ

延曆 七年 戊辰 皇紀一四四八年 西曆七八八年

二月 廿八日 陸奥按察使多治比字美に鎮守將軍を兼しめ、安倍援島墨繩を副將軍と爲す

三月 二日 兵糧三萬五千斛を陸奥多賀城に運搬して、蝦夷征伐の備へとす

三月 四日 霧島山噴火す

五月 四日 桓武夫人藤原旅子薨す年三十

七月 六日 紀古佐美を征東大將軍と爲し蝦夷を討たしむ

七月 廿八日 前右大臣大中臣清麻呂薨す年八十七

十二月 七日 征東大將軍紀古佐美に節刀を賜ふ

是 歲 僧最澄、比叡山に根本中堂を建つ

延曆 八年 己巳 皇紀一四四九年 西曆七八九年

正月 廿八日 勅して齡三十に満たざる諸學生を國博士に任ずるを禁ず

三月 九日 蝦夷征討軍の諸將、多賀城に會し道を別ちて賊を討伐す

霧島山噴火

蝦夷征討軍多賀城に會す

鈴鹿、不破
愛發の三關
を廢す

四月 四日 僧勝道を上野國總講師と爲す
七月十四日 伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發の三關を廢す
九月 八日 征東大將軍紀古佐美、陸奥より還る
九月十九日 征東大將軍紀古佐美の敗軍の狀を勘問せしむ○右大臣藤原是公薨ず年六十三
十月廿三日 巨勢野足を陸奥鎮守副將軍と爲す

延曆 九年 庚午 皇紀一四五〇年 西曆七九〇年

二月十八日 藤原濱成歿す年六十七天書十卷、歌經標式一卷

二月廿七日 藤原繼繩を右大臣と爲す

閏三月 四日 坂東諸國に勅して革甲二千領を造らしむ

閏三月 十日 皇后藤原乙牟漏崩御、寶算三十一

閏三月十六日 大赦を行ひ延曆三年以來の負租及び調庸の未納を免す

閏三月廿九日 坂東諸國に勅して糧糶十四萬斛を備へしむ

四月 五日 太宰府に勅し鐵冑を造らしむ

太宰府に勅
し鐵冑を造
らしむ

九月十三日 左右京及び五畿内の田租を免す

十月 二日 復た鑄錢司を置く

十月廿一日 京畿七道をして、甲を造るに堪ふる人民の郷里、姓名を上らしむ

延曆 十年 辛未 皇紀一四五一年 西曆七九一年
正月十八日 將に蝦夷を征せんとし、百濟俊哲、坂上田村麻呂を東海道に、藤原眞鷲を東山

道に遣して兵士の武器を檢閲せしむ

二月廿一日 文屋大原を鎮守副將軍と爲す

三月 六日 始めて故吉備眞備、大和長岡等が刪定せし律令二十四條を行ふ

三月廿六日 京畿七道の國郡司に命じ甲を造らしむ

七月十三日 大伴弟麻呂を征夷大使に、百濟俊哲、丹治比濱成、坂上田村麻呂、巨勢野足を副使と爲し蝦夷を討たしむ

七月廿七日 鷹戸を罷む

八月 五日 畿内班田使を置く

九月廿三日 征夷副使百濟俊哲をして陸奥鎮守將軍を兼しむ

九月 中 平城宮門を長岡に移す

十月廿五日 東海、東山二道に勅して征箭三萬四千五百餘具を造らしむ

十一月三日 坂東諸國に勅して兵糧十二萬斛を備へしむ

延曆 十一年 壬申 皇紀一四五二年 西曆七九二年

四月 二日 紀船守薨ず年六十二

五月十七日 車駕、葛野川に幸して右大臣藤原繼繩別業に臨み給ふ

七月廿七日 富民葬儀の奢靡を禁ず

十月 二日 參議大伴潔足歿す年七十七

十一月中 渤海使來朝す

葬儀の奢靡
を禁ず

延曆 十一年 壬申 皇紀一四五二年 西曆七九二年

彈例を制定

閏十一月一日 新制彈例八十三條を彈正臺に下す
閏十一月廿日 明經道の學徒をして吳音を止め漢音を習熟せしむ

延曆十二年 癸酉 皇紀一四五三年 西曆七九三年

正月十四日 始めて藥師經を宮中に讀ましむ
正月十五日 將に遷都せんとし藤原小黑麻呂、紀古佐美等を差遣して山背葛野郡宇太村の宮地を相せしむ

二月 二日 勅使を遣して加茂社に遷都を告ぐ

二月十七日 征東使を改めて征夷使と爲す

三月 一日 車駕、新京を巡幸あり

攝津職を改めて國とす

三月 九日 攝津職を改めて國となす

四月廿八日 漢音を學ばざる者は年分度者たるを許さず

六月廿三日 諸國に課して新京諸門を造らしむ、是を殷富門、美福門、安嘉門、偉觀門、藻壁門、陽明門、達智門、談天門、待賢門、郁芳門と稱す

九月 二日 菅原眞道、藤原葛野麻呂等をして新京の宅地を班給せしむ

十月 六日 深草王、其父を毆りて隱岐に流さる

十一月八日 僧賢景寂す年八十九

延曆十三年 甲戌 皇紀一四五四年 西曆七九四年

正月 一日 征夷大將軍大伴弟麻呂に節刀を賜ふ

東西市を新京に移す
日本紀成る

五月 五日 諸國の人夫五千人に命じて新京を掃かしむ

六月 七日 坂上田村麻呂等蝦夷を擊破す

七月 一日 東西市を新京に移す○藤原小黑麻呂薨す年六十一

八月十三日 右大臣藤原繼繩等に勅して日本紀を修めしむ、此に至りて成る、尋いで民部大輔菅野眞道等をして之を續修せしむ

九月 中 天皇、比叡山に幸して初度供養會を行ひ給ふ

十月廿二日 天皇、新京に遷都し給ふ

十月廿八日 征夷大將軍大伴弟麻呂、大捷を奏す

十一月七日 越前水田百二町を勸學田として大學寮に増置す

十一月八日 山背國を山城國と改め、新京を名けて平安京と稱す

延曆十四年 乙亥 皇紀一四五五年 西曆七九五年

正月十三日 征夷大將軍大伴弟麻呂、凱旋す

三月 四日 私に養鷹するを禁ず

四月廿七日 百姓の田宅、園地を佛寺に施捨し又は賣易する事を禁ず

五月 三日 上毛野兄國女、妖言を以て人を惑し、土佐に流さる

五月 中 俘囚大伴部阿弓、良の妻子親族六十六人を日向に配す

閏七月 一日 出舉稻の利を定め、十束に就き利三束を收むべしと令す

閏七月 二日 畿内七道に巡察使を置く

新京を平安京と稱す

新京遷都

畿内七道巡察使を置く

閏七月十五日 一郷毎に倉院を置く

八月十五日 近江相坂の關を廢す

八月三十日 巡察使を罷む

八月 中 諸國國師の名を改めて講師と爲し、毎國に一人を置き、僧尼を監督せしむ

十一月三日 渤海使呂定琳等、出羽の夷地に漂着す

十一月廿二日 七大寺の費用を節して出舉の數を省く

十二月廿六日 諸國逃亡の兵士三百四十人の死罪を免じて陸奥の柵戸とす

延曆十五年 丙子 皇紀一四五六年 西曆七九六年

正月廿五日 坂上田村麻呂を陸奥出羽按察使と爲す

二月廿五日 南海道の舊驛路を廢して新道を通ず

三月十九日 諸國に勅して武藝ある者を擧げしむ

三月 中 坂上田村麻呂、清水寺を建立す

四月廿七日 渤海使呂定琳等、朝貢す

五月 四日 吉備魚主を山陽道に遣して、盜賊を索捕せしむ

七月十六日 右大臣藤原繼繩薨ず年七十

八月廿一日 諸國に勅して地圖を作らしむ

九月 一日 烽燧を山城、河内に置き以て不慮に備へしむ

十月廿七日 坂上田村麻呂を鎮守將軍と爲す

清水寺を建つ

諸國の地圖を作らしむ
烽燧を置く

東寺を建つ

新錢を鑄る

鞍馬寺を建つ

續日本紀成る

善珠寂す

十月 中 東寺を建立す

十一月八日 新錢を鑄る、隆平永寶錢と稱す

十一月廿一日 坂東、北陸の人民九千人を陸奥伊治城に移す

是 歲 藤原伊勢人、鞍馬寺を建立す

延曆十六年 丁丑 皇紀一四五七年 西曆七九七年

二月十三日 菅野真道等の續日本紀四十卷成る

四月 四日 皇太子傳紀古佐美薨ず年六十五

四月廿九日 太宰府に勅して浪人を檢括せしむ

四 月 中 僧善珠寂す年七十五了義燈記、同增明記、不空羅索鈔、廣百論記、理門義抄、法華肝心、法苑林章記、般若心經幽贊記二卷、明燈鈔十二卷、法苑義鏡五卷、唯識肝心記八卷、最勝遊心決三卷、無量壽贊抄

最勝題記、唯識疏序釋、無量壽經注字釋

六月 九日 詔して彈正尹神王等の刪定せる令格四十五條を有司に頒つ

六 月 中 租法を改めて八分を收む

六 月 中 錢を貢して爵を求むることを禁ず

七月十一日 勅して公私會集の節、男女混淆して俗を破り風を紊るを嚴禁す

十一月五日 坂上田村麻呂を征夷大將軍と爲す

是 歲 筑前の國司を罷めて太宰府に隸す

延曆十七年 戊寅 皇紀一四五八年 西曆七九八年

二月十四日 漢音を用ひて、吳音を廢す

官國幣の別

五月十九日 内藏賀茂麻呂を渤海に遣す
 六月 中 僧綱等の從僧を定む、童子は日に糧米一升二合、監五勺とす
 七月廿八日 平城僧尼の濫行を檢察せしむ
 八月十六日 神王を右大臣と爲す
 九月 七日 官幣、國幣の別始まる
 九月廿三日 諸國吏民の錢を貯ふることを禁ず
 九月 中 正税を出舉するには穀を給して穀を收むること、爲す
 十月十七日 子を儲けたる僧は還俗せしむ
 十二月廿七日 渤海使大昌泰等、朝貢す
延曆十八年 己卯 皇紀一四五九年 西曆七九九年
 正月二十日 典侍和氣廣蟲歿す年七十
 二月十五日 勅して私稻を出舉するを許し、其利率は十に三と定む
 二月廿一日 和氣清麻呂歿す年六十七 和氣清麻呂傳一卷 民部省例二卷
 四月十六日 大伴峯麻呂を遣新羅大使と爲す
 六月 五日 勅して公廩の利息を徵する事を停む
 六月十二日 諸國司に勅して僧尼を録上せしむ
 七月 中 天竺人、參河に漂著す
 八月十五日 使を畿内諸國に遣して田を校せしむ

天竺人漂著

私稻の出舉を許す
和氣清麻呂歿す

錢貨を以て爵位を求むるを禁ず

早良親王を追尊して崇道天皇と稱す

九月二十日 滋野船白、渤海より歸朝す
 十一月廿四日 勅して問民苦使の奏上により、有犯國司以下を免黜せしむ
延曆十九年 庚辰 皇紀一四六〇年 西曆八〇〇年
 二月 四日 更に民の錢貨を納めて爵位を求むる事を禁ず
 四月 九日 伊賀豪民の廣く山野を占むるを禁ず
 四月十二日 天竺人の齋らせる綿種を紀伊、淡路、阿波、土佐の諸國に賜ふ
 五月 中 田租十分の三を免じて七を收めしむ
 七月廿三日 廢太子早良親王を追尊して崇道天皇と稱せらる
 八月廿一日 國司公廩田を復す
 九月 二日 公廩出舉法を復す
 十一月六日 坂上田村麻呂を遣して諸國の夷俘を檢せしむ
 十一月廿六日 諸國の民の課役を避くる爲め、京戸に貫籍するを禁ず
延曆二十年 辛巳 皇紀一四六一年 西曆八〇一年
 二月十四日 征夷大將軍坂上田村麻呂に節刀を賜ひ、蝦夷を討たしむ
 四月 八日 越前國に牛を屠つて神を祭るあり、之を嚴禁す
 五月十三日 諸國に勅して舟楫浮橋を設け、貢調を便にせしむ
 六月十二日 太宰府の隼人貢進を罷む
 八月 十日 藤原葛野麻呂を遣唐大使に、石川道益を副使と爲す

坂上田村麻呂蝦夷平定を奏す

九月廿七日 征夷大將軍坂上田村麻呂、蝦夷地平定を奏す
十月廿八日 征夷大將軍坂上田村麻呂、凱旋す

陸奥膽澤城を築く

延曆二十一年 壬午 皇紀一四六二年 西曆八〇二年
正月 九日 坂上田村麻呂に勅して、陸奥膽澤城を築かしむ
正月十一日 東國の浮浪四千人を以て膽澤城に配す

富士山噴火

四月十五日 坂上田村麻呂、蝦夷酋長の其衆五百餘人を率ゐて降服せるを奏す
五月十九日 富士山噴火して足柄路を塞閉す、因て箱根路を闢く
六月廿六日 重ねて出羽に詔して私に蝦夷と交易する事を禁ず
七月 十日 坂上田村麻呂、蝦夷二酋長を率ゐて京師に歸着す
九月 中 僧最澄の入唐を聽さる

延曆二十二年 癸未 皇紀一四六三年 西曆八〇三年

陸奥志波城を築く

二月十一日 僧行賀寂す年七十五 法華略贊五卷、法華科文、仁王般若略贊、淨名略贊、十地論釋、法華弘贊二十卷、法華論釋、百法論鈔、百家論註、唯識金記三十卷、唯識義精、樞要義、樞要義、唯識比量、興真章
三月 六日 坂上田村麻呂、開陸奥志波城を築き以て蝦夷に備ふ
五月 八日 箱根路を廢し、足柄路の舊路を復す

五月廿二日 遣唐大使藤原葛野麻呂、途中遭難して歸京す

閏十月 一日 近江蒲生郡に行宮を營む

延曆二十三年 甲申 皇紀一四六四年 西曆八〇四年

僧尼の破戒を誡む

正月十一日 僧尼の破戒を誡む

正月十九日 蝦夷征討の準備とし、東國の糧米を陸奥小田郡中山柵に運ばしむ

正月廿八日 坂上田村麻呂を再び征夷大將軍と爲す

三月廿八日 藤原葛野麻呂を再び遣唐大使と爲す、留學生橘逸勢、僧最澄、僧空海、之に従つて入唐す

五月十九日 蝦夷再征の準備を爲さしむ

九月十八日 大伴岑萬里を新羅に差遣さる

十月廿三日 私に鷹鷄を養ふことを禁ず

十一月廿二日 出羽秋田城を廢して郡を建つ、後再興す

十二月廿五日 天皇、不豫により七大寺にて誦經せしむ

延曆二十四年 乙酉 皇紀一四六五年 西曆八〇五年

正月十四日 勅して鷹犬を放たしむ

正月十五日 交代隼人の風俗歌舞を停む

三月廿十日 僧玄賓を宮中に召して灌頂法を行はる

五月十一日 僧を遣し紀伊伊都郡に三重塔を造らしむ

七月十四日 遣唐大使藤原葛野麻呂等歸朝す、僧最澄之に隨つて還り天台宗を傳ふ

八月 九日 僧最澄を宮中に召す

九月 一日 僧最澄、清瀧ノ峯高雄道場に於て始めて灌頂を行ふ

十二月七日 諸臣を召集し政治得失を論議せしむ

僧最澄天台宗を傳ふ

秋田城を廢す

造宮職を廢止す

十二月十日 造宮職を廢す

大同元年 丙戌 皇紀一四六六年 西曆八〇六年 五月十八日改元

正月 中 公解及び雜色稻の利を半倍とし、又死者の負稻を免除す

平城天皇

三月十五日 天皇崩御、寶算七十、追諡して桓武天皇と曰ひ給ふ

四月 七日 桓武天皇を栢原陵山城紀伊郡堀内村大字堀内に葬る

四月廿四日 右大臣神王薨ず年六十

五月 六日 詔して民間の私債を收むる事を禁じ、正税を貸して貧富の懸隔を防ぐ

五月十八日 即位あり○改元す

五月十九日 皇弟、神野親王を立て皇太弟とし給ふ○藤原内麻呂を右大臣に、藤原園人を皇

太弟傳と爲す

五月廿四日 六道觀察使を置く

六月 九日 故妃藤原帶子に皇后を追贈せらる

六月十九日 追善の爲め田宅を賣却する者あり、因て布施の件數を規定す

閏六月十六日 勘解由使を廢す

閏六 月 中 山河、海島、濱野及び林原等の使用は公私共通とす

七月 七日 畿内に勅して私墾田を檢察せしむ

九月廿三日 水旱にして米價騰貴す、因て左右京及び山崎、難波に於ける酒家の造酒を停む

河内攝津の分堺を定む

十月十八日 河内攝津の分堺を定む

十月廿二日 入唐留學生橘逸勢、僧空海共に歸朝す

大同二年 丁亥 皇紀一四六七年 西曆八〇七年

正月二十日 諸國の百姓に令して桑漆の栽培を獎勵す

二月十四日 調田庭繼、父を毆りて伊豆に流さる

二 月 中 齋部廣成、古語拾遺を上る

四月十六日 詔して觀察使の各參議を罷め單に觀察使と稱す

四月廿二日 近衛府を改めて左近衛府とし、中衛府を右近衛府とす

五月十六日 諸國に令して采女を貢する事を停む

八月十五日 憲法十五條を頒つ

九月廿八日 詔して巫覡の徒を嚴禁す

十月十六日 内豎を停めて左、右舍人に隸す

十月十八日 國司交替の年限を改めて六年と爲す

十月廿七日 藤原宗成、不軌を謀り發覺して捕へらる

十月三十日 藤原宗成の事に坐し皇弟伊豫親王を捕ふ

十一月二日 伊豫親王の屬籍を削り母夫人藤原吉子を共に河原寺に幽閉す

十一月十二日 伊豫親王、母夫人藤原吉子と毒死す

十一月十三日 藤原宗成を流す

憲法十五條を頒つ

古語拾遺を上る

伊豫親王毒死

大同三年 戊子 皇紀一四六八年 西曆八〇八年

正月 中 鑄錢の事に勧めし大技繼吉に位を賜ふ

三月廿七日 太田親王薨す年十六

三月 中 天下に勅して仁王經を轉讀せしむ

五月 三日 安倍眞直、出雲廣貞等、大同類聚方一百卷を上る

五月 八日 使を遣して左右兩京の病人を療治せしむ

六月 三日 藤原乙叡薨す年四十八

七月廿一日 衛門府を廢して左右衛士府に併す

八月 六日 諸國に令して徭帳を上らしむ

九月十六日 私に鷹養を禁す

十一月四日 盜ありて内藏寮府に入る

十二月五日 隼人司を兵部省に隸す

是 歲 畫工司を内匠寮に合併して繪所と改稱す

大同四年 己丑 皇紀一四六九年 西曆八〇九年

正月十八日 諸國をして大般若經一部を寫して供養せしむ

嵯峨天皇

四月 一日 天皇、讓位あり

四月十三日 即位あり

大同類聚方
を上る

讓位

四月十四日 平城上皇の皇子高岳親王を立て皇太子とし給ふ

六月十三日 高津内親王を立て妃とし給ふ

六 月 中 徭分を増加して兵士を雇役し、人別に徭錢八十文を輸せしむ

九月廿七日 觀察使の起請十六條を天下に頒つ

十月 一日 渤海使高南容等來朝す

十一月十二日 上皇、藤原仲成、田口息繼等に命じて平城宮を造營せしむ

弘仁元年 庚寅 皇紀一四七〇年 西曆八一〇年 九月十九日改元

三月 十日 始めて藏人所を置き、藤原冬嗣、巨勢野足を藏人頭と爲す

五月十五日 諸國に令して相撲人の進獻を停む

五月廿八日 大伴乙麻呂歿す年七十九

七月廿八日 上皇の詔により觀察使を停め、參議を復す

九月 六日 上皇、新宮を平安に營まんとし、坂上田村麻呂、藤原冬嗣を造營使と爲す

九月 十日 天皇、詔して上皇の尙侍藤原藥子の官位を褫ひ其兄藤原仲成を佐渡權守に貶す

九月十一日 上皇、之を怒り藤原藥子と俱に、畿内、紀伊の兵を率ゐて伊勢に赴き給ふ○藤

原仲成を誅す

九月十二日 上皇、添上郡越田邑に於て敗れて還幸あり、薙髮し給ふ、藤原藥子毒を仰ぎて

自害す

九月十三日 皇太子高岳親王を廢し、皇弟大伴親王を立て皇太弟とし給ふ

藤原仲成を
誅す

平城上皇薙
髮

藏人所を置
く

參議を復す

九月十九日 改元あり
 九月廿九日 渤海使高南容、朝貢す
 九月 中 諸國出舉の官稻十束につき利三束を收む
 十月 中 始めて皇女有智子内親王を加茂齋と爲す
 十二月二十日 鑄錢司、新錢を上る

弘仁二年 辛卯 皇紀一四七一年 西曆八一二年

正月 五日 上殿舍人を内豎と稱す
 正月 七日 天皇、始めて青馬を覽給ふ
 正月十一日 陸奥に和我、菟縫、斯波三郡を置く
 二月十四日 始めて郡發の稻を置く
 二月 中 蝦夷再び叛す
 三月 十日 始めて諸國に令し俘囚の計帳を上らしむ
 四月十七日 文室綿麻呂を征夷大將軍に、大伴今人、佐伯耳麻呂、坂上鷹養を副將軍と爲し蝦夷を討たしむ

農民の食魚飲酒を禁ず 坂上田村麿

四月廿二日 陸奥海道十驛を廢して更に長有、高野二驛を置き以て常陸に通ず
 四月廿七日 林東人等を渤海に遣す
 五月廿一日 農民の食魚飲酒を禁ず
 五月廿三日 坂上田村麻呂薨す年五十四

蝦夷平定

弘仁三年 壬辰 皇紀一四七二年 西曆八一三年

八月 中 諸國の浮浪人を救賑す
 十月 二日 林東人等渤海より歸朝す
 十一月廿八日 左右衛士府を改めて左右衛門府と稱す
 十二月六日 新羅の賊船三艘對島に來る
 閏十二月十一日 征夷將軍文室綿麻呂、蝦夷平定を奏す
 正月 五日 太宰府管内及び長門、石見の諸國に命じて兵を發し要害を守りて新羅賊船に備へしむ
 三月 中 勅して僧尼の無行者を糾さしむ
 四月 二日 膽澤鎮所を立て鎮守府と稱す
 五月 三日 勅して諸國司の公廨田の外、水陸田を營むことを禁ず
 六月 二日 朝廷、始めて講史を行ひ紀廣濱、阿倍眞勝等に日本紀を讀ましむ○諸國に夷俘長を置く

鎮安府を置く

諸國に夷俘長を置く

七月 中 僧最澄、法華三昧院を建立す
 八月 八日 僧良勝を多嶺島に流す、婦女と同車せし爲めなり
 十月 六日 右大臣藤原内麻呂薨す年五十七
 十二月 五日 藤原園人を右大臣と爲す

弘仁四年 癸巳 皇紀一四七三年 西曆八一三年

新羅肥前に寇す

正月 日 僧最澄を護持僧となす
 三月十八日 太宰府、新羅人肥前小近島に來り、士民を傷殺せる旨を奏す
 六月 一日 京畿の百姓に令し病者を路傍に棄つるを禁ず
 九月廿四日 皇太弟大伴親王、清涼殿に宴し享るに唐の式を用ふ
 九月廿九日 對馬史生を停め、新羅譯語を置く
 十一月廿四日 諸國の介以上一人を擇びて夷俘の事を掌らしむ

弘仁 五年 甲午 皇紀一四七四年 西曆八一四年

正月 中 僧最澄、宮中に於て諸法師と對論す

三月 一日 僧安澄寂す年五十二

三月 中 典藥寮に得藥生四人を置き藥を教傳せしむ、同姓人を以て主政、主張に補することを許す

皇子皇女に源姓を賜ふ

五月 八日 始めて皇子信、弘、常、明、皇女貞姫、潔姫、全姫、善姫に源朝臣の姓を賜ふ

五月廿一日 太宰府督師を復す

五月廿三日 諸國司の死亡ある毎に恣に館舎を改造するを禁ず

六月廿九日 菅野眞道歿す年七十四

九月三十日 渤海使王孝廉朝貢す

十月廿七日 新羅人二十六名歸化す

十月 中 僧常樓寂す年七十四

渤海來貢

蕃國使臣入朝の期を定む

弘仁 六年 乙未 皇紀一四七五年 西曆八一五年

三月 二日 蕃國の使臣入朝の期を制定す

五月廿三日 越前に命じ大船を撰びて之を渤海使に供す

六月 三日 畿内及び近江、丹波、播磨の諸國に令して茶を植ゑ、毎歲之を獻せしむ

六月十九日 天皇、神泉苑に行幸あり○皇子源信、弘、常、明、皇女貞姫、潔姫、全姫、善姫等を左京に貫す

六月 中 京畿の百姓の調錢五十文なりしを八百四十文に改む

七月十三日 橘嘉智子を立て皇后とし給ふ

七月二十日 中務卿萬多親王、右大臣藤原園人等新撰姓氏錄を上る

七月廿五日 國司交替の年限を改めて四年と定む

八月 中 僧最澄、大安寺塔中院に天台を講ず

九月 中 僧常騰寂す年七十六 了義燈記、最勝註、法華論註、顯唯識疏證決鈔、無垢稱註、仁王般若疏、法華補攝釋鈔、樞要要決、樞要記、法苑記

十月廿五日 婦女の服飾乘車の制を定む

十一月 中 諸國の正稅帳、計帳兩使を朝集使に附して上らしむ

十二月 中 太宰府管内諸國の田租を三年間免除す

弘仁 七年 丙申 皇紀一四七六年 西曆八一六年

六月十九日 僧空海、高野山に金剛峯寺を建立せんとし、奏聞して勅許を請ふ

七月 八日 勅して僧空海の金剛峯寺建立を許し給ふ

新撰姓氏錄を上る

鑄錢司を廢す

七月十五日 鑄錢司を廢止す
 八月十六日 大風あり羅生門倒る
 十月 十日 夷俘に口分田を授け六ヶ年以上を経過する者は田租を徵收す
 十月十三日 新羅人百八十名歸化す
 十一月 中 田租は戸別に率を立て、其二分を免じて八分を輸せしむ

弘仁 八年 丁酉 皇紀一四七七年 西曆八一七年

陸奥俘囚歸降す

二月十五日 新羅人三十三名歸化す
 三月 一日 僧勝道寂す年八十三
 四月廿二日 新羅人百四十四名歸化す
 四月 中 高野山金堂の造營を始む
 七月 五日 陸奥の俘囚歸服す
 弘仁 九年 戊戌 皇紀一四七八年 西曆八一八年
 三月廿三日 詔して朝會の禮、常服の制、拜跪等を唐式に依らしむ
 三月 中 長門の國司を改めて鑄錢司と爲す
 四月廿七日 殿閣諸門の號を改め、天皇、僧空海、橘逸勢と共に之を書し給ふ、世に三蹟と謂ふ
 六月十七日 僧玄賓寂す年八十一
 六月 中 計帳使を差遣するを復す

富壽神寶錢を鑄る

八月十九日 使を諸國に遣して巡省せしむ
 九月 中 延曆寺、常坐三昧堂を建立す
 十一月一日 新に富壽神寶錢を鑄る
 十一月五日 坂本親王薨す年二十六
 十一月十日 中納言藤原葛野麻呂薨す年六十四
 十二月十九日 右大臣藤原園人薨す年六十三

弘仁 十年 己亥 皇紀一四七九年 西曆八一九年

金剛峯寺を建つ

二月二十日 畿内富豪の貯財を録して貧民に借貸せしむ
 三月廿一日 廢皇太子伊豫親王、母夫人藤原吉子の本位號を復す
 三月 中 僧最澄、戒壇の建立を奏請す
 五月 三日 僧空海の高野山建立成る
 五月 中 錢利の高きに過ぎ又質物を非理に賣るを禁ず
 六月 二日 京畿百姓の麥を賣るを禁ず
 七月廿六日 僧空海、下野に來り、僧道珍に迎へられ中禪寺に詣でて、二荒山を日光山と改稱す
 十一月二十日 渤海使李承英朝貢す
 十一月 中 閑廢地を出願人に賜ひ之を開墾せしむ
 十二月 六日 令して池の捕魚を禁ず

二荒山を日光山と改む

是 歲 藤原冬嗣、藤原緒嗣等に勅して日本後紀を撰せしむ

弘仁十一年 庚子 皇紀一四八〇年 西曆八二〇年

正月廿一日 渤海使李承英等歸國す

閏正月廿四日 四天王銅像を近江梵釋寺に安置す

二月十四日 遠江、駿河の新羅人亂を作る、之を討ちて平定す

四月 七日 七道諸國の介以上を以て夷俘の專當とす

四月 九日 京畿は弘仁十年以前、七道諸國は弘仁九年以前の租庸調の未納を蠲除す

弘仁格式を撰す

四月廿一日 弘仁格式十卷を撰す

七月 九日 勅して大小の麥を諸國百姓に植ゑしむ

十一月 中 諸國に令して田圖を保存し、田籍は一班を経る毎に之を除かしむ

弘仁十二年 辛丑 皇紀一四八一年 西曆八二一年

刑法斷例を定む

正月 五日 刑法斷例十ヶ條を定む

正月 九日 藤原冬嗣を右大臣と爲す

正月 十日 參議秋篠安人歿す年七十

正月三十日 右大臣藤原冬嗣に詔して内裏式を撰せしむ

四月廿一日 水邊の山林を斬伐するを禁す

十一月十三日 渤海使王文矩朝貢す

十二月 四日 畿内に博士、醫師を置く

勸學院を設

是 歲 藤原冬嗣、勸學院を設立す

弘仁十三年 壬寅 皇紀一四八二年 西曆八二二年

三月 二日 對馬島史生を停め、博士を置く

三月十四日 舊例に准じて近江綠湖諸郡の穀を松原倉院に運び納めしむ

六月 四日 僧最澄寂す年五十六 灌頂儀式、梵語集、大佛頂集、藥師法、住心品私記、新集總持章、百字真言集、莊嚴戒論三卷、守護國界章九卷、法華註釋十四卷、顯戒論緣起、法華輔照、法華私記、仁王經註釋、長講仁王經、顯天臺依憑集、佛法相傳拘、正像末記、隨身錄、顯法華義抄八卷、金光明經註釋五卷、法華去惡四卷、法華疏記三卷、證明記、四教問答、三觀義、五佈畏集、三藏木名集、一念成佛論、字輪品鈔、祖師傳

七月十七日 新羅人四十名歸化す

七月廿四日 左大臣藤原眞夏薨す

十一月 中 僧眞圓、大和の益田池を掘る

弘仁十四年 癸卯 皇紀一四八三年 西曆八二三年

正月十九日 東寺に號を賜ひ、教王護國寺と曰ふ、僧空海を東寺長者とす

二月廿六日 比叡山根本中堂を延曆寺と稱す

三月 一日 越前江沼、加賀二郡を割きて加賀國を置く

三月十六日 京師の米價騰貴せるを以て、穀倉院の穀を貧民に糶賣す

延曆寺と稱

淳和天皇

四月十六日 讓位あり

四月十八日 皇子恒世王を立て皇太子とし給ふ、固辭せらる、乃ち正良親王を皇太子とし給

ふ

四月廿六日 文室綿麻呂薨す年五十九

四月廿七日 即位あり

五月 一日 皇母藤原旅子に皇太后を追尊さる

五月 五日 甲斐の賊酋吉禰候部井出麻呂等を伊豆に流す

六月 六日 故妃高志内親王に皇后を追尊さる

六月十一日 桓武夫人多治比真宗薨す年五十五

十一月廿二日 渤海使貞泰來朝す

天長 元年 甲辰 皇紀一四八四年 西曆八二四年 一月五日改元

正月 五日 改元あり

天台座主の
始め

六月廿二日 始めて僧義真を天台座主と爲す

七月 七日 上皇崩御、寶算五十一、追諡して平城天皇と曰ひ給ふ

七月十二日 平城天皇を楊梅陵大和添下郡郡跡村大字佐紀に葬る

八月 五日 諸國郡司をして十二年毎に圖牒を上らしむ

八月二十日 良吏を選び、巡察使を遣すこと等の六條を制定す

勘解由使を
復す

九月 十日 勘解由使を復す

十月 一日 多嶺島司を停め、大隅國に隸屬す

天長 二年 乙巳 皇紀一四八五年 西曆八二五年

正月 十日 加賀國を以て上國となす

二月廿四日 僧智泉寂す年三十七

三月三十日 攝津國江南四郡を和泉國に隸屬す

四月 五日 右大臣藤原冬嗣を左大臣に、藤原緒嗣を右大臣と爲す

四月 七日 弘仁十三、十四兩年の調庸を蠲除す

四月十三日 紀田上歿す年五十一

四月二十日 僧空海、勅によりて東寺の講堂を建立す

五月 中 六年に一度、諸國の定額寺の資財帳を上らしむ

閏七月十六日 佐味親王薨す年三十八

閏七月廿一日 江南四郡を再び攝津國に復隸す

閏七月 中 僧空海を東宮講師と爲す

八月廿七日 畿内七道に巡察使を置く

十一月 二日 施藥院使を置く

十一月廿八日 嵯峨上皇、寶算四十を賀せらる、賀儀の始めなり

十二月 三日 渤海使高承祖等隱岐國に來る

天長 三年 丙午 皇紀一四八六年 西曆八二六年

正月 中 始めて大仁王會を高野山慈尊院に修す

二月十六日 備前田原池を廢して神碕池を掘る

賀儀の始め

親王任國を定む

三月 二日 嵯峨妃多治比高子薨す年三十九
五月 一日 恒世親王薨す年二十二
七月廿四日 左大臣藤原冬嗣薨す年五十二日本後紀二十卷、内裏式三卷、弘仁格式
九月 六日 始めて上總、常陸、上野の三國守を大守と稱し、親王の任國と爲す
九月 中 新錢鑄造の間、銅を停めて年料熟銅千斤を上らしむ
十月 四日 勅して令律の問答私記を撰せしむ

天長 四年 丁未 皇紀一四八七年 西曆八二七年

畿内校田使を置く

正月十五日 畿内校田使を置く
二月廿七日 正子内親王を立て皇后とし給ふ

延曆寺戒壇院を建つ

三月十三日 河内の荒間地五十町を大學寮に給す

經國集を撰す

五月 一日 延曆寺戒壇院を創立す
五月 八日 僧勤操寂す年七十四
五月二十日 良峯安世、滋野貞主等に勅して近代詩賦を撰せしめ、名づけて經國集と稱せらる
五月廿六日 僧空海に勅して佛舍利を禁中に迎へ給ふ
六月廿一日 相撲司を設く

甲斐牧監を置く

十月十五日 甲斐に牧監を置く
十一月十三日 諸國に令して文殊會を修せしむ
天長 五年 戊申 皇紀一四八八年 西曆八二八年

畿内班田使を置く

正月十八日 渤海使王文矩等朝貢す
正月廿一日 畿内班田使を置く

平民學校の始め

閏三月廿七日 大中臣春繼、萩原王を射殺して伊豆に流さる
五月廿九日 兩京職に勅して詐偽せる百姓の戸計帳を糾正せしむ
是 歲 僧空海、綜藝種智院を設立す、之れ平民學校の始めにして何人も自由に入學するを許す

天長 六年 己酉 皇紀一四八九年 西曆八二九年

水車を造る

五月廿二日 嵯峨夫人藤原産子薨す年六十九
五月廿七日 諸國に勅して水車を造り灌漑に便ならしむ
六月 三日 京職の絶戸に田を授くるを停む、奸盜を絶つ爲めなり
八月二十日 桓武妃酒人内親王薨す年七十六

天長 七年 庚戌 皇紀一四九〇年 西曆八三〇年

萬多親王薨す

正月 三日 出羽に地震あり、死傷者多し
四月十九日 歌人小野岑守歿す年五十三凌雲新集一卷
四月廿一日 萬多親王薨す年四十二新撰姓氏錄三十卷
七月 六日 良岑安世薨す年四十六
十月 七日 大納言藤原三守等新撰格式を上る
十一月十六日 天長格式を頒つ

新撰格式を上る

閏十二月中 清涼殿に於て、始めて佛名會を行はる

天長 八年 辛亥 皇紀一四九一年 西曆八三一年

八月二十日 山城、河内に氷室各三所を増置せしむ

是 歲 滋野貞主等、祕府略一千卷を撰す

天長 九年 壬子 皇紀一四九二年 西曆八三二年

四月 二日 皇居を修す

六月 中 奏乙麻呂、越前國荒道の山道を作りしにより、王稅三百束を賜ふ

七月 五日 西寺講堂成る

十一月 二日 右大臣藤原緒嗣を左大臣に清原夏野を右大臣と爲す

是 歲 高野山に於て始めて萬燈會を行ふ

天長 十年 癸丑 皇紀一四九三年 西曆八三三年

正月 中 坂上清野を陸奥出羽按察史と爲す

二月十五日 右大臣清原夏野等、令義解を上る

二月十九日 詔して内裏式を刊定す

仁明天皇

讓位

二月廿八日 天皇、皇太子正良親王に讓位あり

二月三十日 恒貞親王を立て皇太子とし給ふ

三月 六日 即位あり

四月廿三日 皇太子恒貞親王、始めて孝經を讀む

五月十一日 武藏多摩、入間兩郡の境界に悲田所を置く

六月 三日 諸國に令して稻を貯へ、賑給に備へしむ

六月廿三日 山城の民に令し藻を卷きて魚を捕へしむ

七月 四日 天台座主第一世僧義真寂す年五十三天臺宗義集一卷、雜疑問一卷

七月 八日 令して人民の姓名及び山川郡邑の地名の御諱に觸るゝものを改ためしむ

十一月 中 諸國をして永く糶市を行はしむ

承和 元年 甲寅 皇紀一四九四年 西曆八三四年 一月三日改元

正月 三日 改元あり

正月 七日 天皇、豐樂殿に出御して左右馬寮の白馬を牽くを覽給ふ

正月 八日 僧空海に命じて眞言院の御修法を始めしむ、七日間に及ぶ

正月十九日 藤原常嗣を遣唐持節大使に、小野篁を副使と爲す

二月 二日 丹墀貞成を造船使長官と爲す○新羅人來朝す筑紫人之を傷く

二月十二日 勅して金銀の薄泥を使用するを禁ず

七月廿二日 陸奥に鎮守府の印を賜ふ

八月 九日 上皇、嵯峨院に遷り給ふ

九月 十日 僧護命寂す年八十五義燈解節記、理門解節記、因明疏解節記、法苑解節記、法苑記、法華解節記十卷、唯識解節記十卷、最勝解節記六卷、心經解節記六卷、法華論抄五卷、研神章五卷、金剛

般若解節十卷、略疏、涅槃問答義、華嚴十住義、識略釋、二十唯識略抄、樞要解節記

僧義真寂す

悲田所を置く

白馬節會の始め

金銀の薄泥の使用を禁ず